

# 学校教育に関する 保護者アンケート

調査結果

平成21年3月

内閣府

# 調査の概要(1)

- **調査の目的**

学習者本位の教育を実現するための教育制度に関連性が高い、教員の採用・評価、学校評価、学校選択制などについて、学齢児童生徒の保護者の意見を把握することを目的とする。

(内閣府より本年度のアンケート実施の委託を受けたコーエイ総合研究所が実施)

- **調査対象者**

小学校、中学校、高等学校に通う子どもをもつ保護者

- **調査手法**

インターネットによるWebアンケート

- **調査実施時期**

2009年1月末

# 調査の概要(2)

## ● 回答者数

2,200人の保護者からアンケートを回収した。

\* 小学校低学年、小学校高学年、中学校に通う子どもを持つ保護者それぞれ660人  
高等学校に通う子どもを持つ保護者220人

## ● 回答者の属性

性別： 男性1,186人(54%)、女性1,014人(46%)

年齢： 20歳～29歳15人(1%)、30歳～39歳579人(26%)、40歳～49歳1,341人(61%)、  
50歳～59歳261人(12%)、60歳～4人(0.2%)

地域： 北海道116人(5%)、東北127人(6%)、北関東<sup>(注)</sup>72人(3%)、東京307人(14%)、  
南関東<sup>(注)</sup>488人(22%)、甲信越63人(3%)、北陸36人(2%)、東海270人(12%)、  
近畿397人(18%)、中国112人(5%)、四国64人(3%)、九州沖縄148人(7%)

注：北関東は茨城、栃木、群馬の3県、また南関東は埼玉、千葉、神奈川の3県

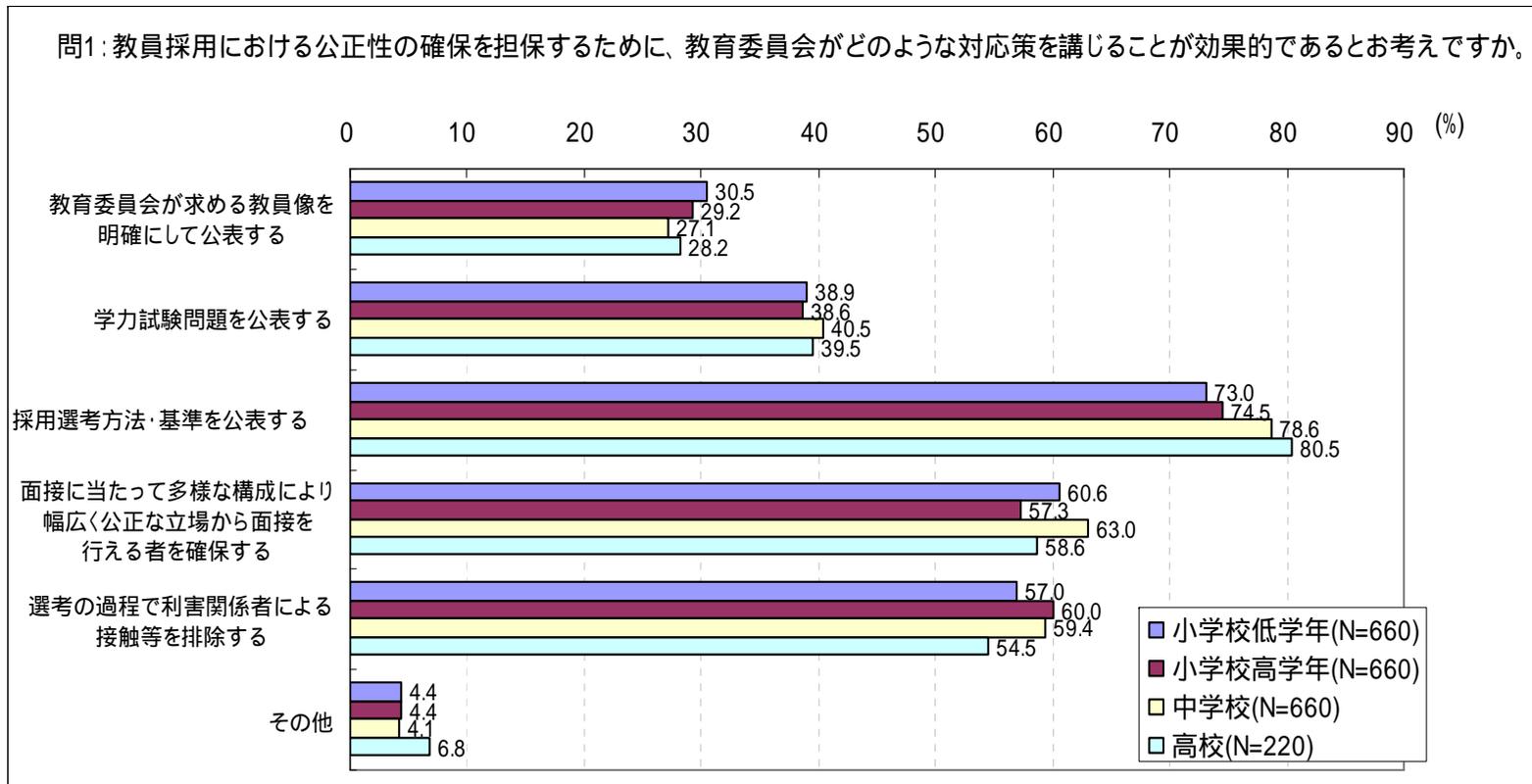
## 学校教育に関する保護者アンケート 質問項目

- |        |                      |       |                               |
|--------|----------------------|-------|-------------------------------|
| 問1.    | 教員採用の公正性の確保について      | 問21.  | 教育予算配分について                    |
| 問2.    | 特別免許状について            | 問21.1 | 教育予算配分について(賛成の理由)             |
| 問3.    | 保護者による教員評価について       | 問21.2 | 教育予算配分について(反対の理由)             |
| 問4.    | 児童生徒による教員評価について      | 問22.  | 就学校変更について                     |
| 問5.    | 教員評価の結果の活用について       | 問23.  | 就学校指定の際の申立について                |
| 問6.    | 教員評価の勤務評定への反映について    | 問23.1 | 就学校変更の理由について                  |
| 問6.1   | 教員評価の勤務評定への反映の程度について | 問23.2 | 就学校変更の申立の結果について               |
| 問7.    | 教員評価の方法について          | 問24.  | 就学校変更の手続き等の公表について             |
| 問8.    | 不適格教員の判定について         | 問24.1 | 就学校変更の手続きについて                 |
| 問9.    | 学校評価の実施状況について        | 問24.2 | 就学校変更の申立について                  |
| 問10.   | 児童生徒による教員評価の実施状況について | 問25.  | 就学校変更の理由について                  |
| 問11.   | 保護者による教員評価の実施状況について  | 問26.  | 就学校変更を認めてほしい理由について            |
| 問12.   | 授業評価の方法について          | 問27.  | 在学中の就学校変更について                 |
| 問13.   | 児童生徒による教員評価の内容について   | 問27.1 | 在学中の就学校変更の理由について              |
| 問14.   | 保護者による教員評価の内容について    | 問27.2 | 在学中の就学校変更の申立の結果について           |
| 問15.   | 教員評価の匿名性確保について       | 問27.3 | 在学中の就学校変更を申し立てない理由について        |
| 問16.   | 学校による自己評価について        | 問28.  | 全国学力・学習状況調査の結果の公表について         |
| 問16.1  | 自己評価の公表方法について        | 問28.1 | 全国学力・学習状況調査の結果の公表の理由について      |
| 問17.   | 教員評価の効果について          | 問28.2 | 全国学力・学習状況調査の結果の公表の方法について      |
| 問17.1  | 教員評価の効果がないと思う理由について  | 問28.3 | 全国学力・学習状況調査の結果を公表すべきでない理由について |
| 問18.   | 学校選択制について            | 問29.  | 都道府県立高校就学状況について               |
| 問19.   | 学校選択制の活用について         | 問29.1 | 公立高校での懲戒措置について                |
| 問20.   | 学校選択制の導入状況について       | 問29.2 | 公立高校の懲戒措置の内規について              |
| 問20.1  | 学校選択制の活用状況について       | 問29.3 | 公立高校の懲戒措置の内規の公表について           |
| 問20.2  | 学校選択で重視する点について       | 問30.  | 子どものいじめについて                   |
| 問20.3  | 学校選択制の結果について         | 問30.1 | いじめの種類について                    |
| 問20.4  | 学校選択制の良い点について        | 問30.2 | いじめの認識のきっかけについて               |
| 問20.5  | 学校選択の際の参考情報について      | 問30.3 | いじめへの保護者の対応について               |
| 問20.6  | 学校選択制の悪い点について        | 問30.4 | いじめへの学校等の対応について               |
| 問20.7  | 学校選択制が問題と感じる理由について   | 問30.5 | いじめの改善状況について                  |
| 問20.8  | 学校選択制が望ましい理由について     | 問30.6 | いじめの予防策について                   |
| 問20.9  | 学校選択の時期について          |       |                               |
| 問20.10 | 学校選択制が必要ない理由について     |       |                               |
| 問20.11 | 学校選択制の運用について         |       |                               |

# 調查結果

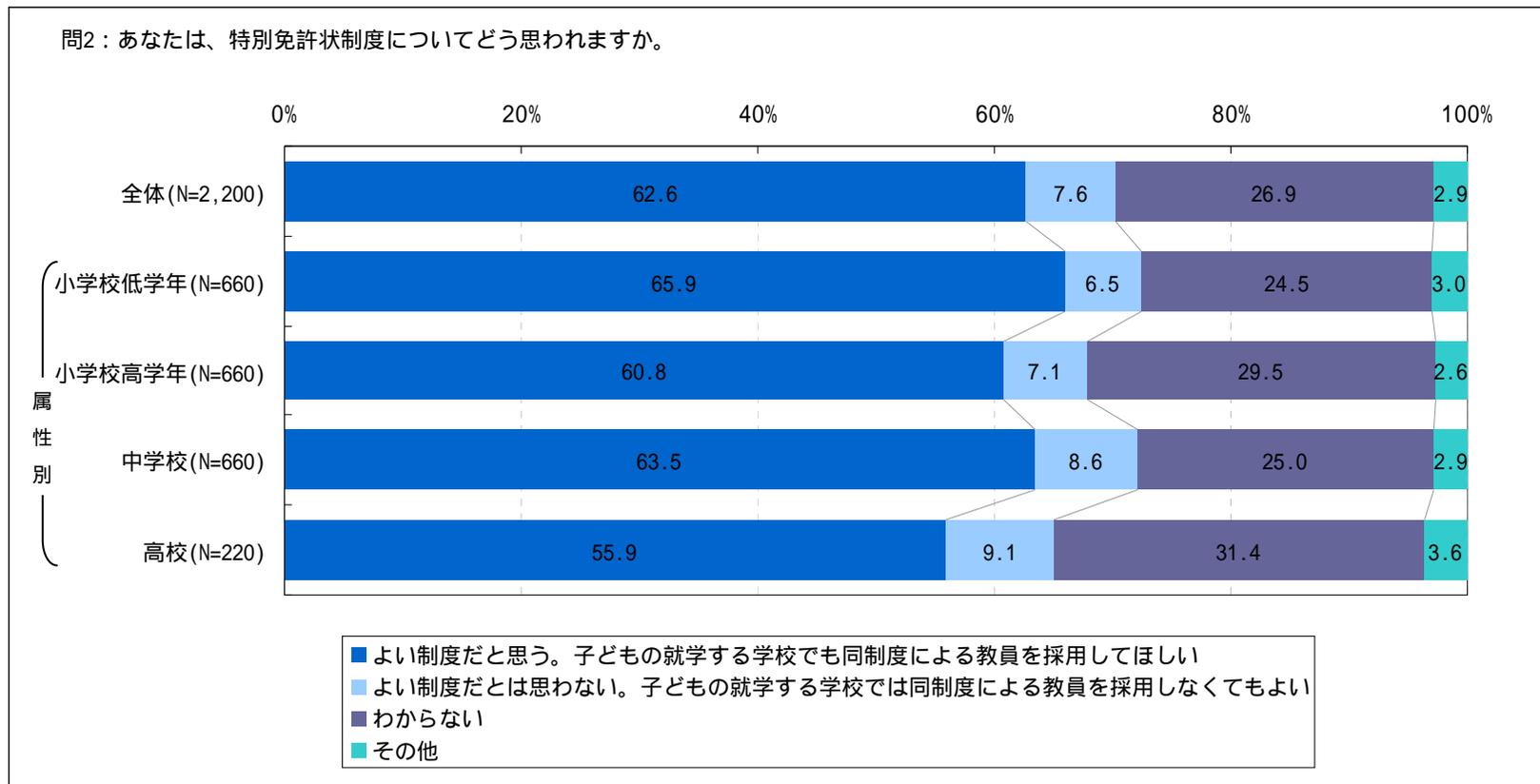
# 問1. 教員採用の公正性の確保について

75%程度の保護者が、教員採用の公平性確保のためには採用選考方法とその基準を公表することが効果的である、と考えているという結果が現れている。自由記述回答では、民間人や民間機関などの第三者に採用を委託するのがよいのではないか、という意見も見られた。



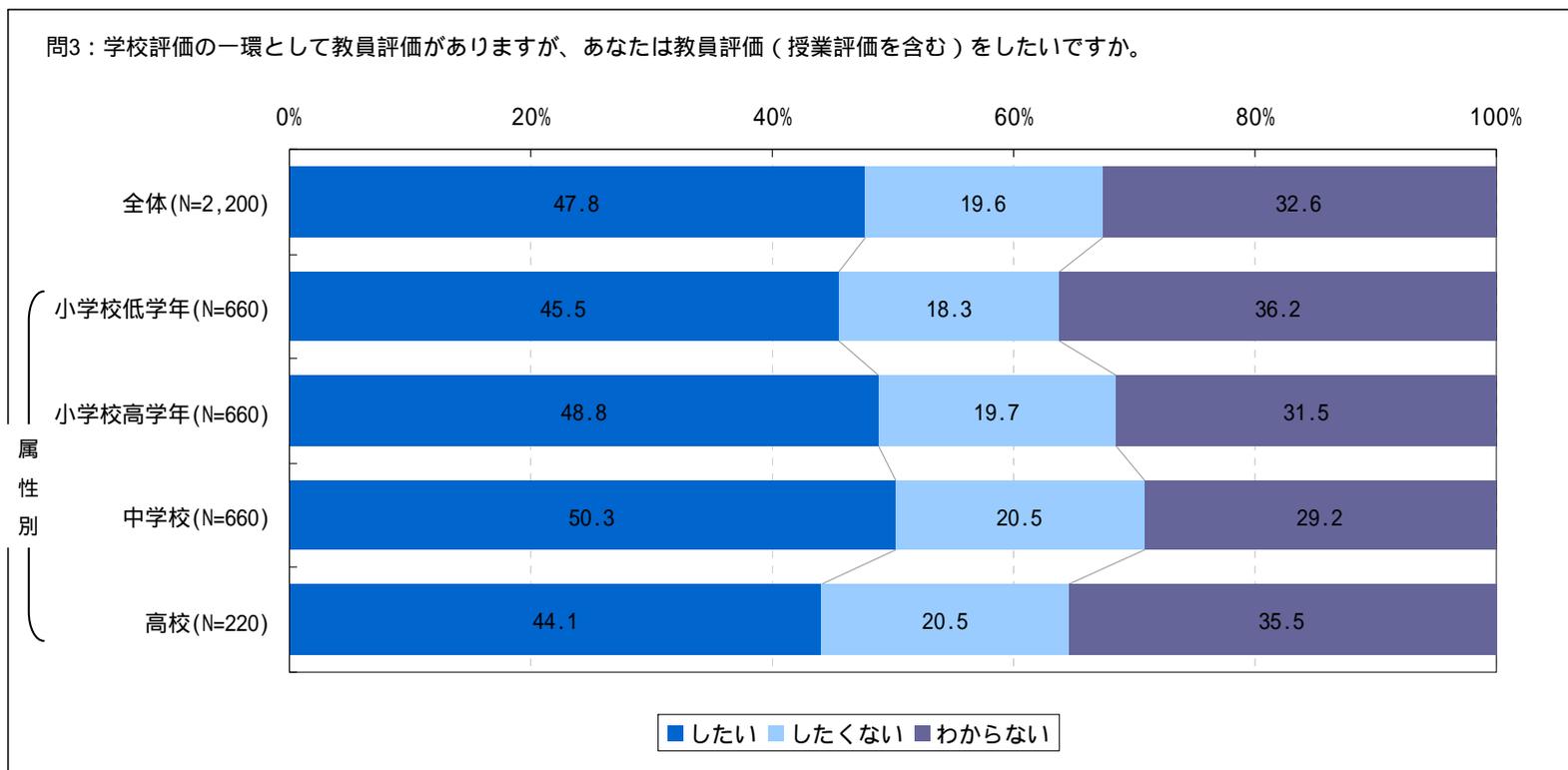
## 問2．特別免許状について

60%程度の保護者が、特別免許状制度を良い制度であると評価しており、導入を希望している。ただし、自由記述回答では、この制度でも教育委員会が選任するのであれば縁故採用につながるのでは、とその制度の柔軟さが故に採用基準に不明瞭な要素があり、その点について疑念をいただく回答も見られた。



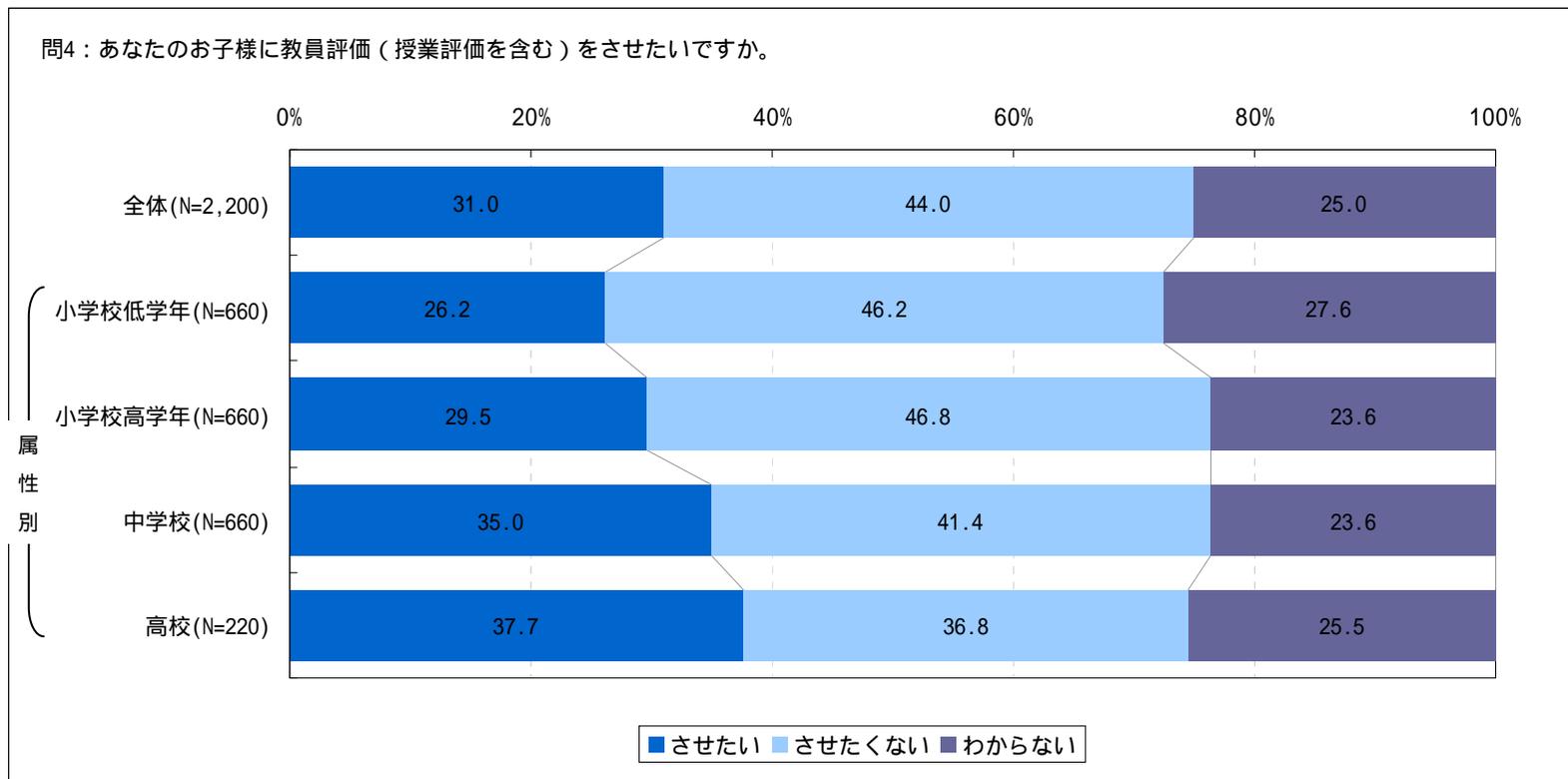
# 問3 . 保護者による教員評価について

教員評価に参加したいと考える保護者が50%弱いる一方で、20%程度の保護者は参加したくないと考えている。



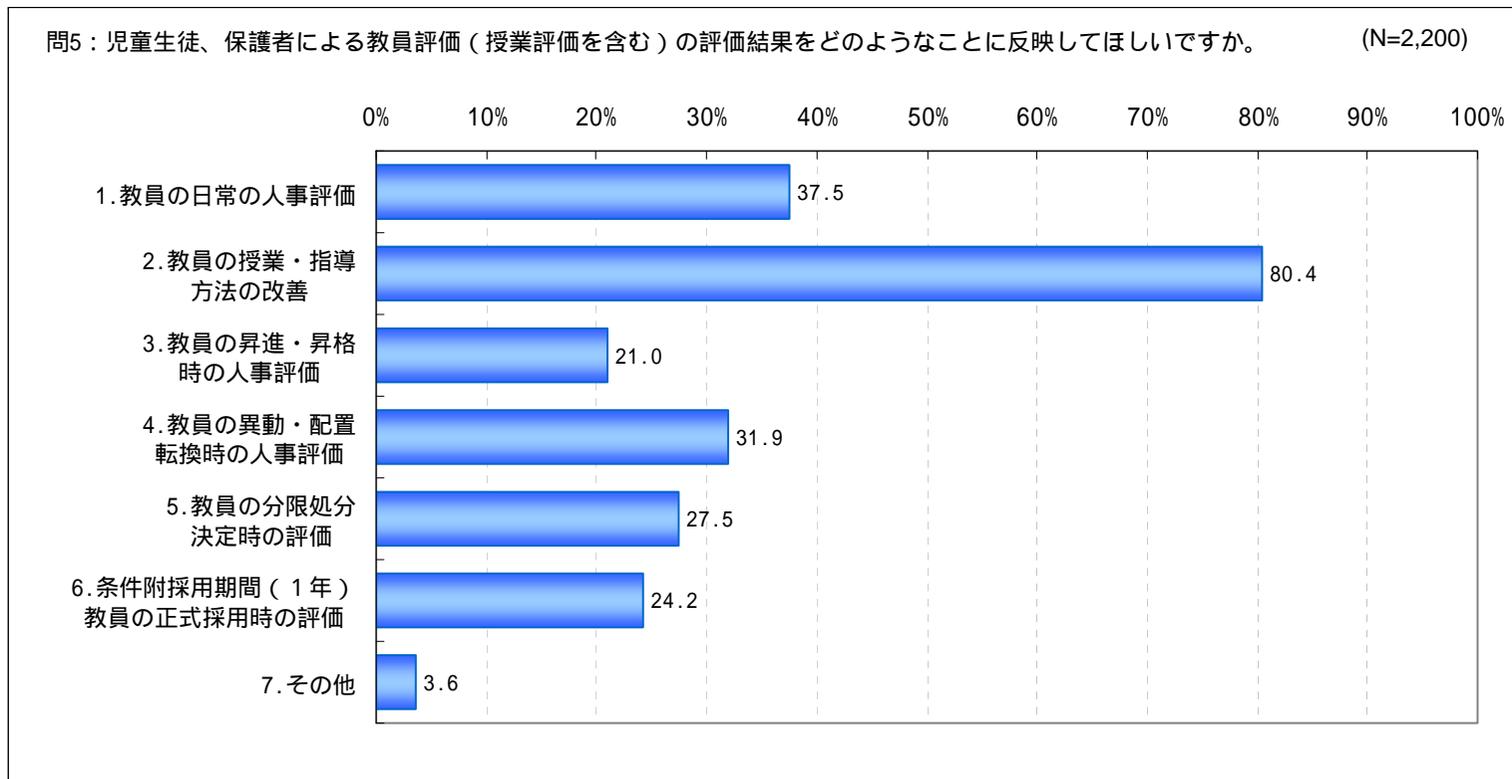
# 問4．児童生徒による教員評価について

小中学校の児童生徒の保護者では、子どもに教員評価をさせたくないと思う人数が教員評価をさせたいと考える人数を上回っている。教員評価をさせたいと考える保護者の人数は、通学する子どもの年齢が高くなるにつれて、その人数も高くなる傾向が読み取れる。



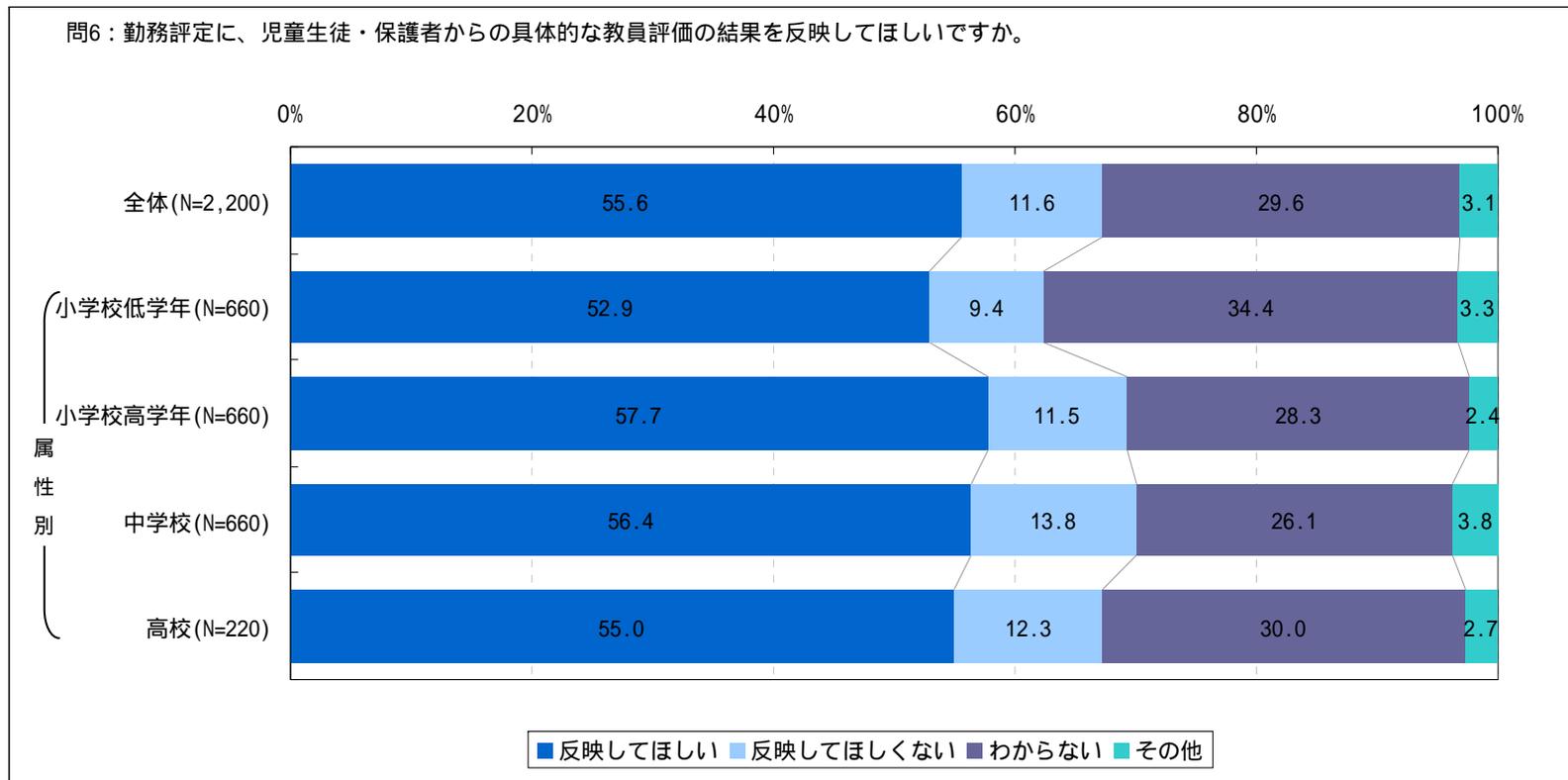
# 問5 . 教員評価の結果の活用について

教員評価の結果の活用方法としては、80%程度の保護者が授業・指導方法に反映してほしいと回答している。人事評価への反映については、30%程度の保護者が望んでいる。また、自由記述回答では、校長など管理職についての評価の必要性について指摘するものもあった。



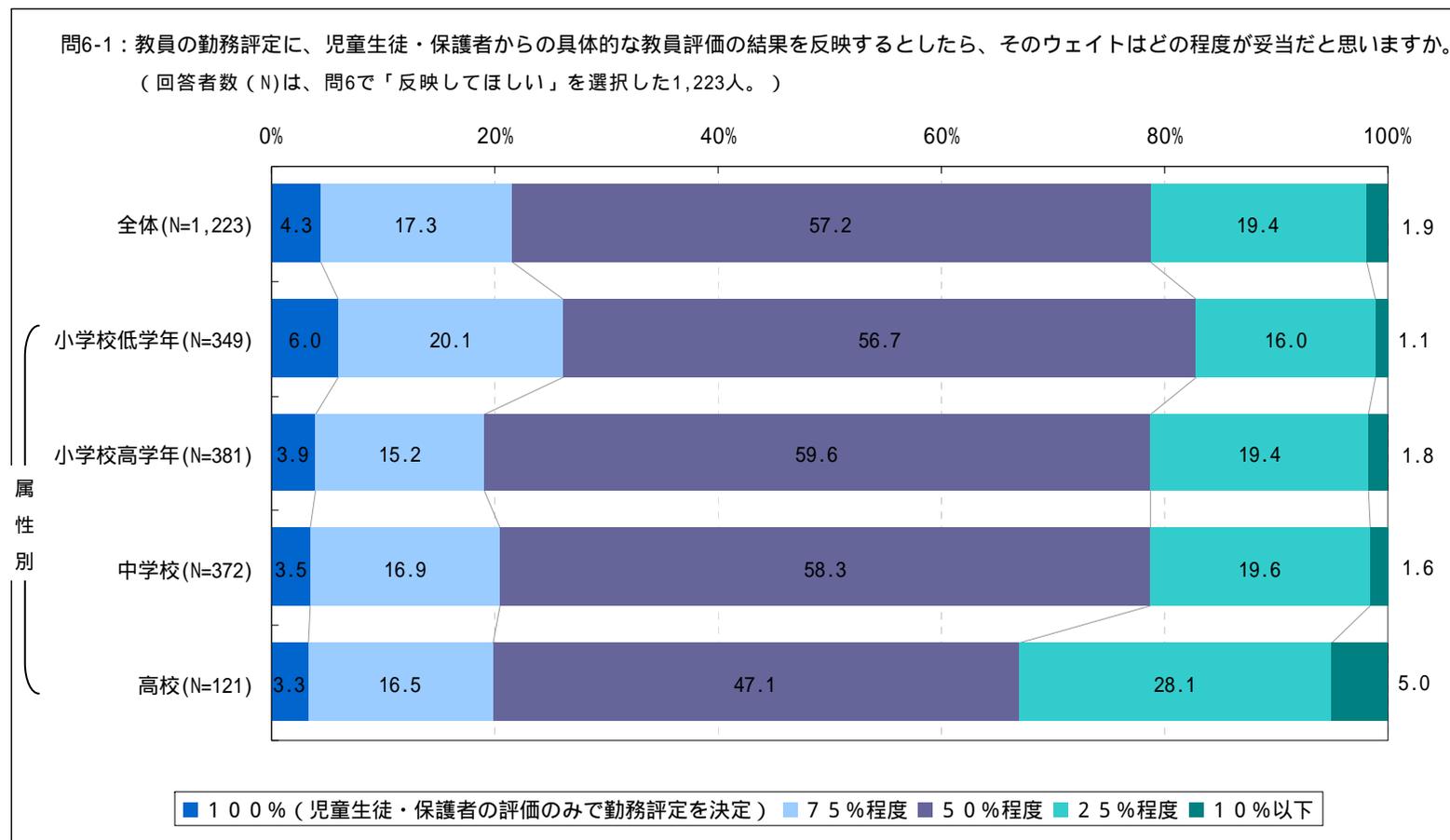
# 問6 . 教員評価の勤務評定への反映について

保護者あるいは子どもたちの教員評価を、勤務評定に反映させてほしいと考える保護者が半数を超えることがわかる。自由記述回答では、児童生徒が教師を直接評価するのではなく、保護者が代表して評価すべきであるという意見も見られた。



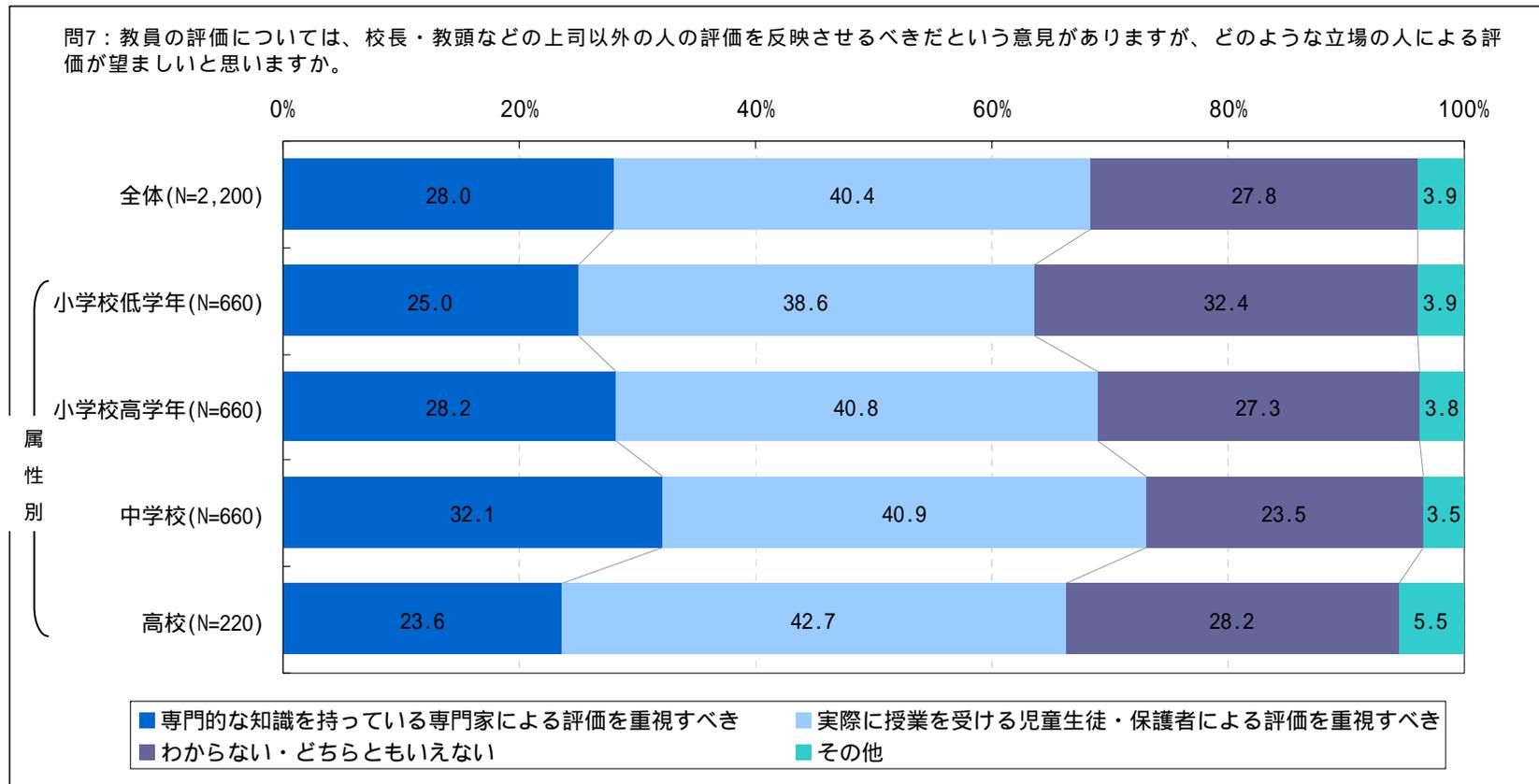
# 問6.1 教員評価の勤務評定への反映の程度について

保護者あるいは子どもたちの教員評価を勤務評定に反映することを希望する保護者の中では、50%程度のウェイトで反映させることが望ましいと考える人数が半数を超え、多数派を占めている。



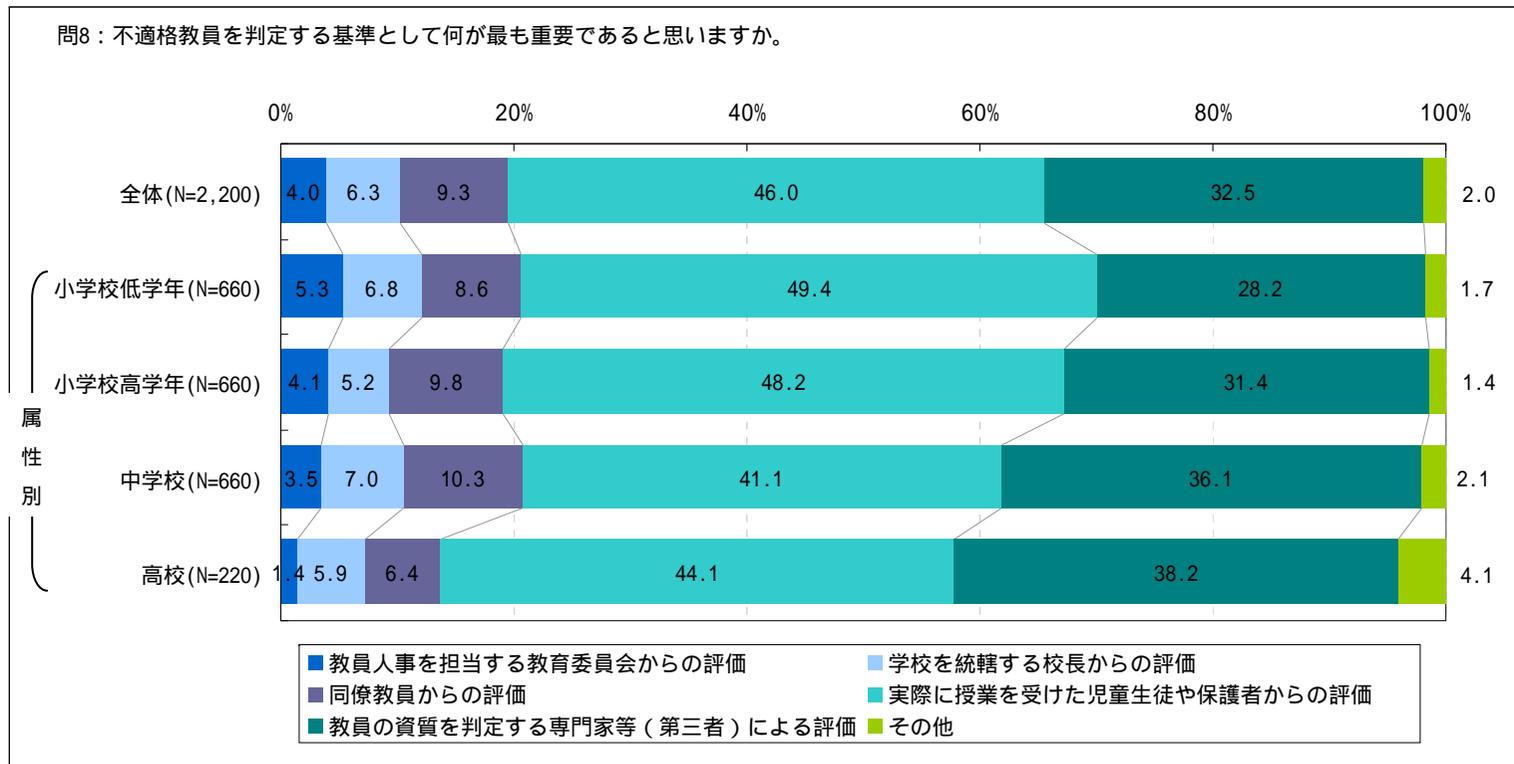
# 問7. 教員評価の方法について

教員評価については、児童生徒や保護者の評価を重視すべきであるとする保護者の人数が、専門的な知識を持っている専門家の評価を重視すべきとする保護者の人数を上回っている。その他の回答では、同僚教師による相互評価が望ましいという回答も10名以上から得られた。



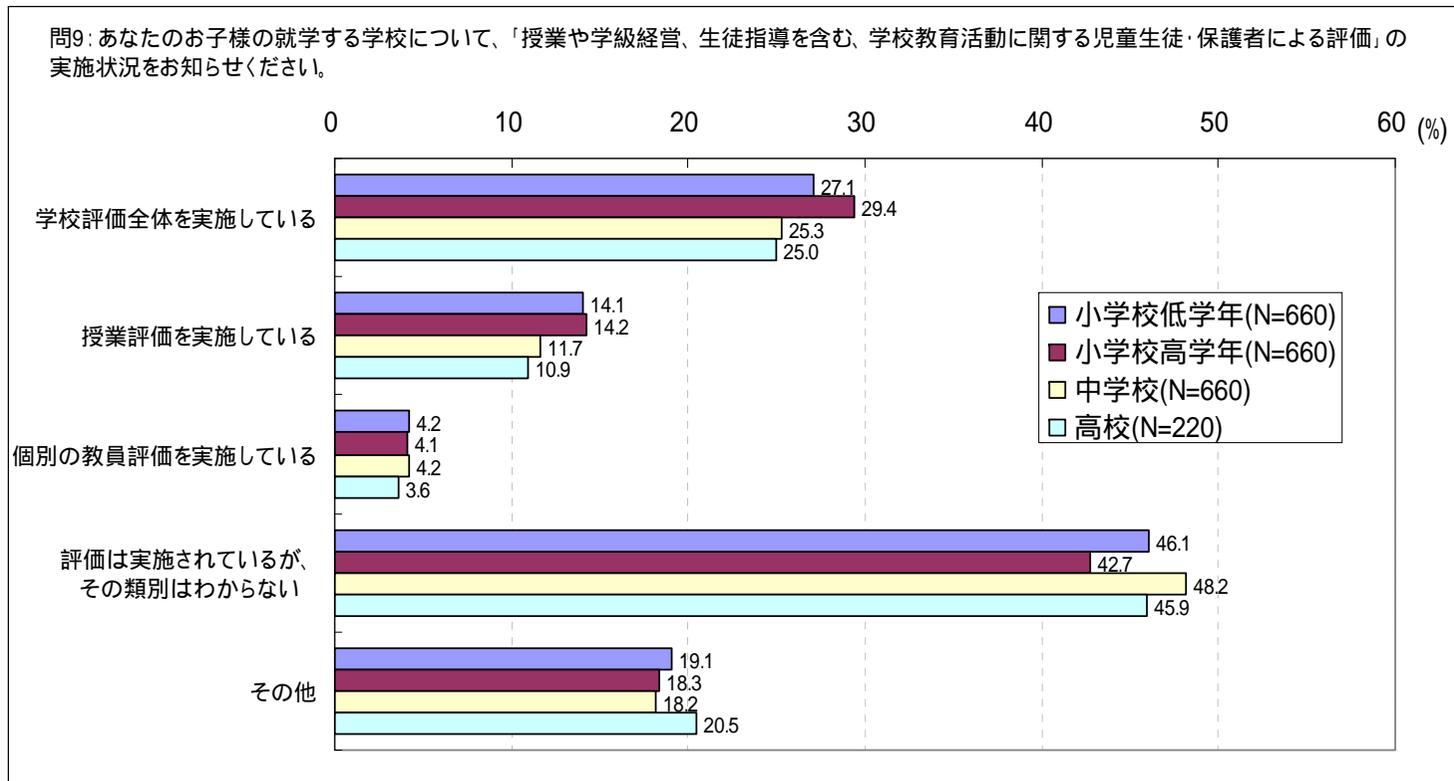
# 問8 . 不適格教員の判定について

不適格教員の判定については、その教員の授業を実際に受ける児童生徒またはその保護者の意見を尊重すべきであるとする保護者が40%以上を占め、次いで第三者の専門家などの評価を重要視するべきであるとする保護者が多い。教員が所属する学校の教職員や管轄する教育委員会の評価を重要視するべきであるとする保護者は、それぞれ10%以下と非常に少ないことがわかる。また自由記述回答では、そもそも不適格な人間が採用されてしまっているならば、採用制度自体が問題である、という回答も得られた。



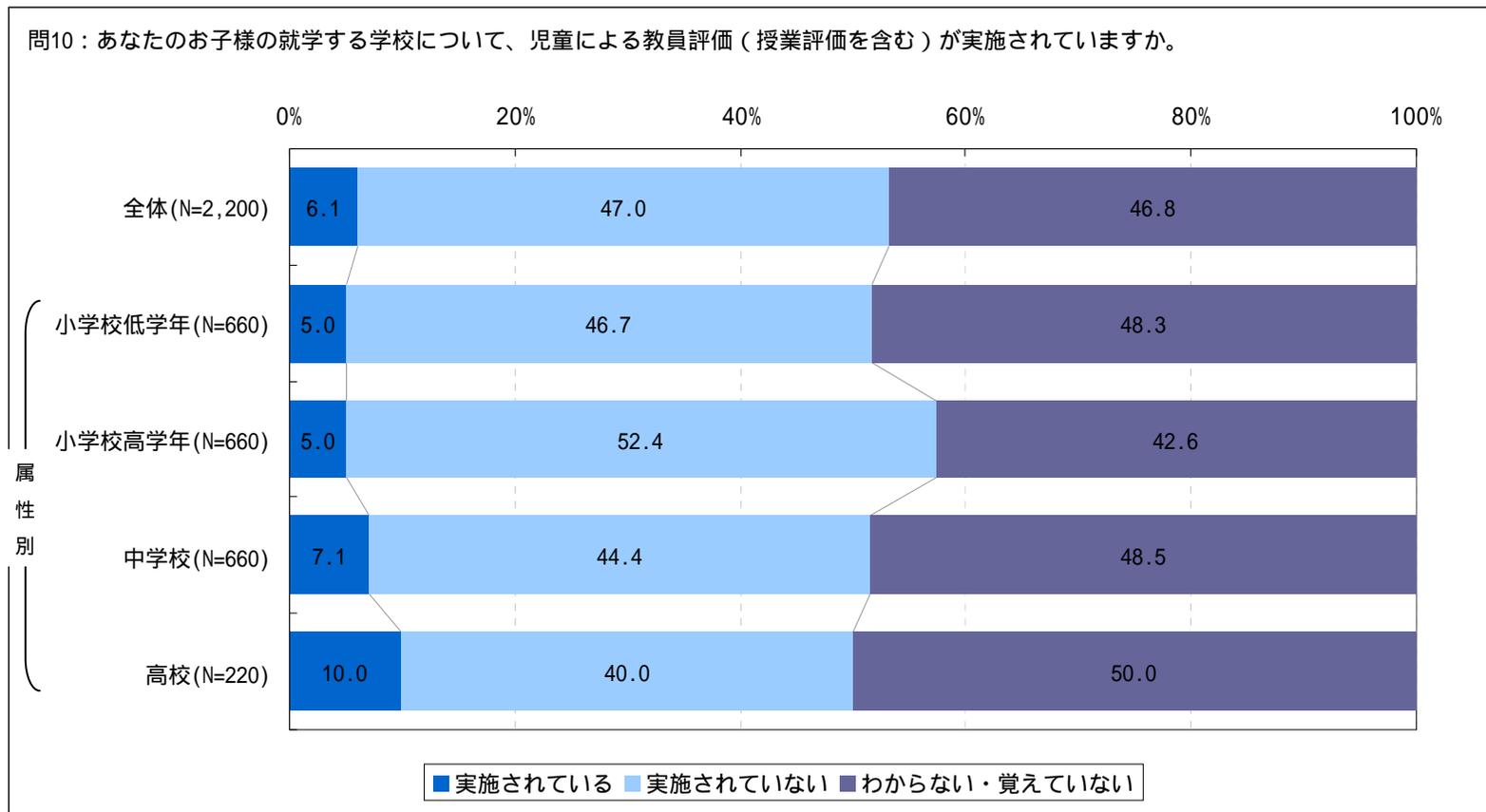
# 問9. 学校評価の実施状況について

保護者には学校評価が実施されているとの認識はある一方で、評価の内容についての認知度は低い。また、教員別の評価実施の認知度が低いことも現れている。20%程度の保護者が「その他」を選択して「していないと思う」または「分からない」、「知らない」と記述しており、学校評価が実施されている場合にもその実施自体の認知度が低い可能性がある。



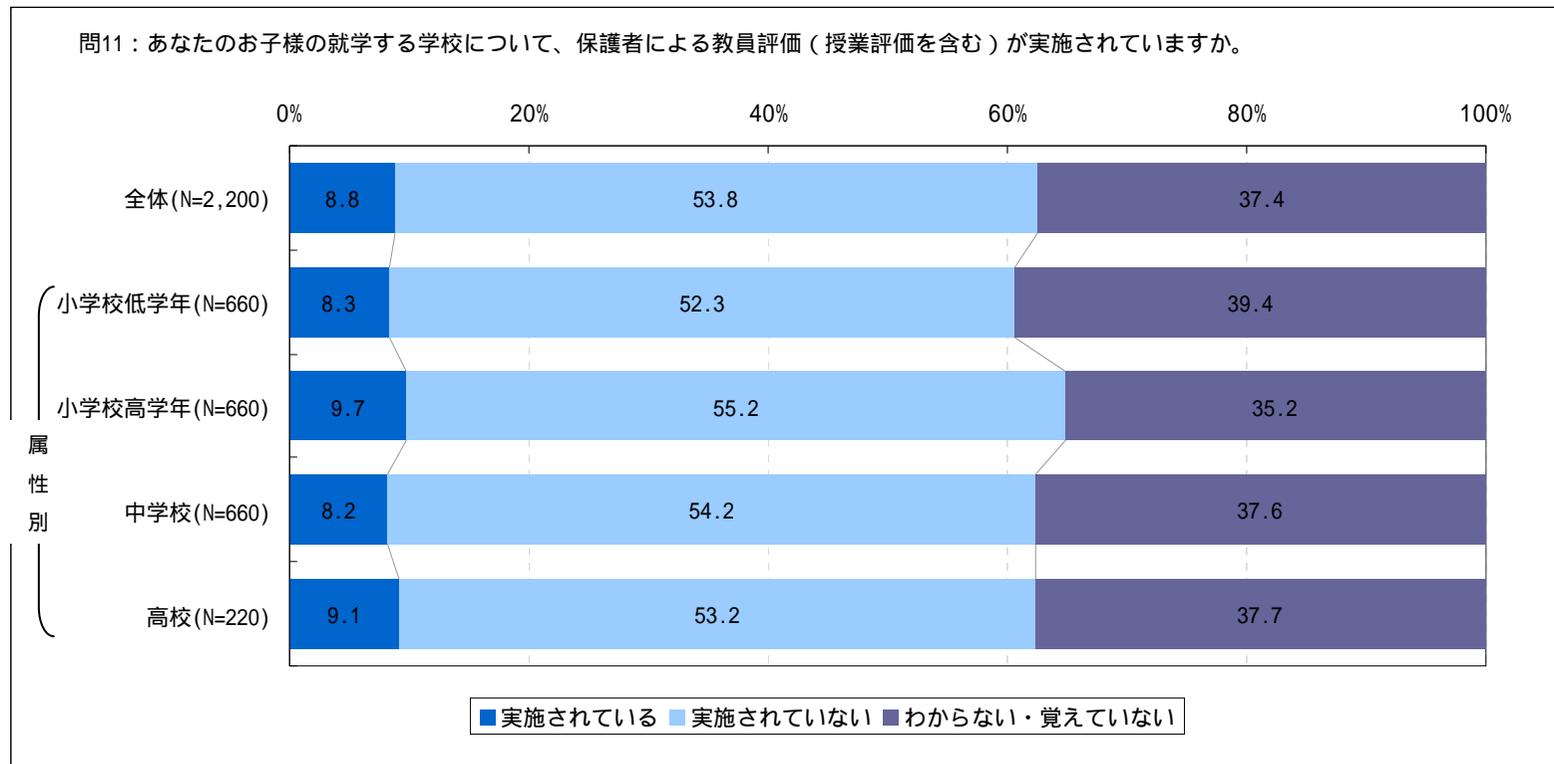
# 問10. 児童生徒による教員評価の実施状況について

児童・生徒による教員評価(授業評価を含む)の実施について、「わからない、覚えていない」と回答している保護者が約半数という結果であり、認知度は低いことが分かる。



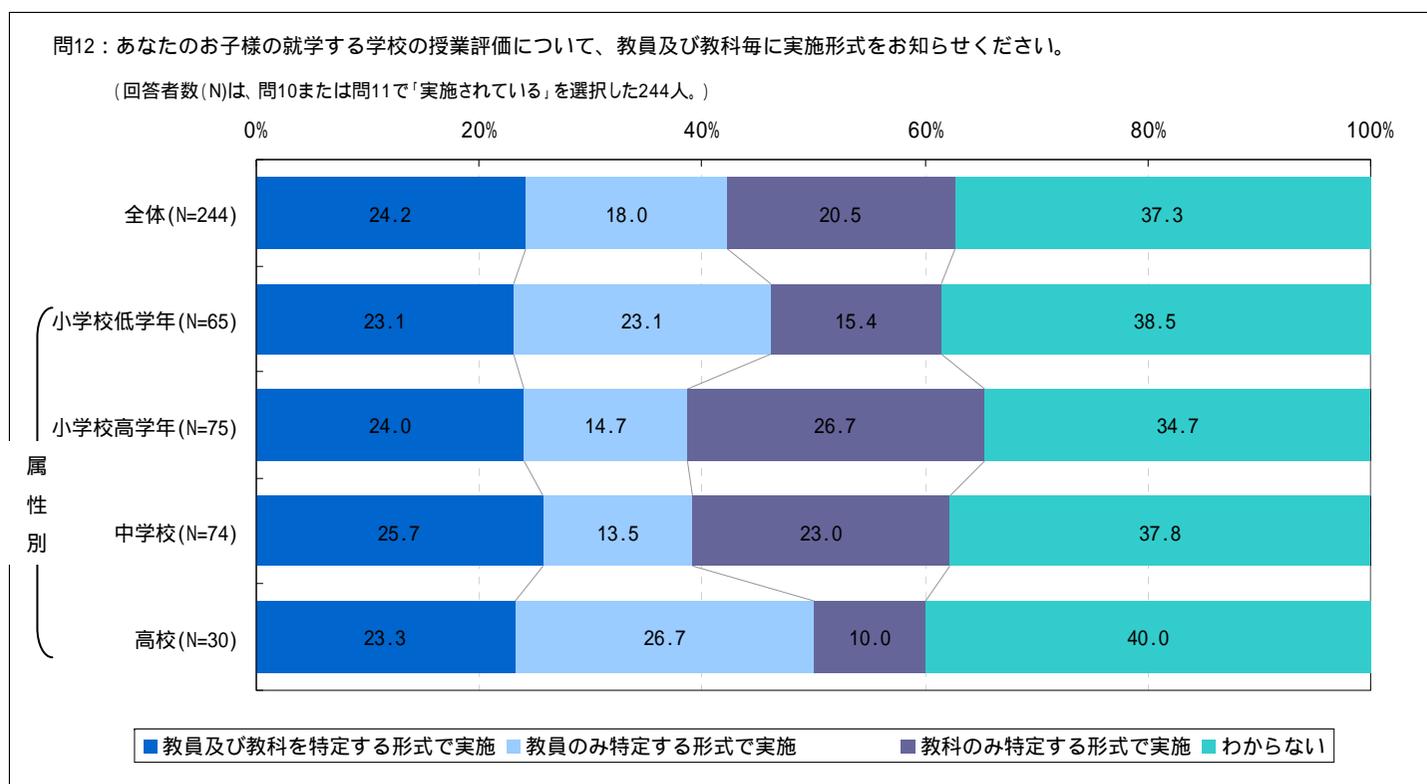
# 問11. 保護者による教員評価の実施状況について

保護者による教員評価(授業評価を含む)の実施について、「わからない、覚えていない」と回答している保護者が約半数という結果であり、認知度は低いことが分かる。



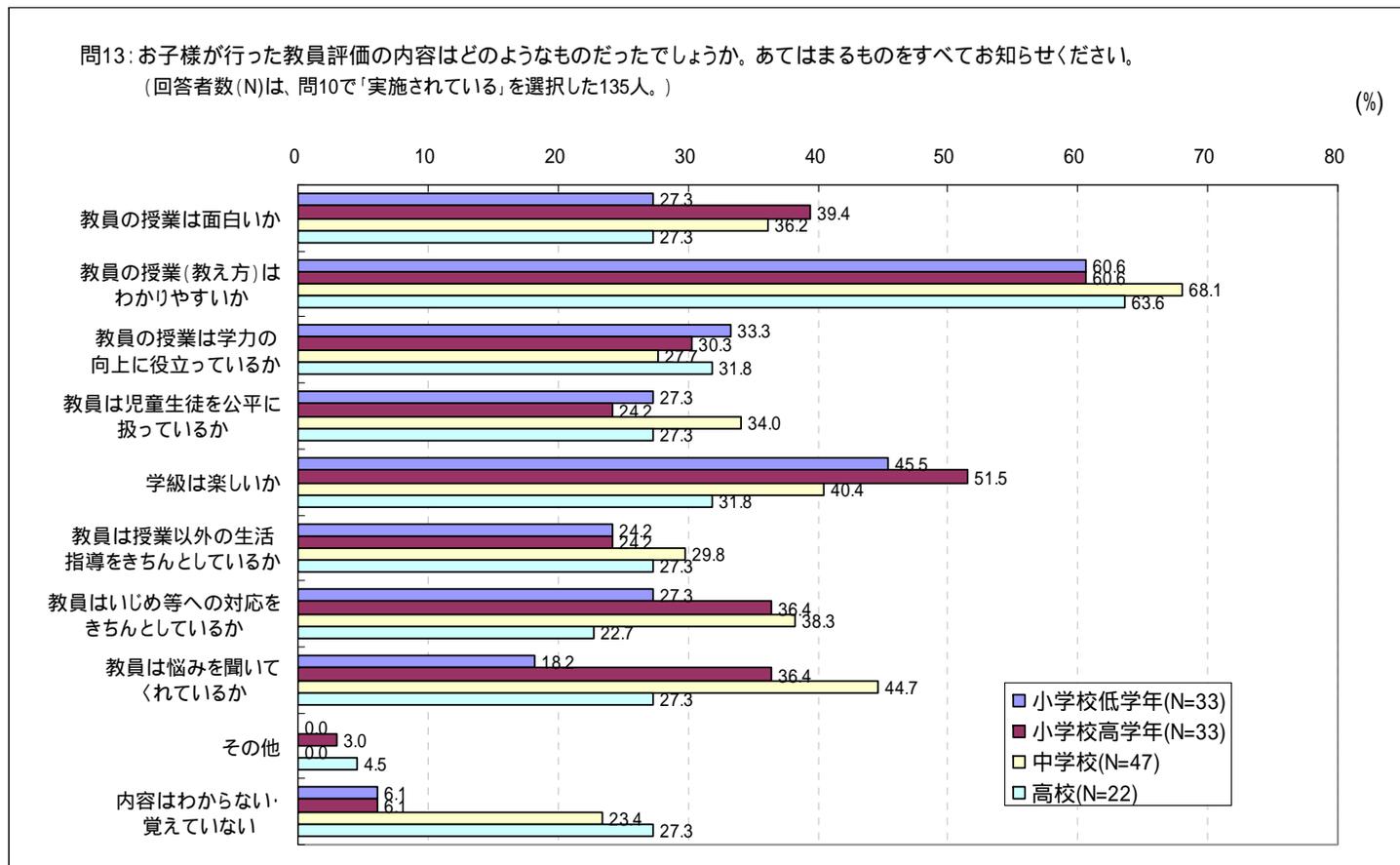
## 問12. 授業評価の方法について

一人の学級担任が多くの教科を教える小学校低学年では、教員のみを特定する評価が多い。中学校と高校では、原則として1教科1教員の教育体制が多数を占めるものと考えられるが、本調査の結果として「教員のみ特定」と「教科のみ特定」の割合の高い順序が中学校と高校で逆になっているのは興味深い結果である。高校では、教科がさらに科目に細分化され、それぞれの科目の担当教諭が異なることが背景にあることも推察される(社会科において、歴史、地理、公民などの科目に分かれるなど)。



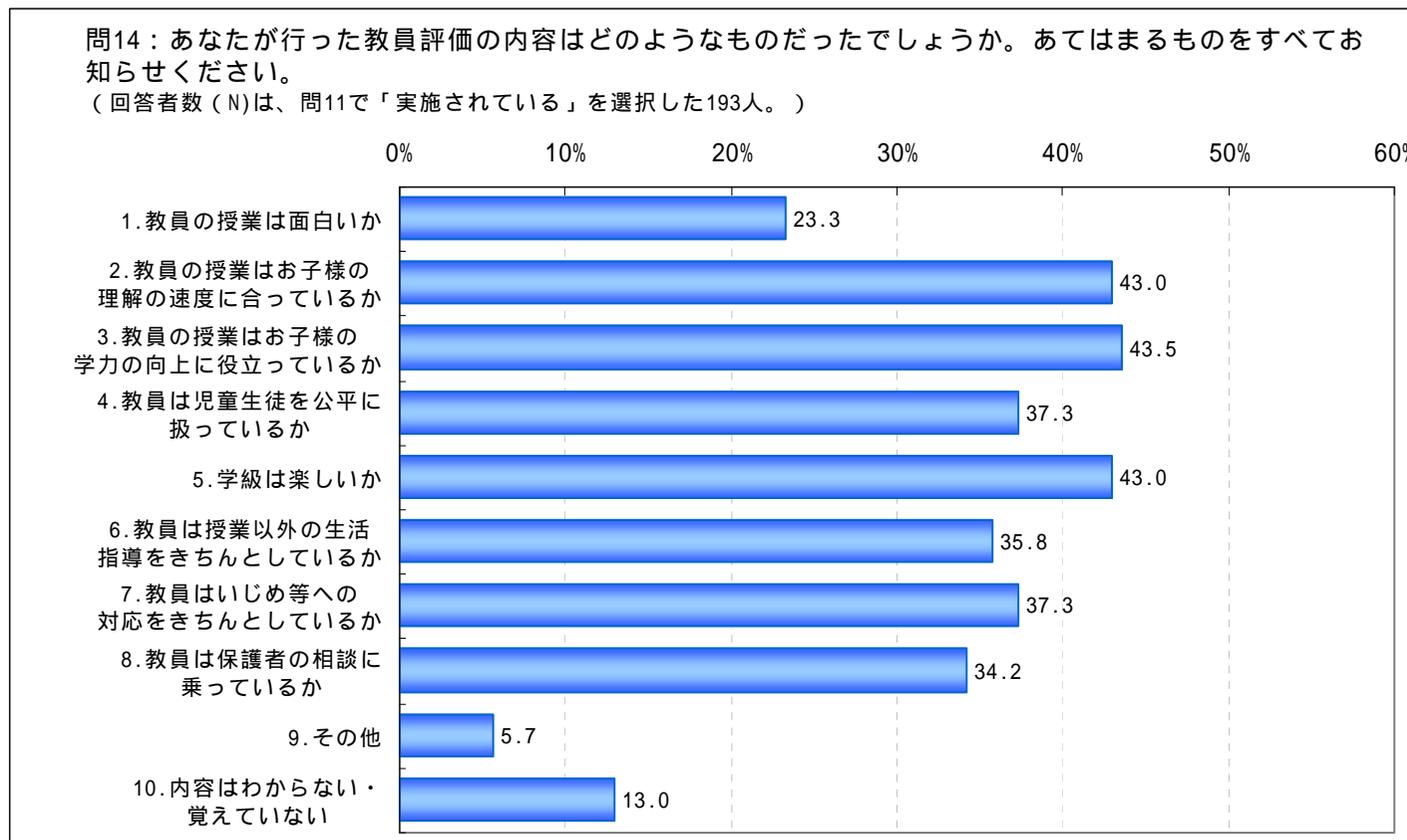
# 問13. 児童生徒による教員評価の内容について

児童・生徒による教員評価(授業評価を含む)が実施されている場合、「教員の教え方のわかりやすさ」や「学校は楽しいか」について実施されていることが多いことがわかる。



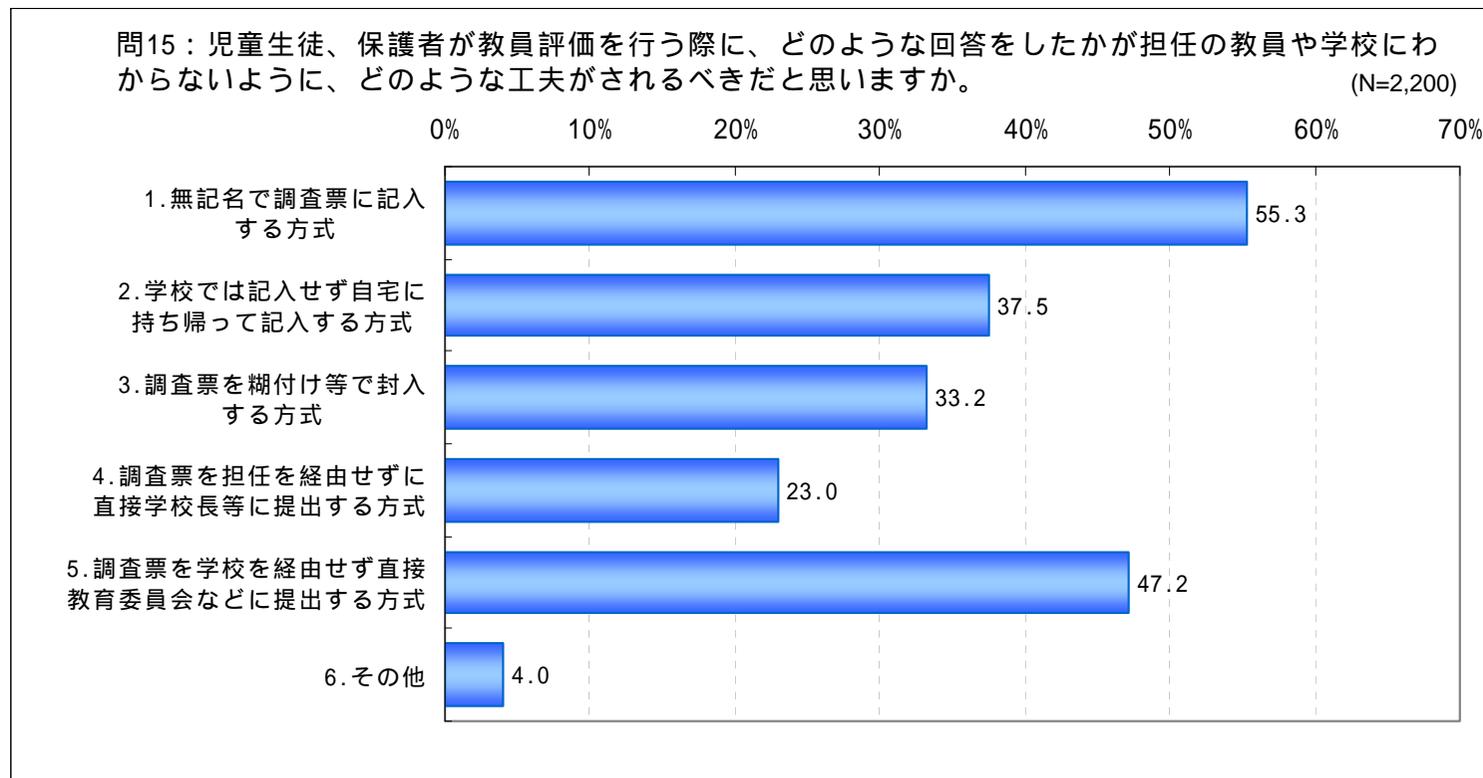
# 問14. 保護者による教員評価の内容について

保護者が実際に行った教員評価について聞いたところ、「子どもの理解にとっての適切な授業の速度」、「子どもの学力の向上成果」、「楽しい学級運営」の3つへの回答が、40%を超えて最も多かった。また、自由記述回答で、教員評価の方法として授業参観の際にその授業の進め方などの項目で授業評価を行った、という補足説明的な回答が得られた。



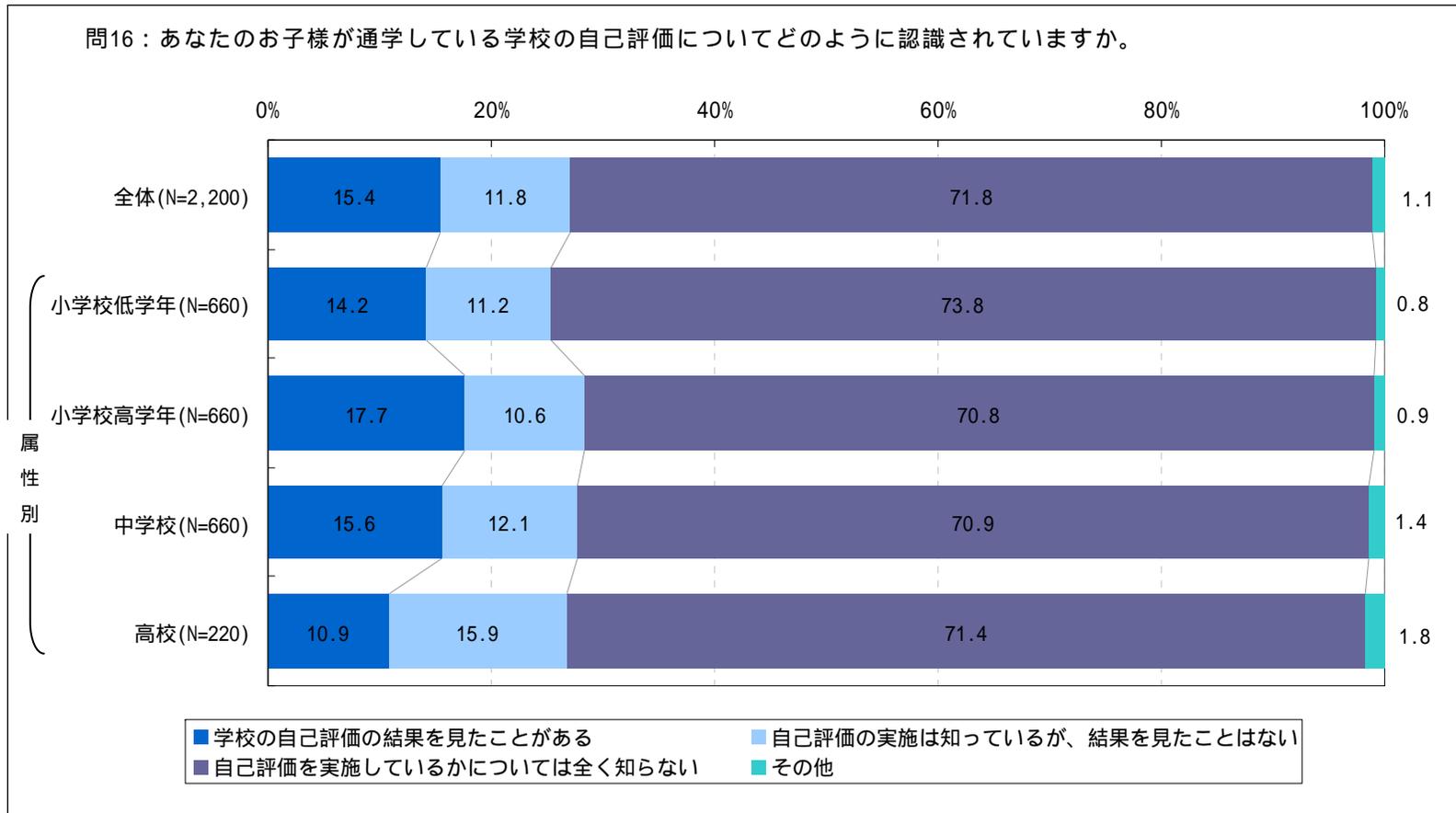
# 問15 . 教員評価の匿名性確保について

教員評価の際の匿名性の担保のための工夫については、無記名方式が望ましいと考える保護者が50%を超えている。また、学校を通さず、教育委員会など上位機関への直接提出が望ましいと考える保護者も50%近くいた。また自由記述回答では、学校や教育委員会への提出ではなく第三者専門委員会のような組織へ直接提出することが望ましいとする回答も10名以上から得られた。



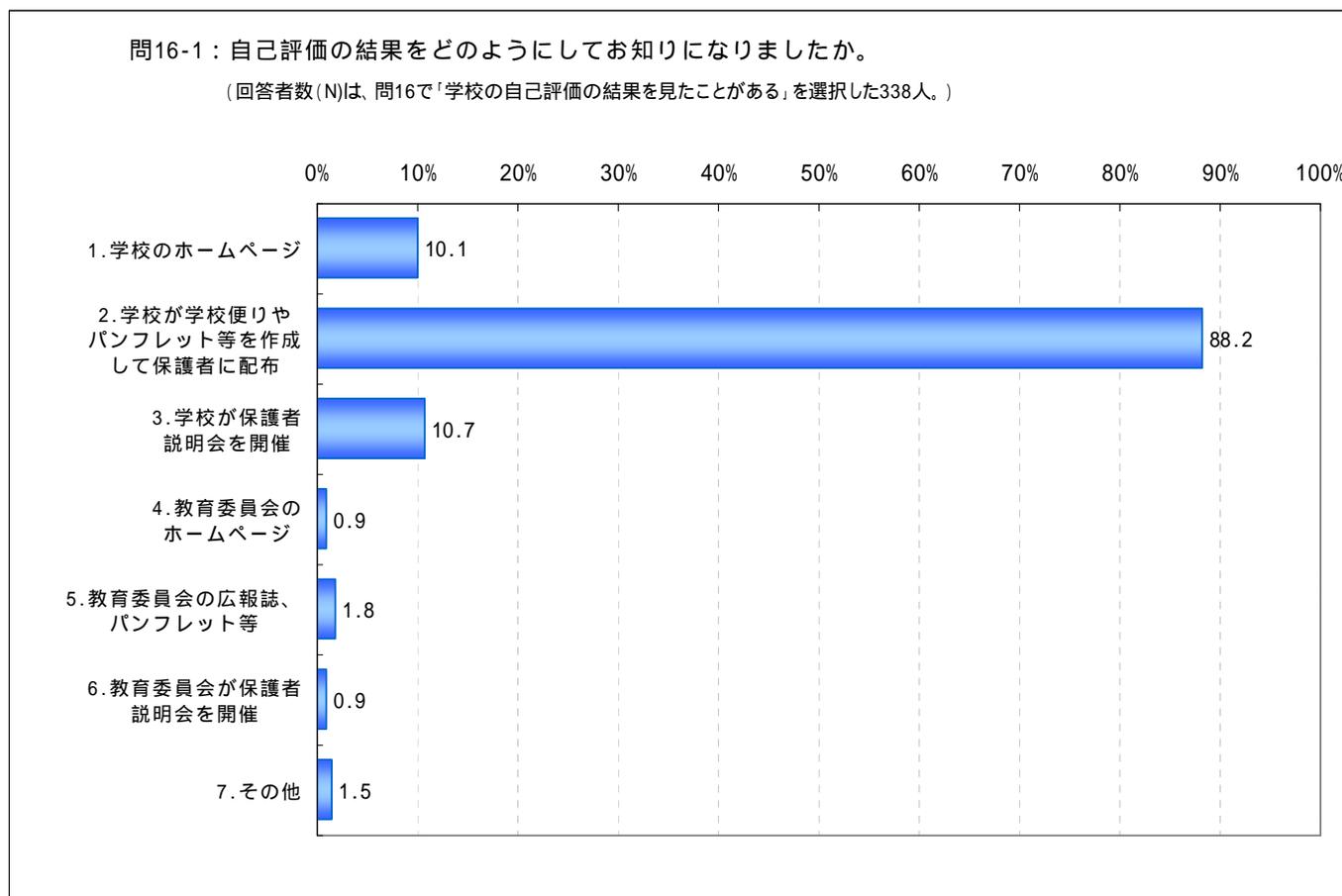
# 問16 . 学校による自己評価について

学校の自己評価については、70%以上が「全く知らない」と答えており、認識は低いといえる。また自由記述回答では、自己評価よりも教育目標を具体的かつ明確に表明することが先決である、という課題提示もあった。



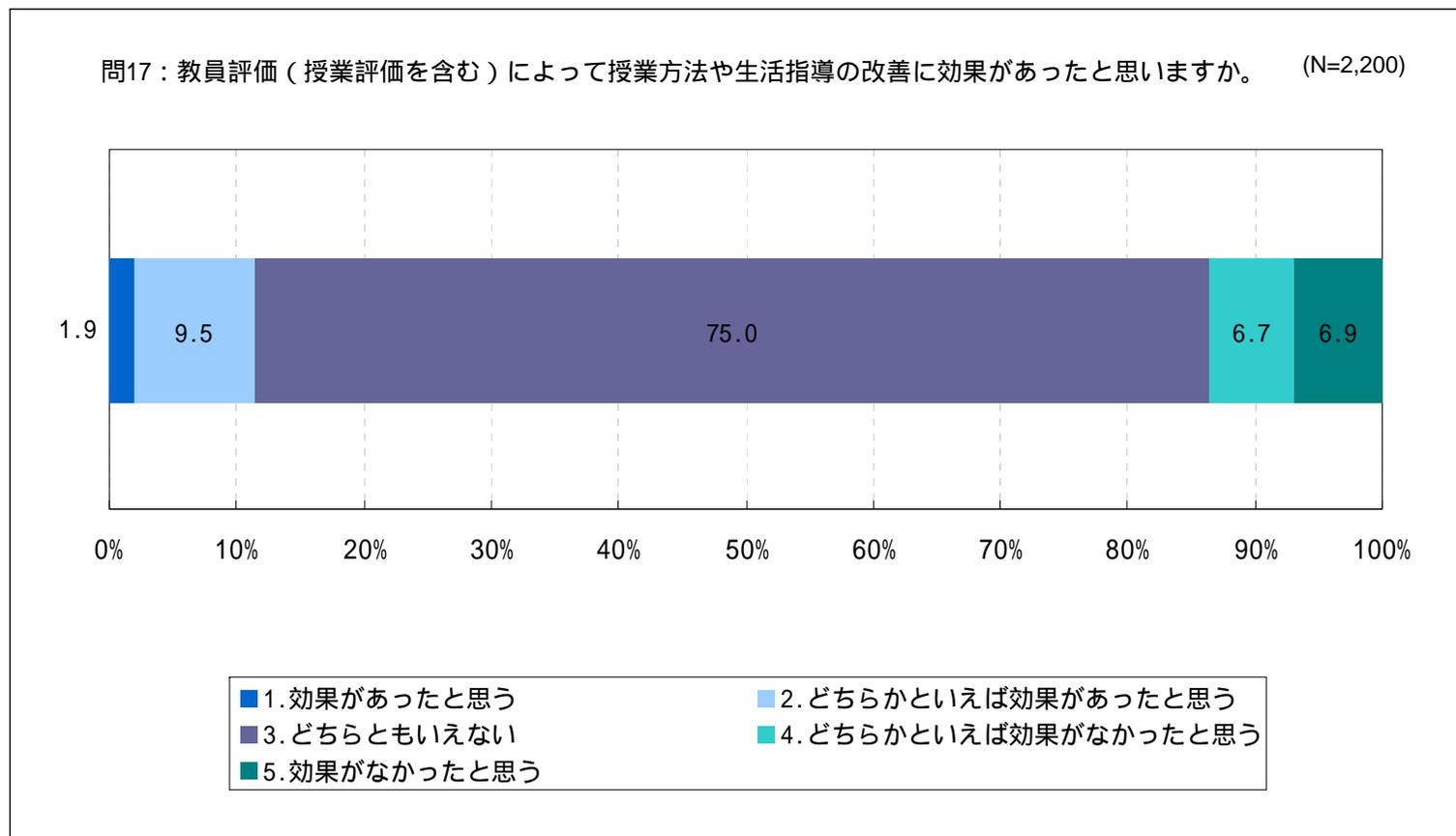
# 問16.1 自己評価の公表方法について

問16で学校の自己評価を見たことがあると回答した保護者に、どのような媒体を通じての開示であったか聞いたところ、学校便りやパンフレットなど学校作成による印刷広報媒体が90%近くを占めた。他の媒体は、1割程度またはそれ以下と、前述の媒体に比して非常に少なかった。



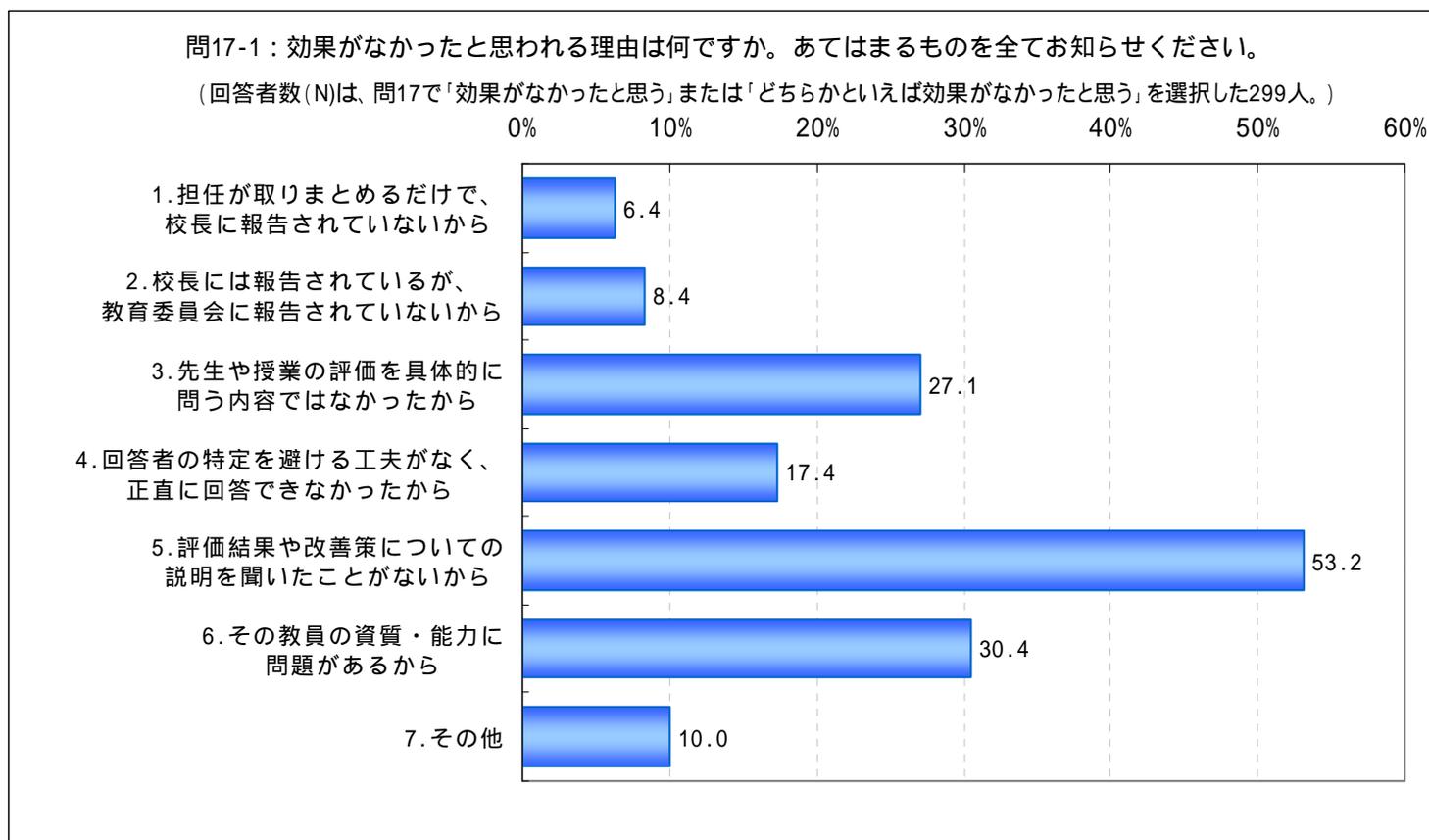
# 問17. 教員評価の効果について

教員評価の効果については、75%が「どちらともいえない」と回答しており、効果があったという認識にいたっていない状況がうかがえる。



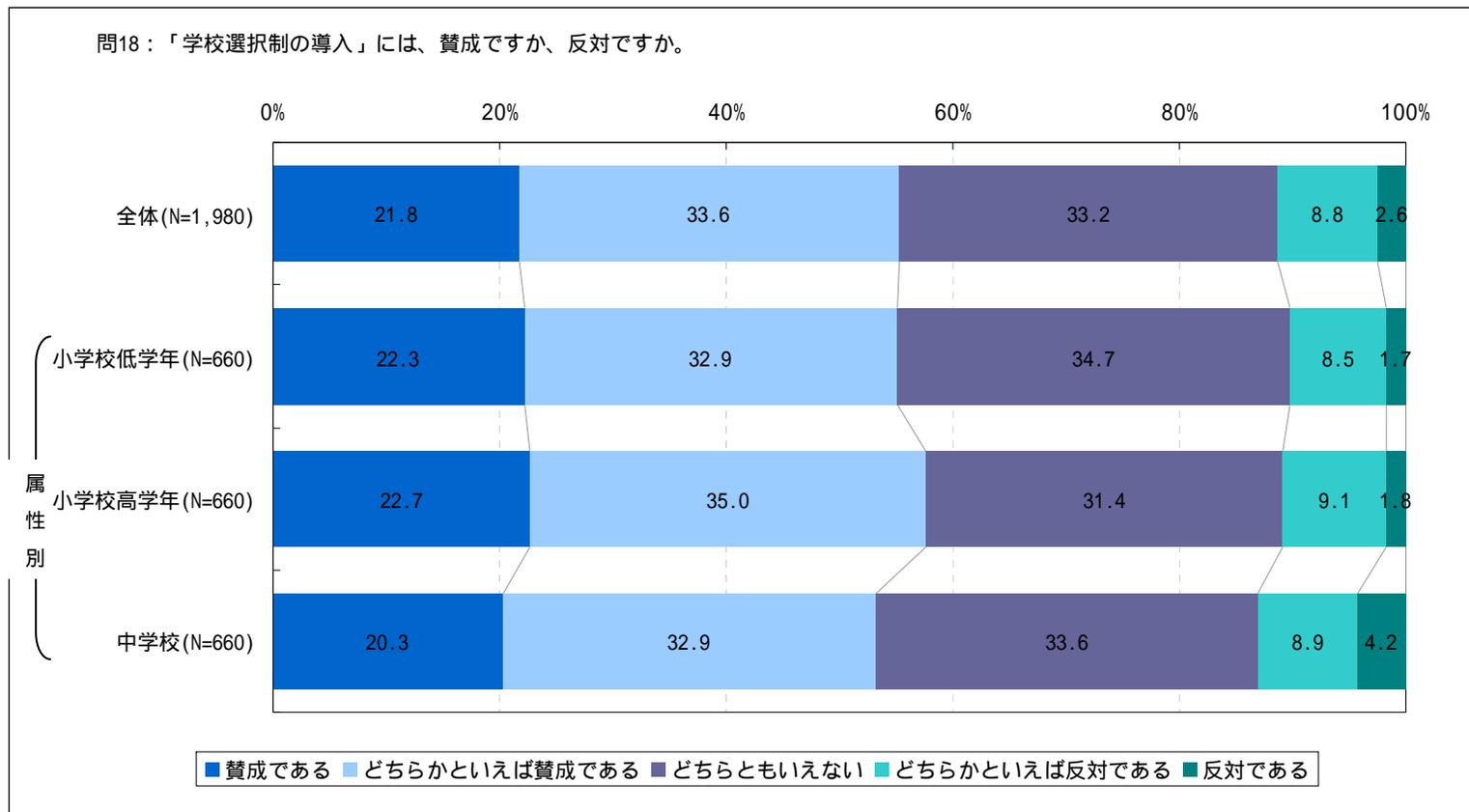
# 問17.1 教員評価の効果がないと思う理由について

問17で「(どちらかと言えば)効果がなかったと思う」と回答した保護者の50%以上が、その理由を「評価結果や改善策についての説明を聞いたことがないから」と答えている。評価結果を教育活動の改善に活用する方法が保護者に説明されていない様子が伺われる。また自由記述回答には、自己評価や改善以前に、学校の管理職の長たる校長の資質に問題があることが根源的な問題であるとする回答もあった。



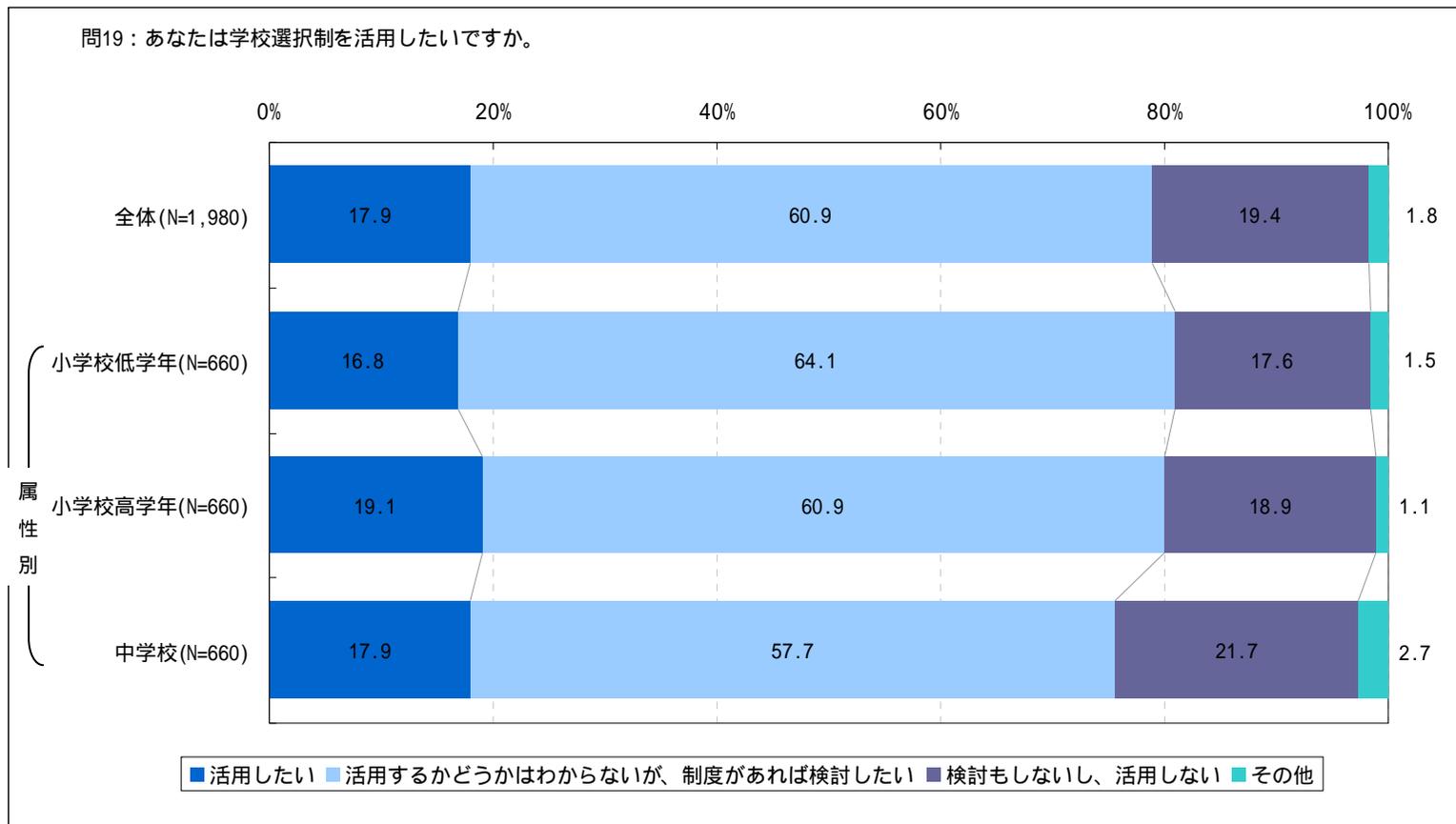
# 問18. 学校選択制について

50%を越える保護者が、学校選択制について肯定的な考えを持っている。ただし、「どちらかといえば賛成」及び「どちらともいえない」がそれぞれ約30%を占めており、経験に基づいた確信的な賛成意見は少数にとどまっていることが推察される。学校選択制が導入されている自治体が少ないことや保護者に対する制度についての説明不足がその背景にあることも考えられる。



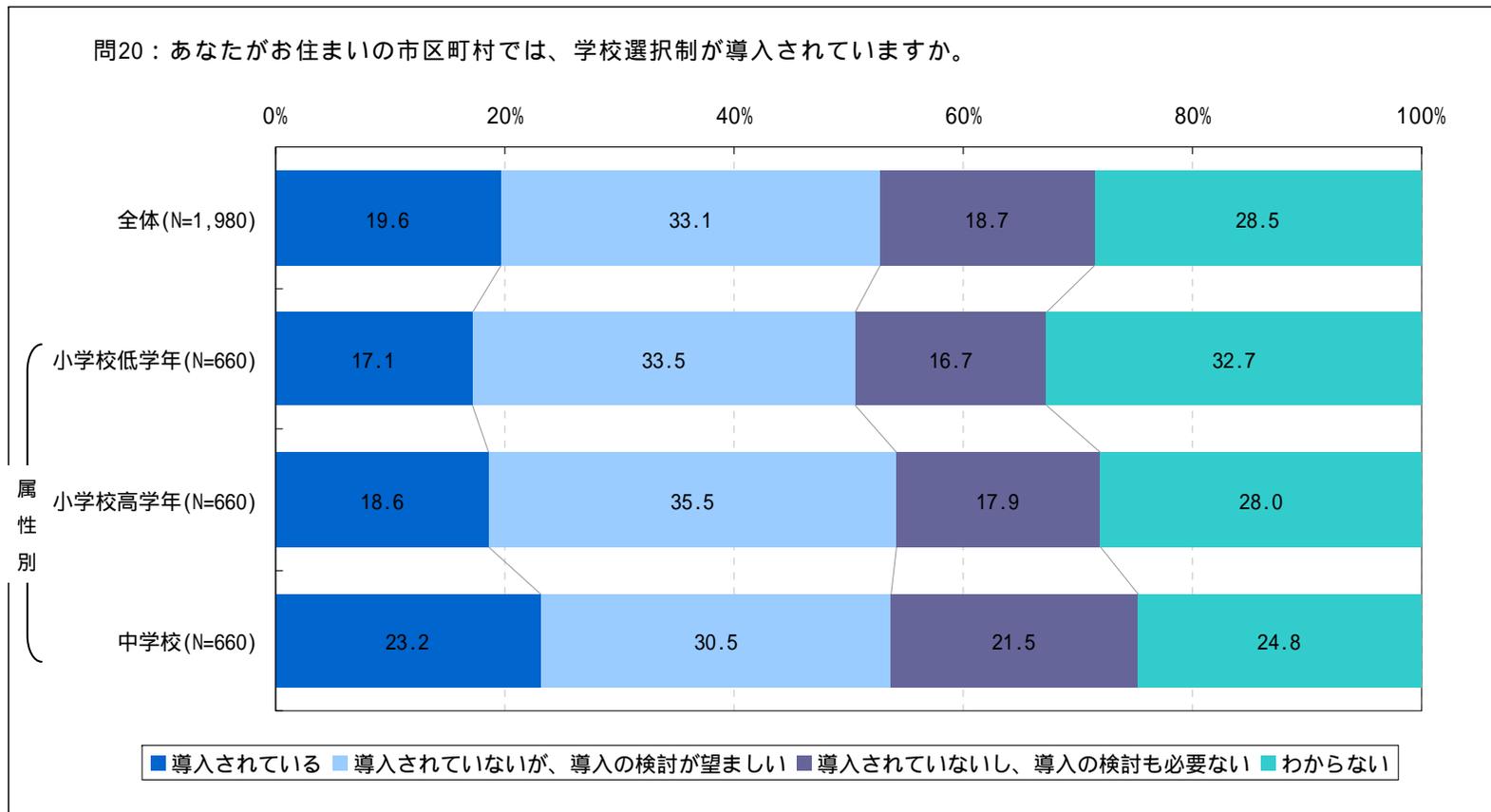
# 問19. 学校選択制の活用について

問18の回答からも推察されるように、確信を持って活用したいと考える保護者は少ない。しかしながら、60%以上の保護者がその活用について検討したいと考えており、制度の普及への期待は高いと考えられる。また、自由記述回答では、子どもを私立学校に通わせているとして、公立学校自体に期待をしていないとする回答も見られた。



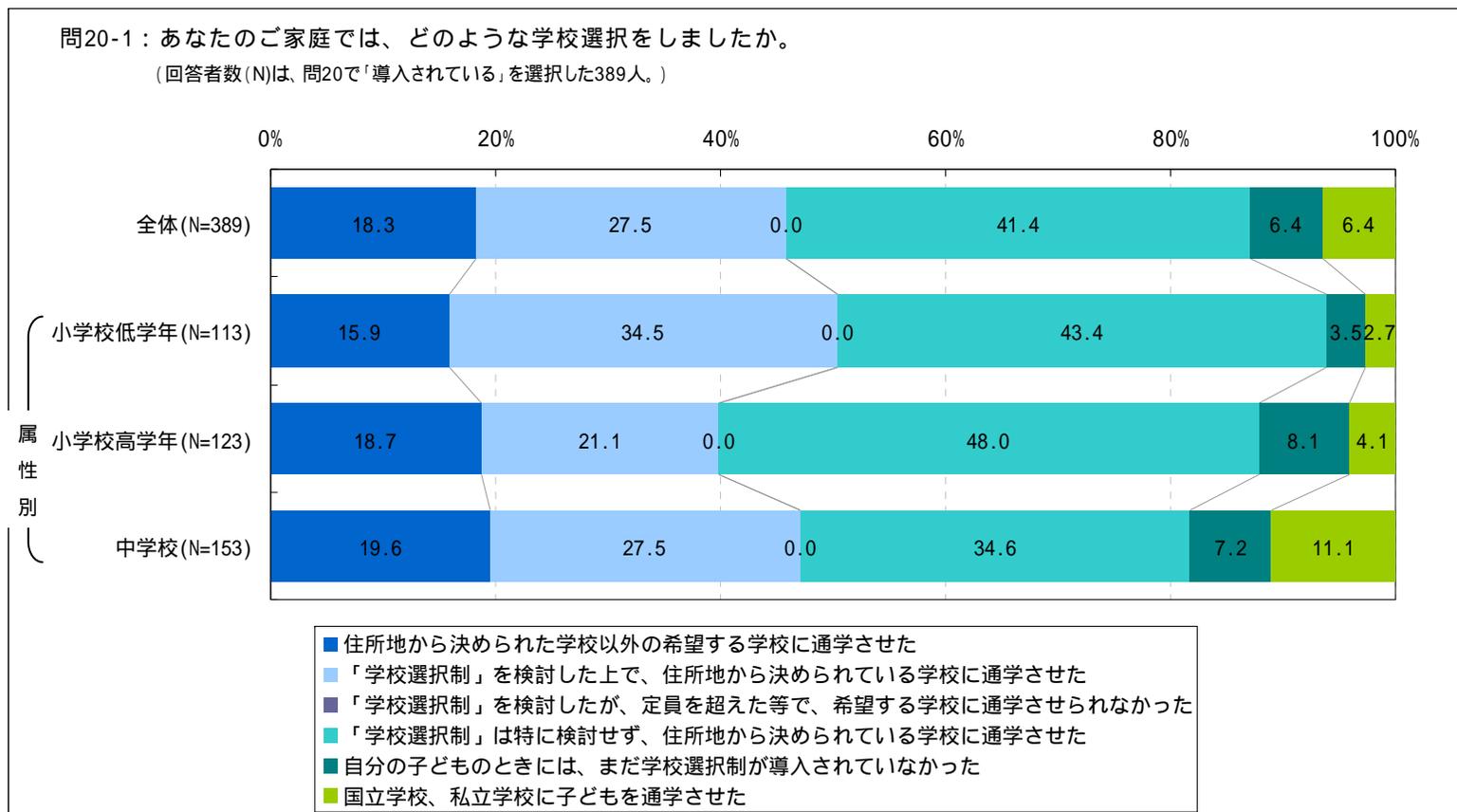
## 問20 . 学校選択制の導入状況について

保護者の20%程度が、学校選択制の導入について認識している。「導入されていないが、導入の検討が望ましい」としている保護者は30%強を占め、その導入への期待を窺うことができる。



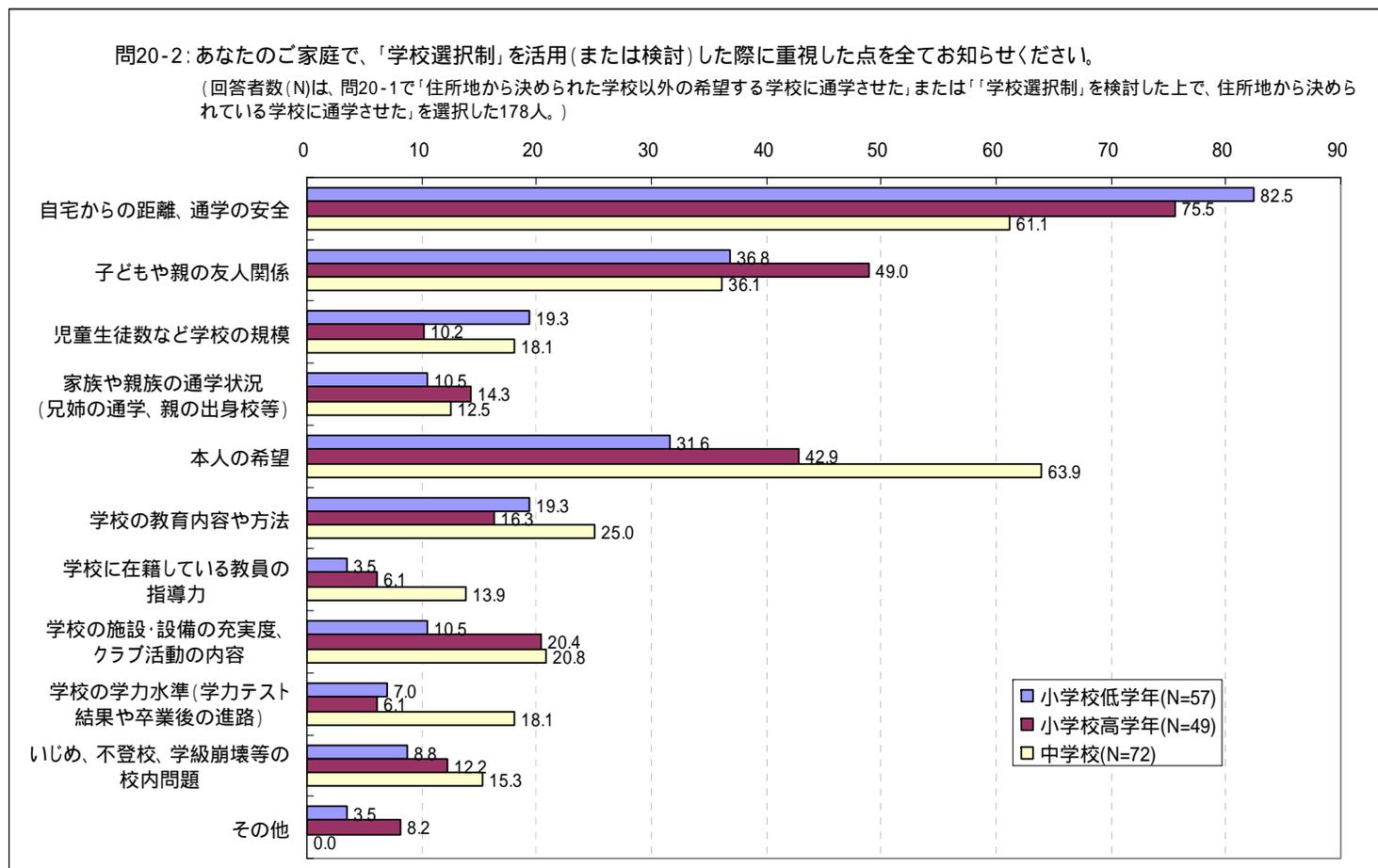
# 問20.1 学校選択制の活用状況について

学校選択制の活用を検討した保護者が、検討しなかった保護者をやや上回っている(前者46%に対して後者41%)。



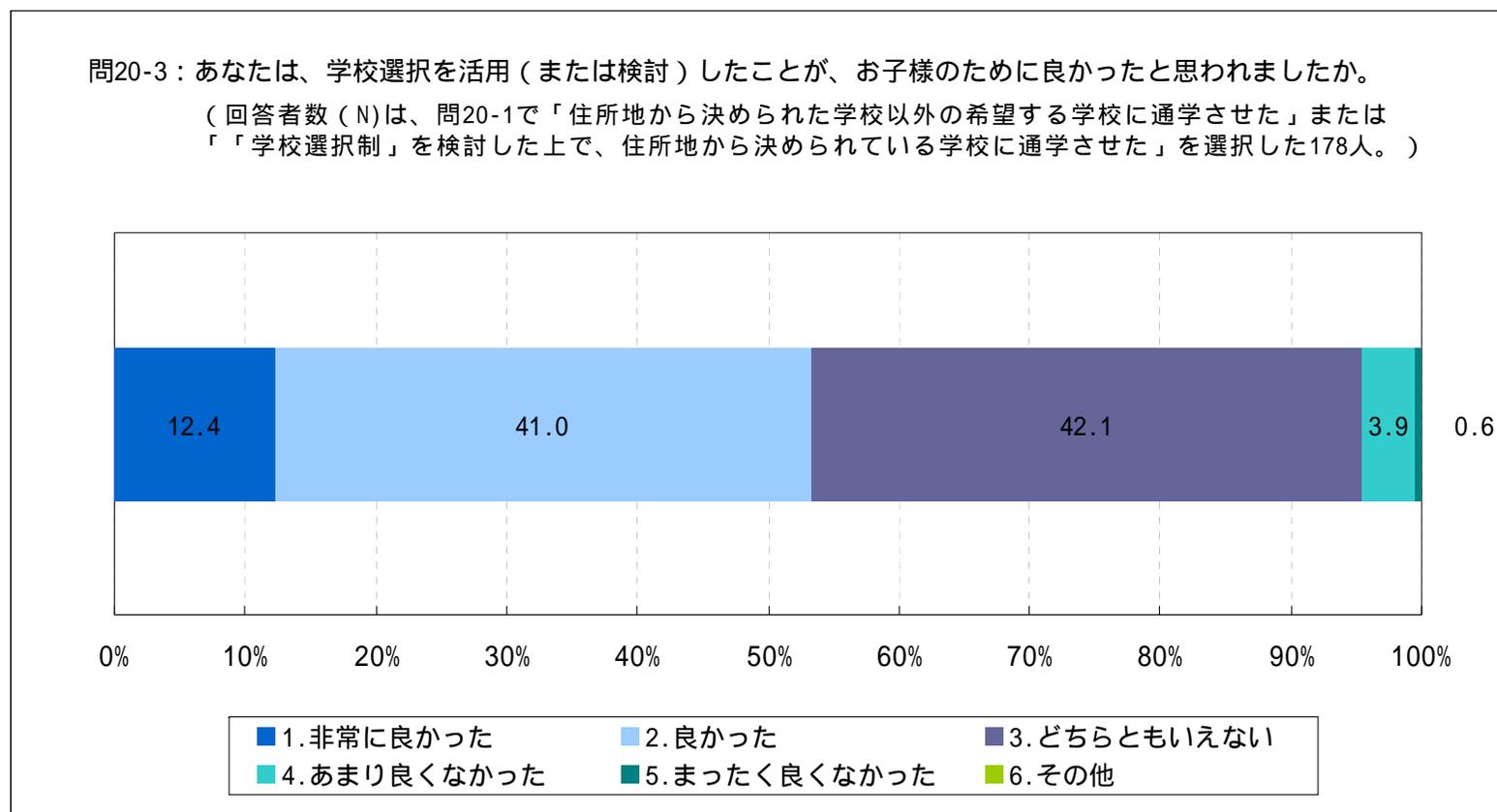
## 問20.2 学校選択で重視する点について

小学生の保護者の多くが「自宅からの距離、通学の安全」を重視していることが分かる。中学生になると、生徒本人の希望が尊重される傾向が見られることも、特徴的である。また自由記述回答では、「学童の併設」、「特別支援学級での選択」、「部活動」、「保護者の勤務先の近く」など、それぞれの家庭の個別の事情による理由での選択について、具体的な回答が得られた。



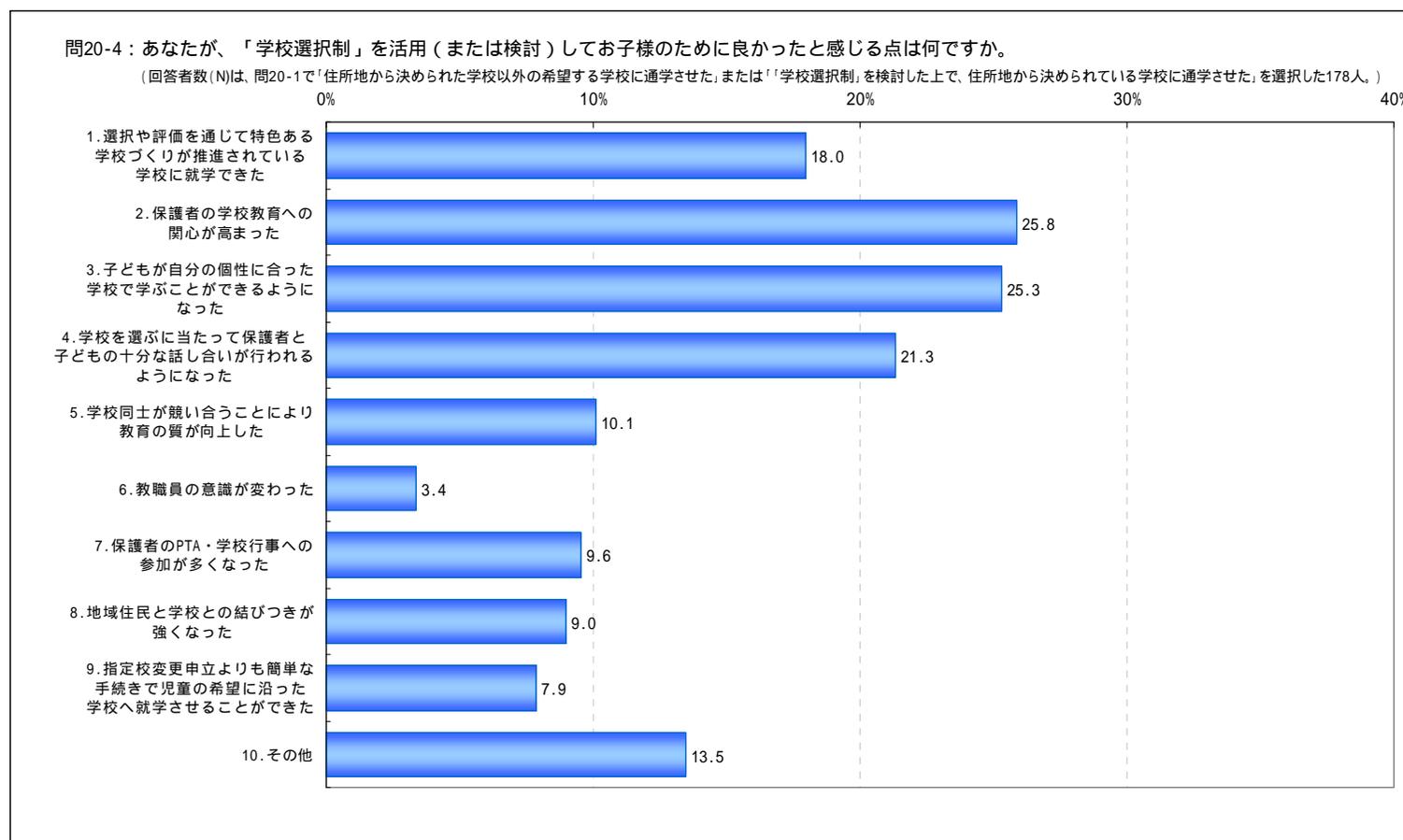
## 問20.3 学校選択制の結果について

学校選択制を活用(検討)した保護者のうち、半数以上が(非常に)良かったと考えている。それに対して良くなかったと考える保護者は5%程度と少ない。



## 問20.4 学校選択制の良い点について

学校選択制を活用(検討)して良かった理由については、「子どもの個性に合った学校選択」、「保護者自身の学校教育への関心の向上」、「選択に際しての保護者と子どもの話し合いの機会の充実」といった回答が20%を超えて、他の回答と比べると多かった。また自由記述回答では、地域で良くないとされる学校に通わせずにすんだという回答もあり、通わせたい学校があるという積極的な認識以外に、通わせたくない学校があるという認識も窺われた。



## 問20.5 学校選択の際の参考情報について

学校選択制を活用するに際して参考にしたい情報について尋ねたところ、いじめなどの問題の実態と学校の対処(49%)、学校の特色(33%)、学校の教育目標(30%)、学校行事(29%)、進学進路状況(29%)、指導計画や授業時間数など(28%)といった回答が多く得られている。

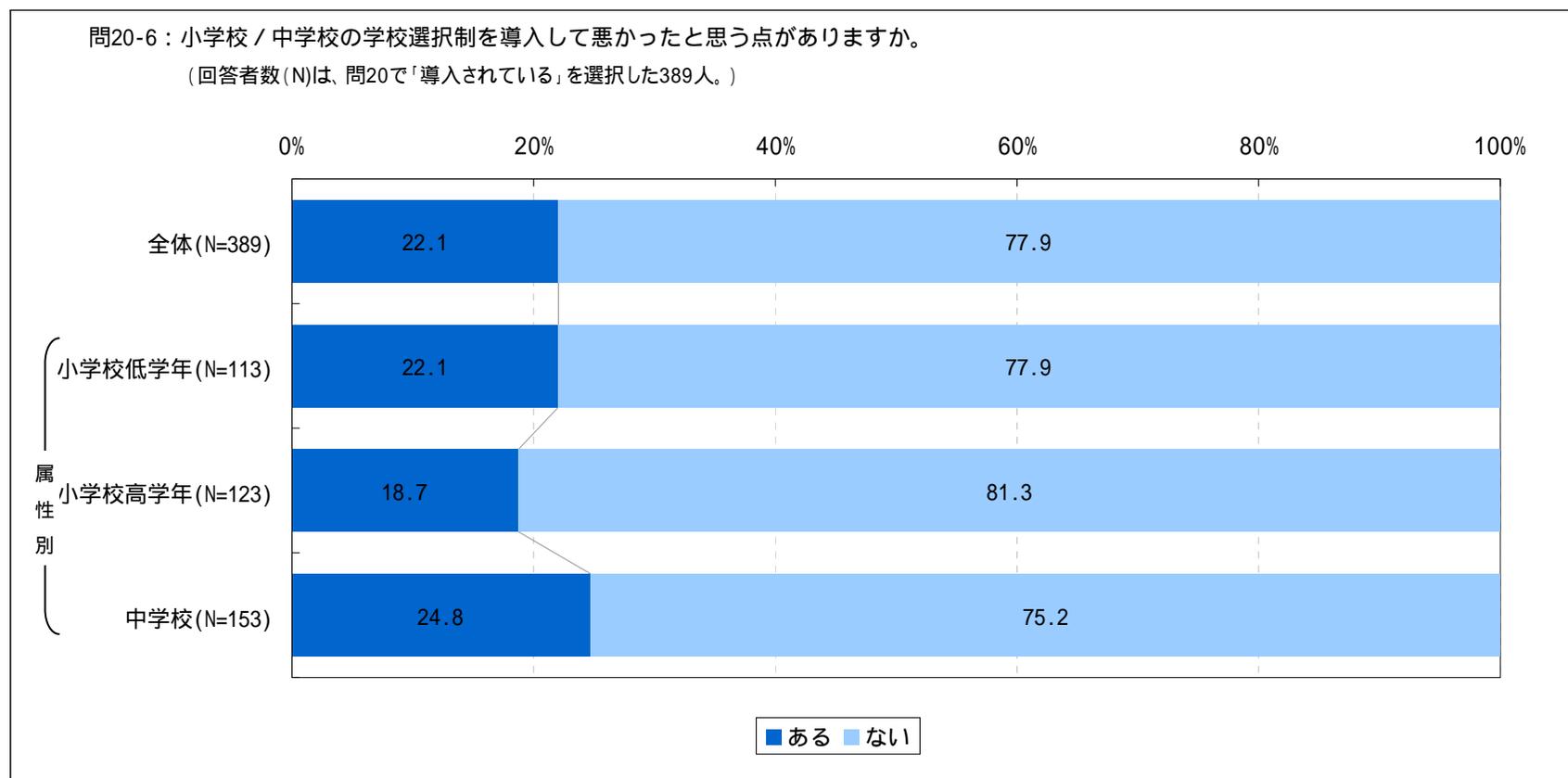
問20-5:「学校選択制」を活用するにあたり、あなたが学校から積極的に情報を提供してほしいと思われる項目を5つまでお知らせください。  
(回答者数(N)は、問20-1で「住所地から決められた学校以外の希望する学校に通学させた」または「学校選択制」を検討した上で、住所地から決められている学校に通学させた」を選択した178人。)

	学校の教育目標・経営方針	学校の特色、改善が必要な点	学校運営協議会の設置、保護者・児童生徒への関与状況	職員会議録	学校行事の内容	部活動の内容	指導計画、授業時間数、時間割、「総合的学習」の内容	採用している教科書、副教材	学校長、教頭、教職員の経歴	教職員の担当学年、担当教科、校務分掌	教職員に対する校内研修の内容	個人情報に配慮した教員の評価結果	児童生徒の欠席率
全体(N=178)	29.8%	33.1%	9.0%	7.3%	29.2%	24.7%	27.5%	4.5%	5.6%	5.6%	3.4%	11.2%	10.1%
小学校低学年(N=57)	29.8%	35.1%	8.8%	7.0%	43.9%	19.3%	24.6%	3.5%	5.3%	3.5%	5.3%	7.0%	8.8%
小学校高学年(N=49)	34.7%	32.7%	6.1%	6.1%	26.5%	30.6%	26.5%	4.1%	0.0%	6.1%	0.0%	12.2%	12.2%
中学校(N=72)	26.4%	31.9%	11.1%	8.3%	19.4%	25.0%	30.6%	5.6%	9.7%	6.9%	4.2%	13.9%	9.7%

	児童生徒の進学実績、進路状況	保護者・児童生徒による授業評価結果や満足度調査結果	学校の自己評価、外部評価結果	全国学力テストの学校毎の結果	学校の財務状況、予算執行状況	入学者選抜の方法(選抜基準など)	転入・転出生徒数	生徒指導上の諸問題及び学校による対処や指導の状況	いじめ・暴力・不登校の実態、学校の対処とその結果	学校への苦情、及び改善提案に関する情報	保健安全、防災対策に関する情報	その他
全体(N=178)	28.7%	24.2%	23.0%	21.9%	1.7%	2.8%	1.1%	15.7%	49.4%	16.9%	14.0%	1.7%
小学校低学年(N=57)	17.5%	15.8%	19.3%	19.3%	3.5%	5.3%	1.8%	22.8%	54.4%	21.1%	15.8%	1.8%
小学校高学年(N=49)	18.4%	30.6%	22.4%	16.3%	2.0%	0.0%	2.0%	10.2%	49.0%	16.3%	22.4%	2.0%
中学校(N=72)	44.4%	26.4%	26.4%	27.8%	0.0%	2.8%	0.0%	13.9%	45.8%	13.9%	6.9%	1.4%

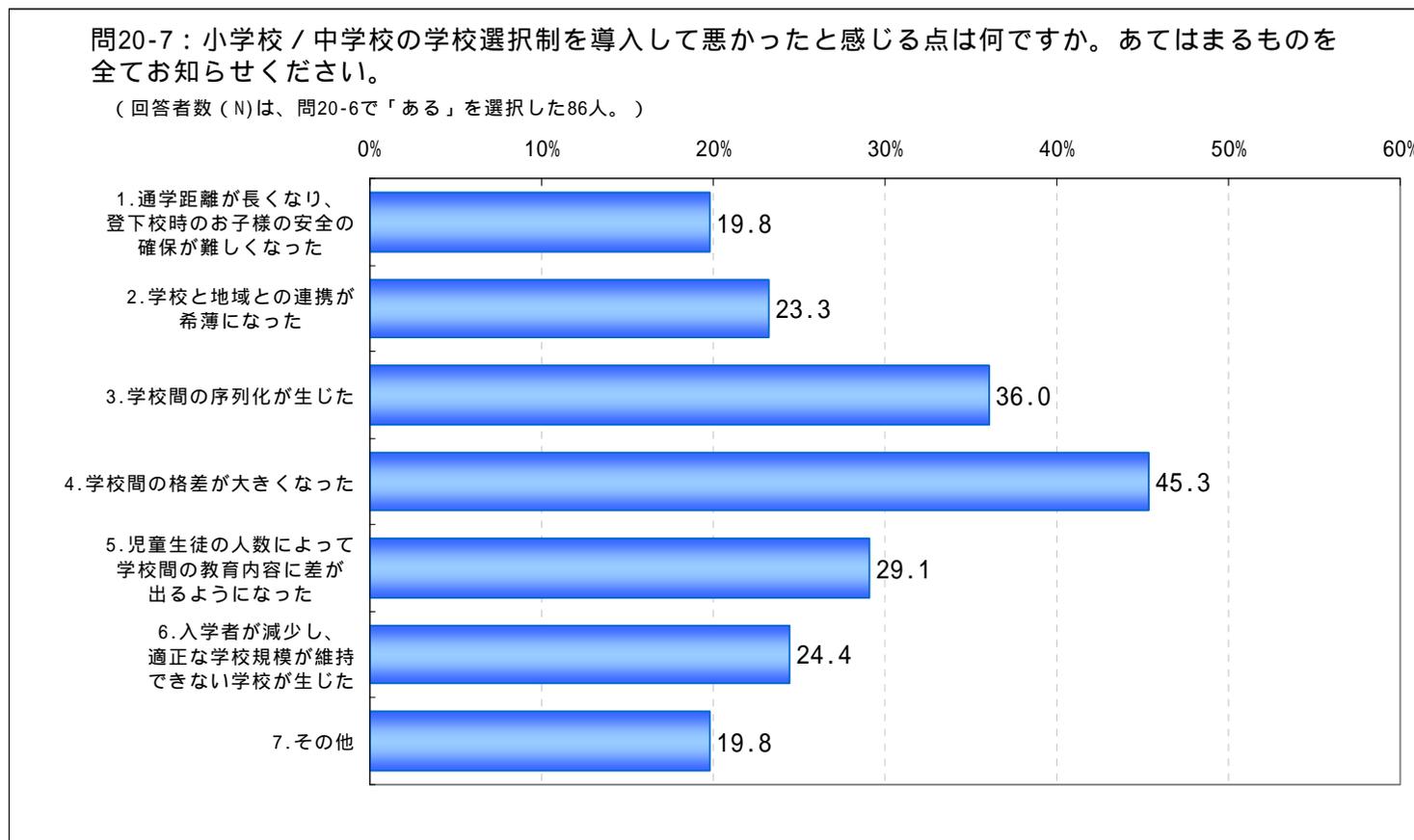
## 問20.6 学校選択制の悪い点について

学校選択制を活用した保護者の約4分の3が、その制度について悪かった点はないと考えている。



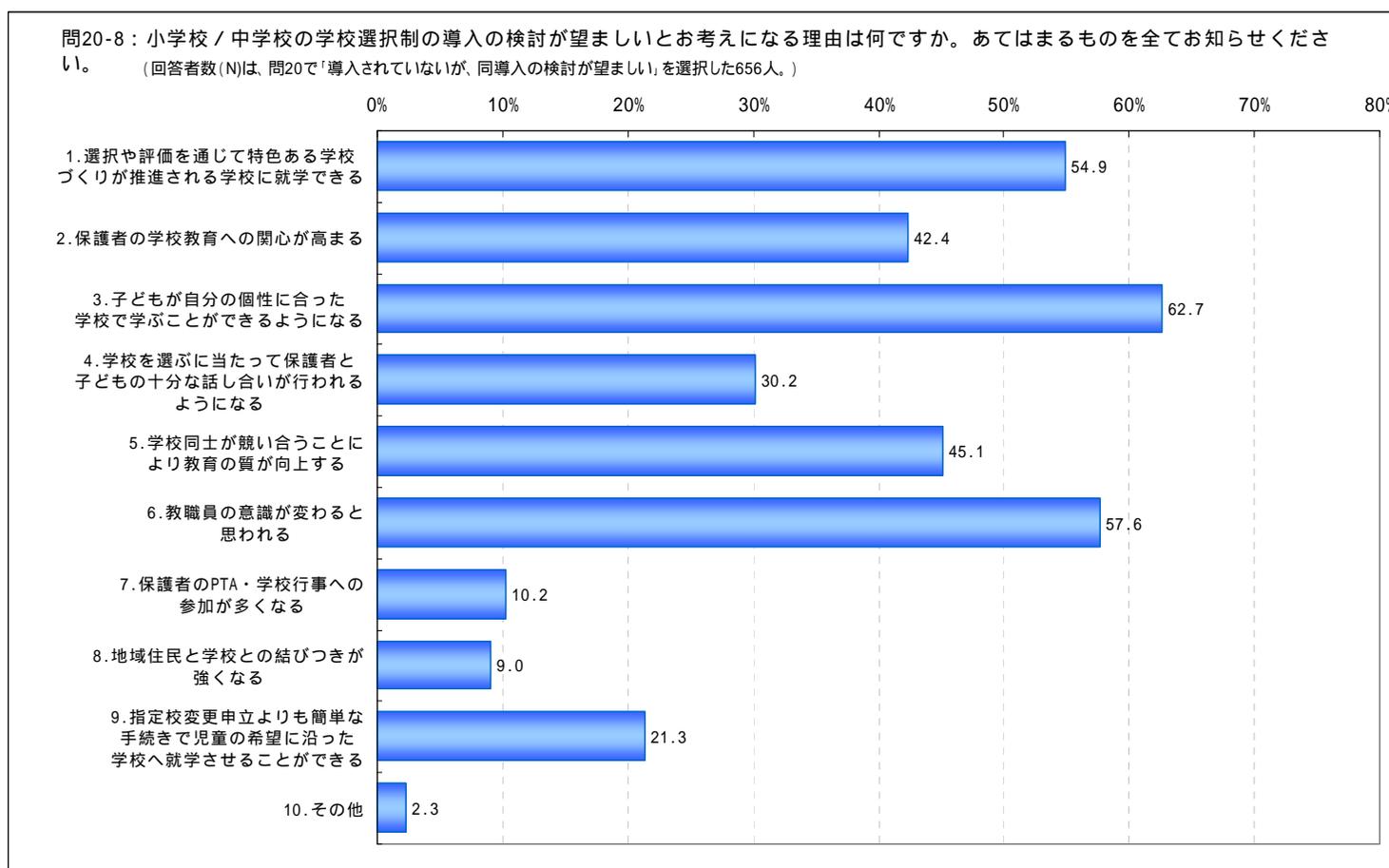
# 問20.7 学校選択制が問題と感じる理由について

学校選択制を導入して悪かったと感じる理由については、学校間の格差の拡大が50%弱と最も多く、学校間の序列化がそれに続いている。また自由記述回答では、他学区から問題のある子どもが入学してきたために学校が以前より多くの課題を抱えるようになった、という趣旨の回答も数件見られた。



## 問20.8 学校選択制が望ましい理由について

学校選択制の導入に賛成の理由として、「子どもの個性に合った学校の選択」、「教職員の意識の変化」、「選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進される」という回答が50%を超えた。また自由記述回答では、入部したい部活動がある学校を選択したいという回答が得られた。

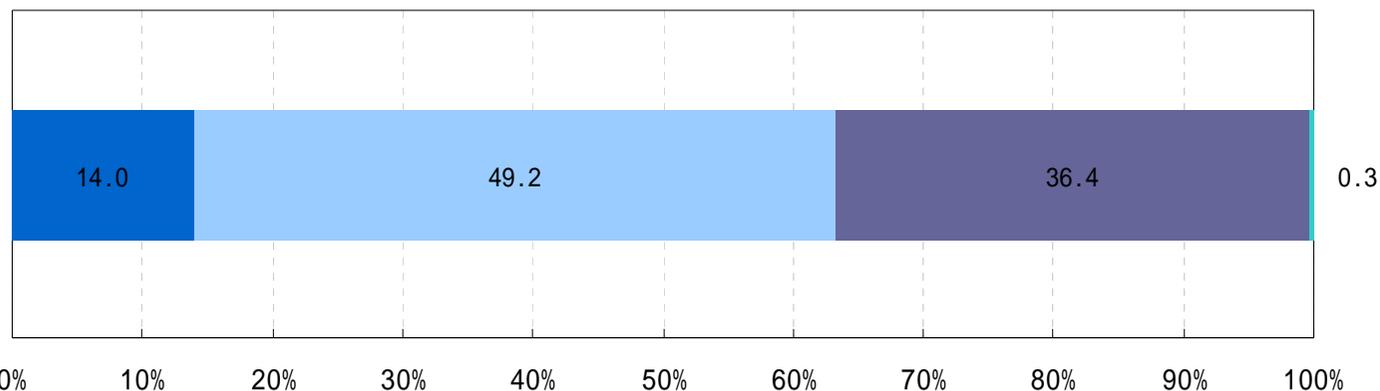


## 問20.9 学校選択の時期について

学校選択の時期については、回答した保護者の約半数が入学時および転校時という節目の時期に選択できることが望ましいと考えている。いつでも選択できることが望ましいと考える保護者も多く、約3分の1を占める。

問20-9：学校を選択できる時期についてはどのようにお考えになりますか。

(回答者数(N)は、問20で「導入されていないが、同導入の検討が望ましい」を選択した656人。)



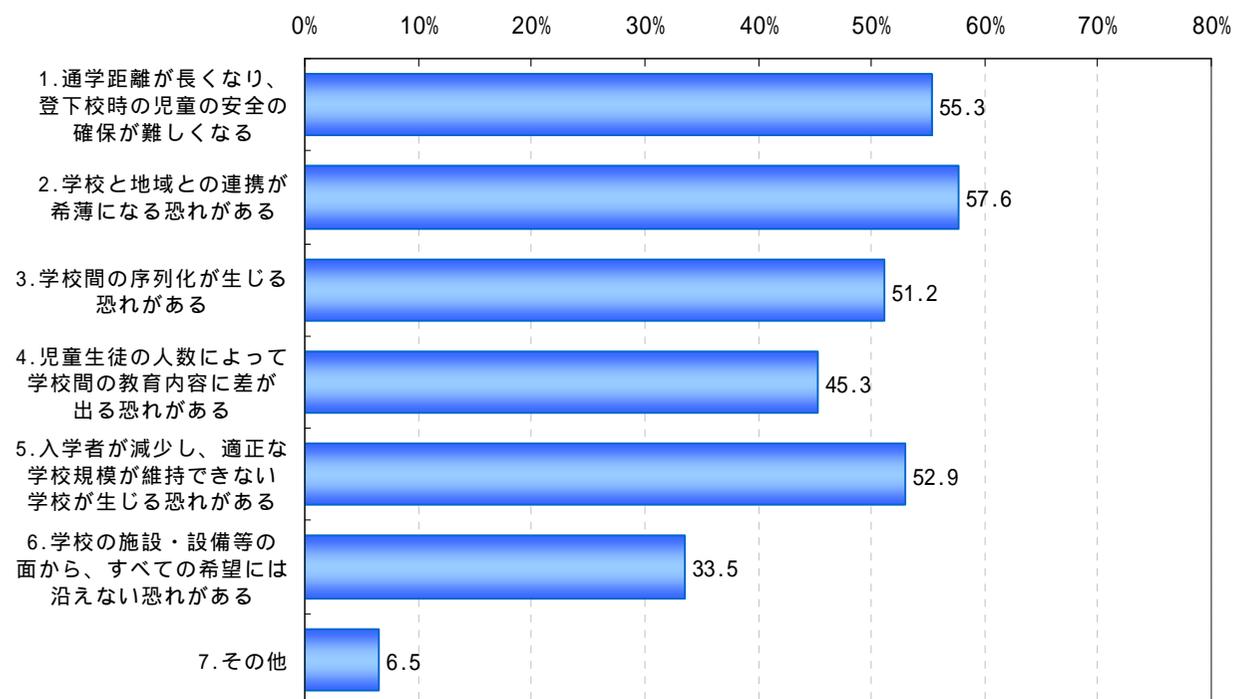
- 1. 子どもの入学時のみ選択できる制度が望ましい
- 2. 子どもの入学時と転入時に選択できる制度が望ましい
- 3. 子どもの在学中にいつでも選択できる制度が望ましい
- 4. その他

## 問20.10 学校選択制が必要ない理由について

学校選択制の導入の検討が必要ないとする理由については、「学校と地域の連携が希薄になる」が最も多く、「通学距離の増加とその安全性確保の困難」、「入学者の減少による適正規模の維持不能な学校の発生」、「学校間の序列化」といった回答がそれに続く。また自由記述回答では、「そもそも選択するだけの学校が近隣にない」といった地域的な制限による理由、「公立には期待出来ず、私立に通学」など公立学校そのものを選択対象としないことなどが得られた。

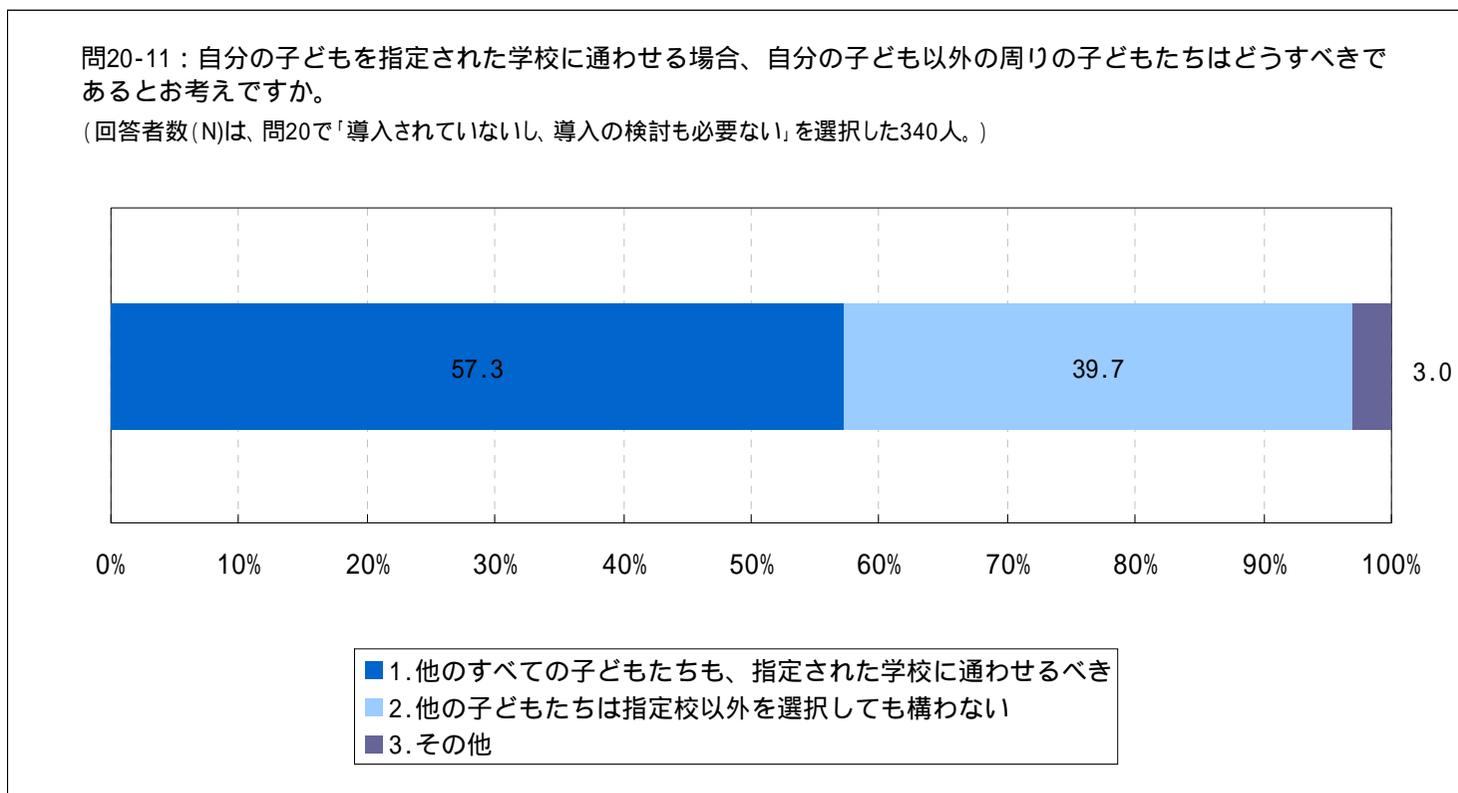
問20-10：小学校／中学校の学校選択制の導入を検討する必要がないと考える理由は何ですか。  
あてはまるものを全てお知らせください。

(回答者数(N)は、問20で「導入されていないし、導入の検討も必要ない」を選択した340人。)



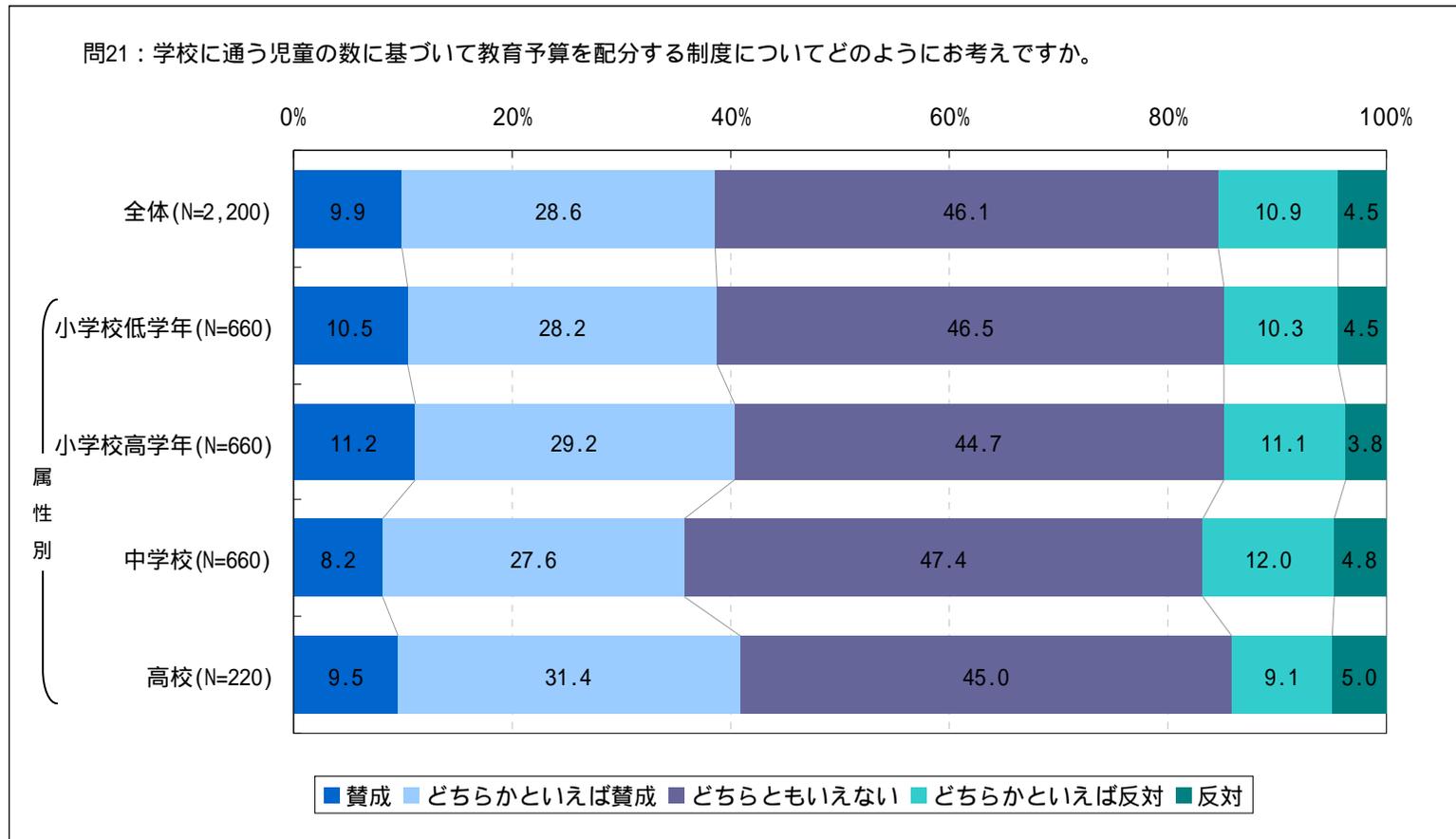
## 問20.11 学校選択制の運用について

学校選択制に賛成しない保護者では、教育委員会による指定学校への通学が全ての児童生徒にとって望ましいと考える保護者が60%弱を占める。一方で、40%程度は他の児童生徒についてまで指定校への通学の必要はないと考えている。またその他を選択した保護者の多くは、それぞれの保護者が判断すべきことで他者が意見を述べることはないという趣旨の回答をしている。



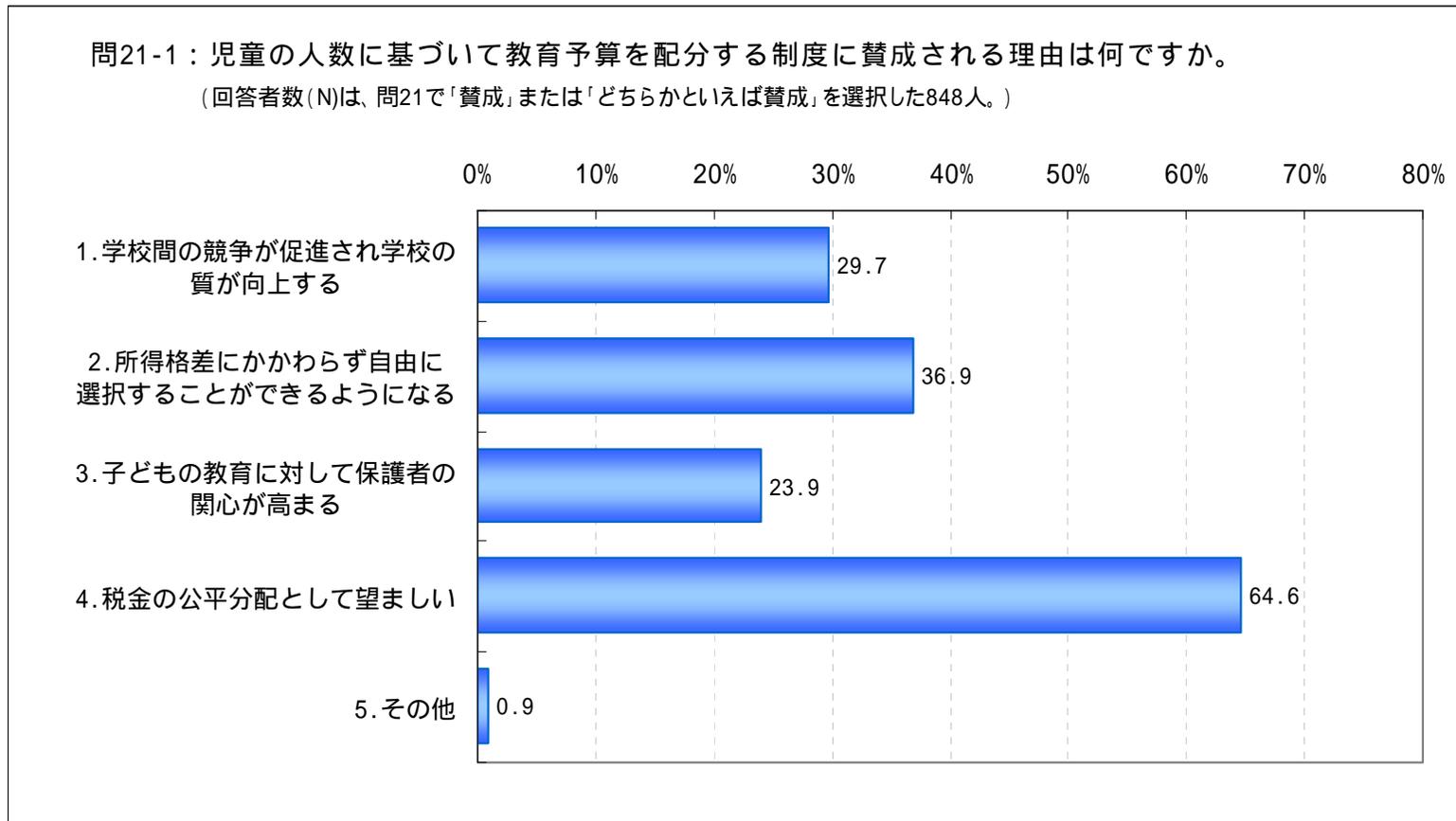
# 問21. 教育予算配分について

児童数に基づいた教育予算配分について、30%を超える保護者が賛成としている。



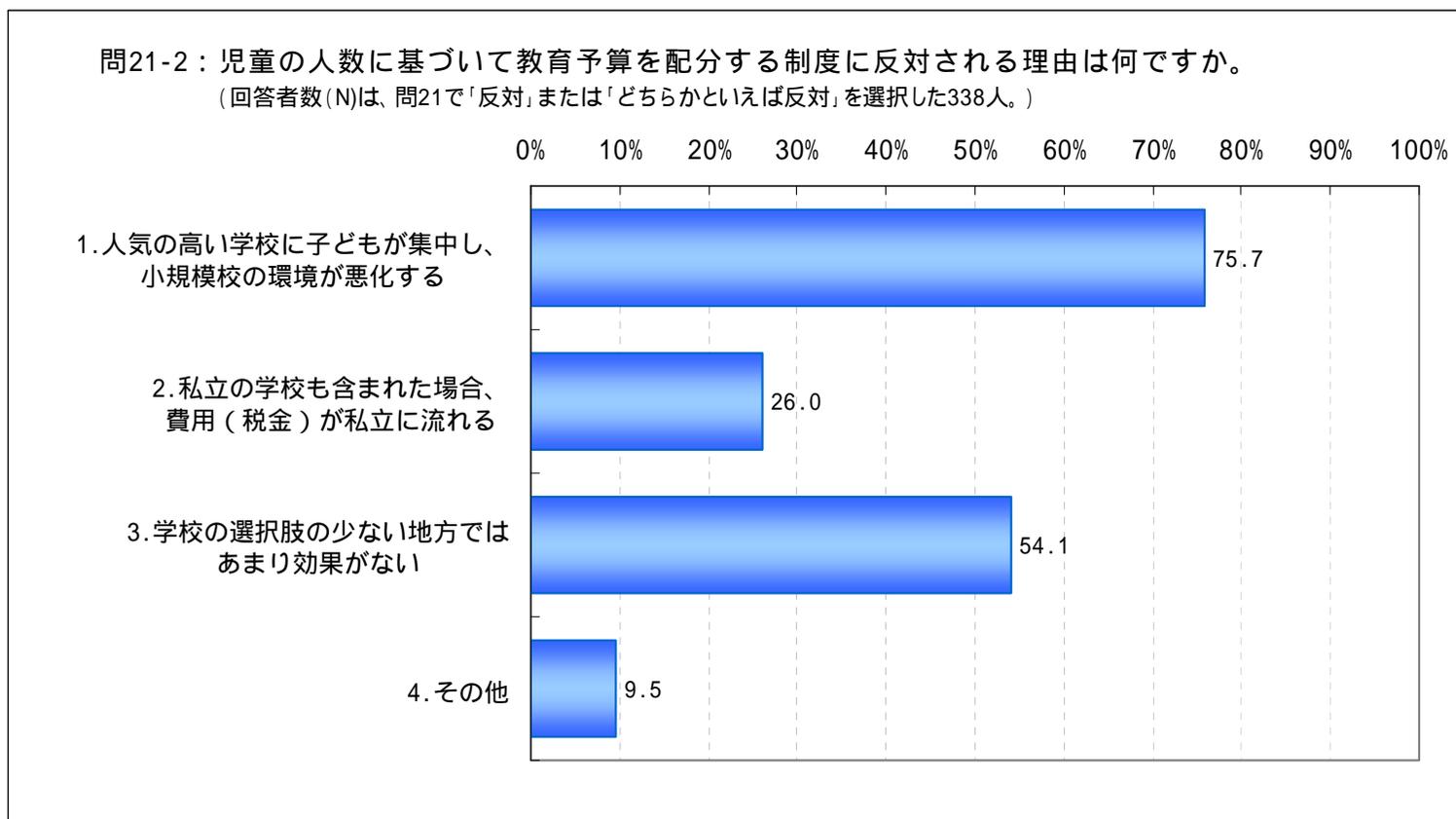
## 問21.1 教育予算配分について(賛成の理由)

児童・生徒数に基づいた教育予算の配分に賛成する理由は、「税金の公平配分」が60%を超えて最も多い。次に所得差に関わらない学校選択が可能になることが40%弱、学校間の競争による教育の質の向上が30%程度と続く。



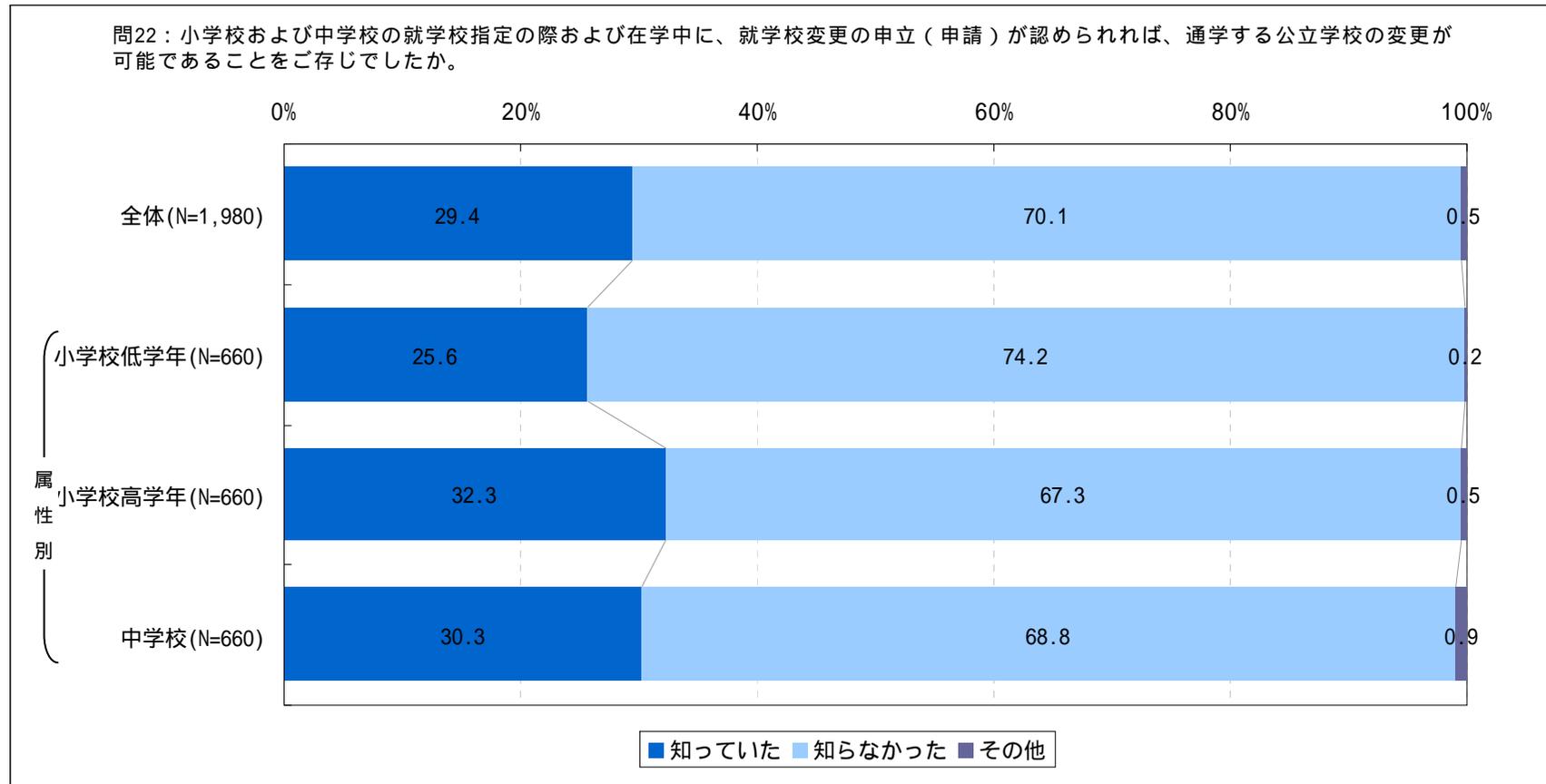
## 問21.2 教育予算配分について(反対の理由)

児童・生徒数に基づいた教育予算配分に反対する理由としては、人気校の児童・生徒数増大と不人気校の規模縮小による環境悪化を選択した保護者が70%を超えた。また自由回答記述では、人口の少ない地域の学校が不利になる、教育施設設備予算は必ずしも人数に比例する訳ではない、といった意見が得られた。



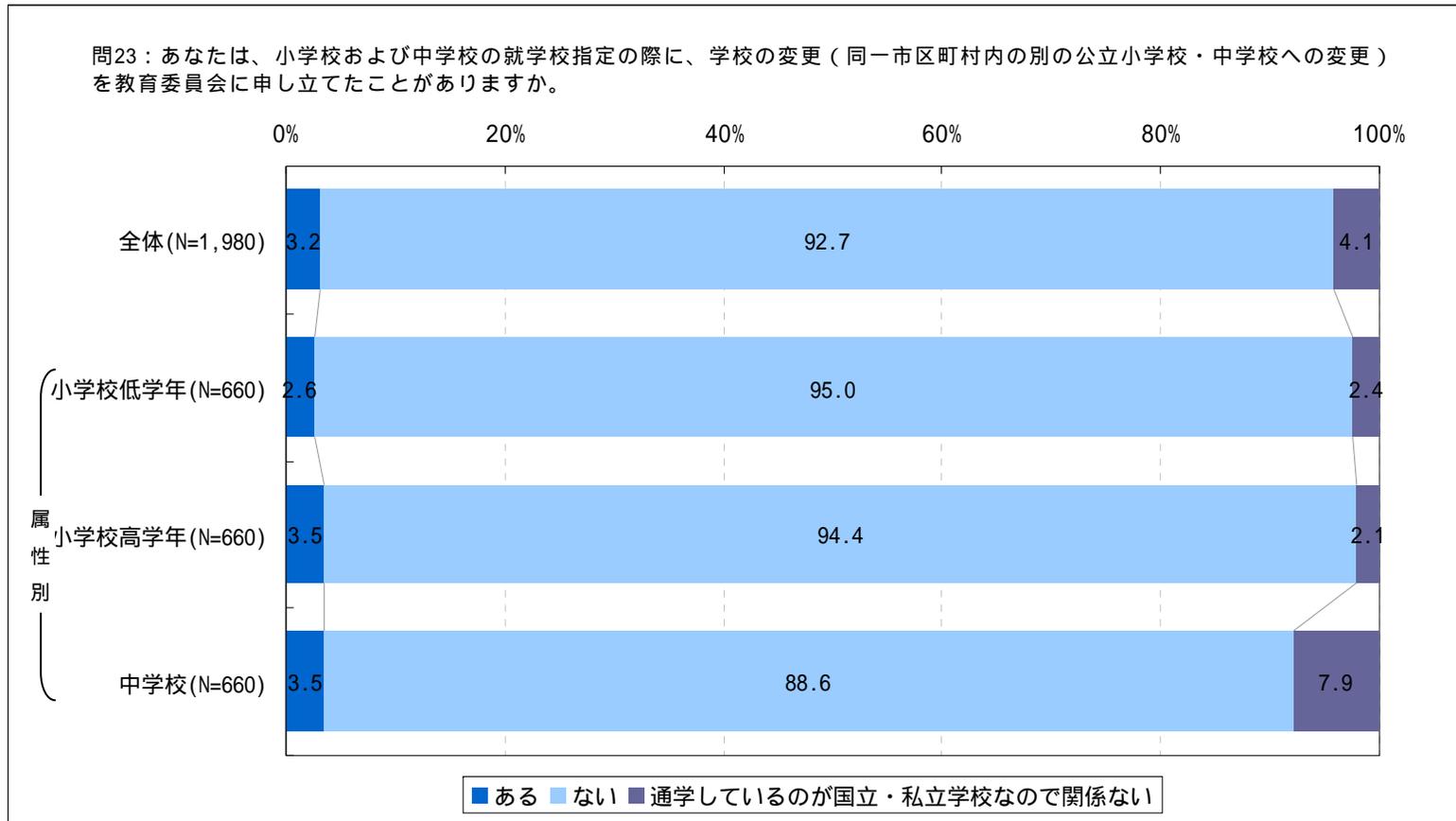
## 問22. 就学校変更について

就学校変更の制度については、保護者の7割程度が知らないと回答しており、保護者の認知度が低い状況が窺われる。



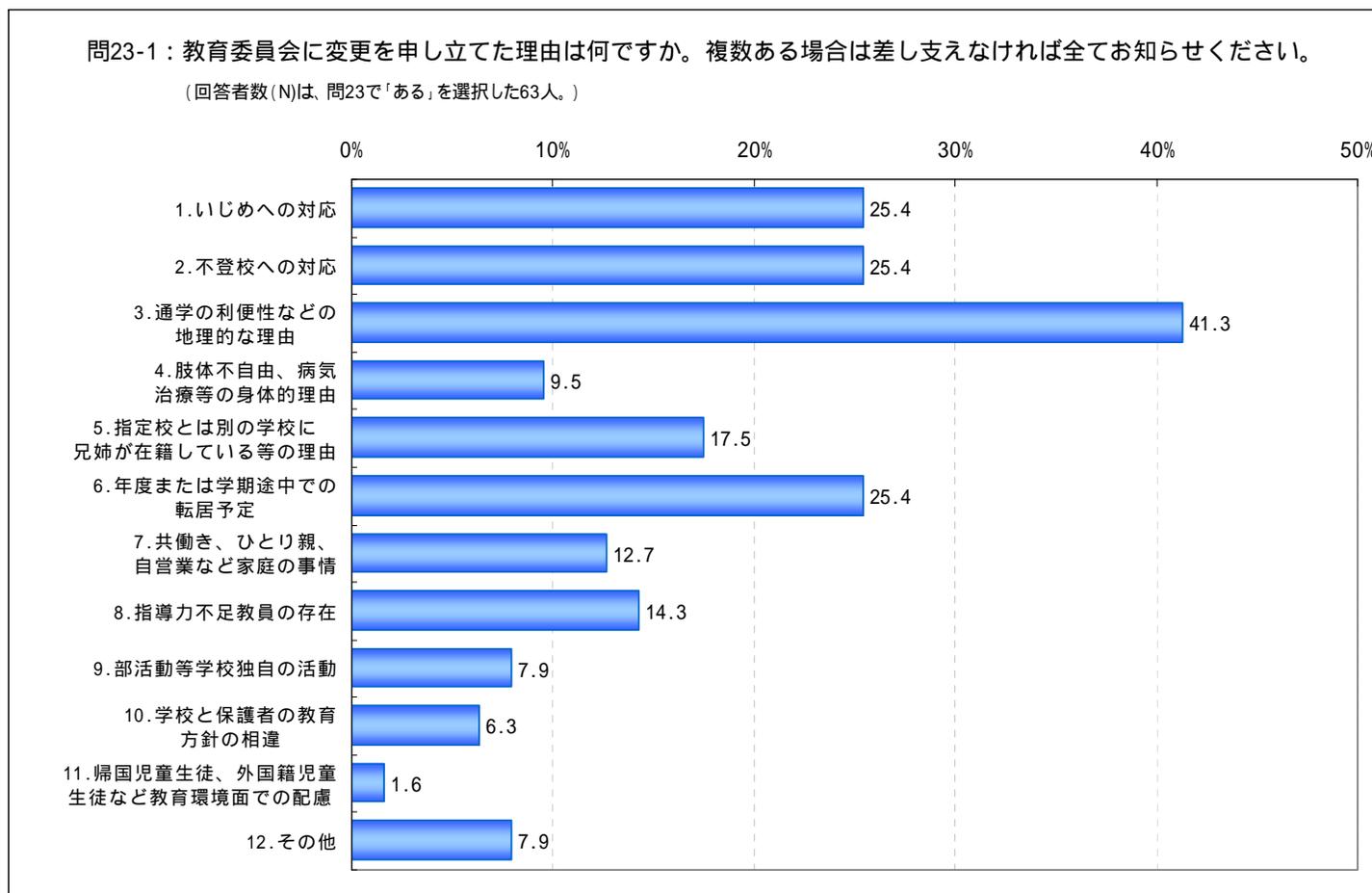
## 問23 . 就学校指定の際の申立について

就学校指定の際の変更申立については、3%程度の保護者が活用しているに留まっている。大きな理由として、そもそも制度についての認識や理解が低いことが、前問の回答状況から推察される。



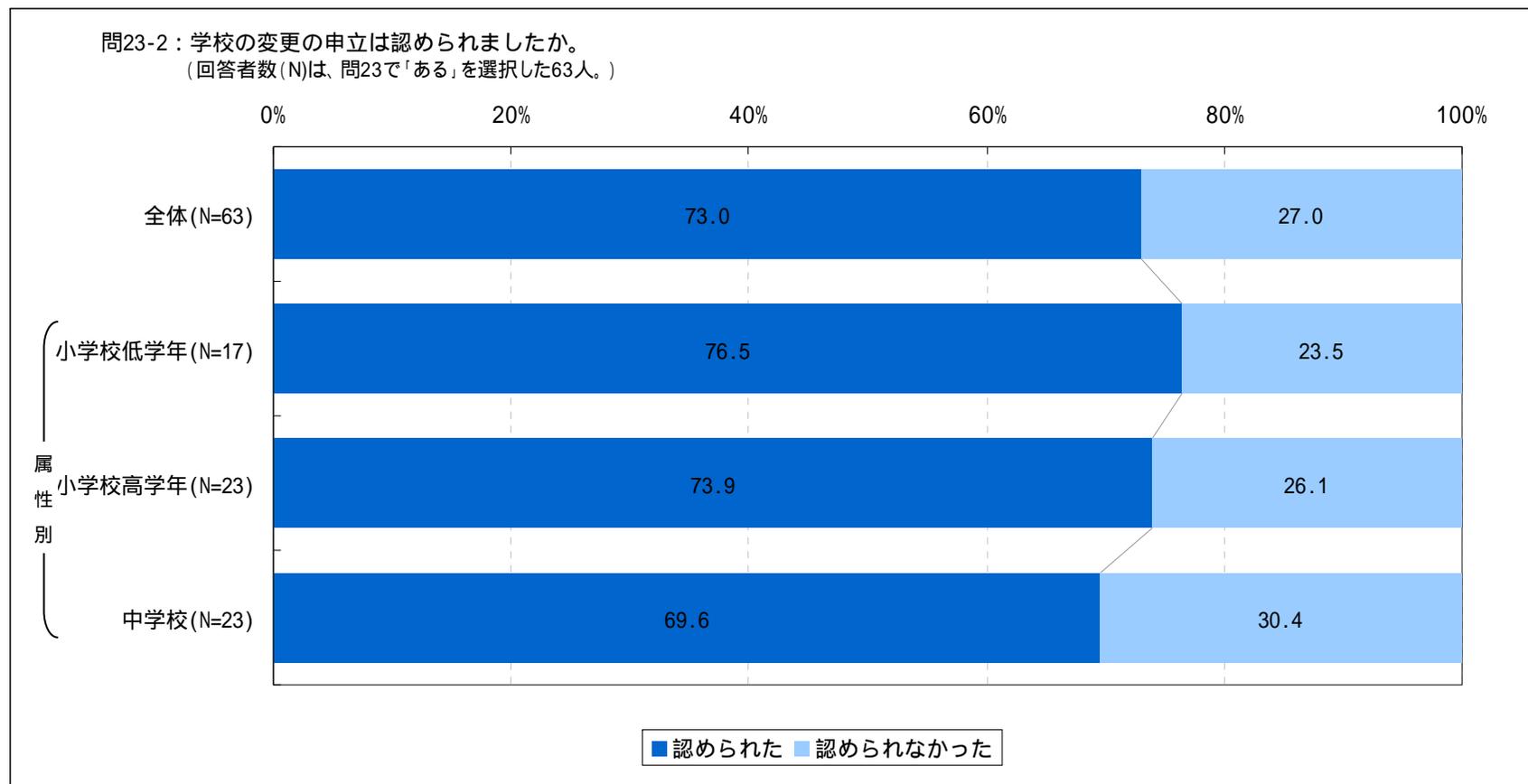
## 問23.1 就学校変更の理由について

就学校変更の申立をしたことがある保護者に尋ねたところ、その理由としては、地理的な理由が40%以上と最も多く、それに次いでいじめ、不登校、転居の予定という回答結果となっている。



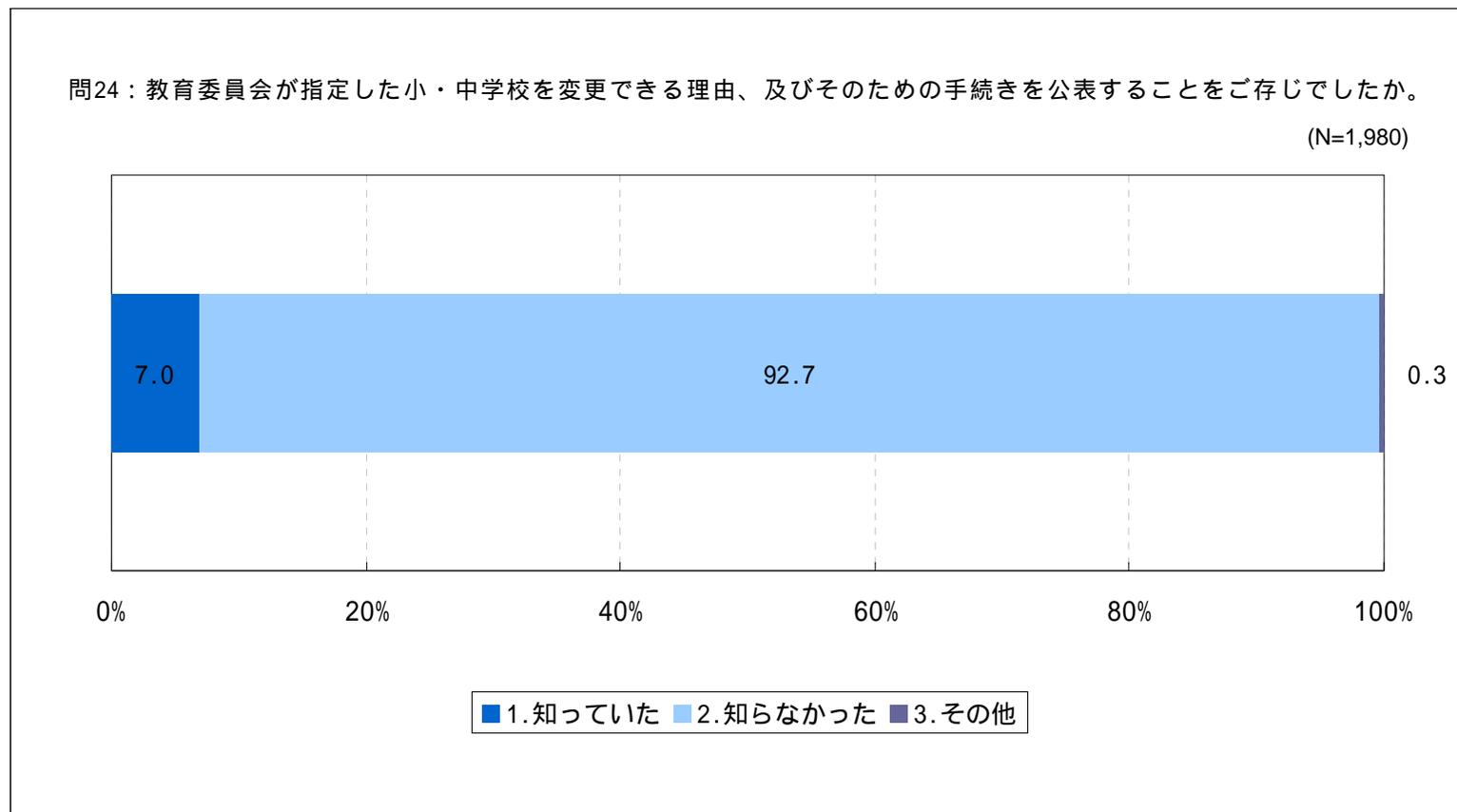
## 問23.2 就学校変更の申立の結果について

就学校変更の申立を行った63人の保護者の4分の3程度が、「認められた」と回答している。残りの4分の1は認められなかったとしており、無視出来ない程度の人数である。



## 問24. 就学校変更の手続き等の公表について

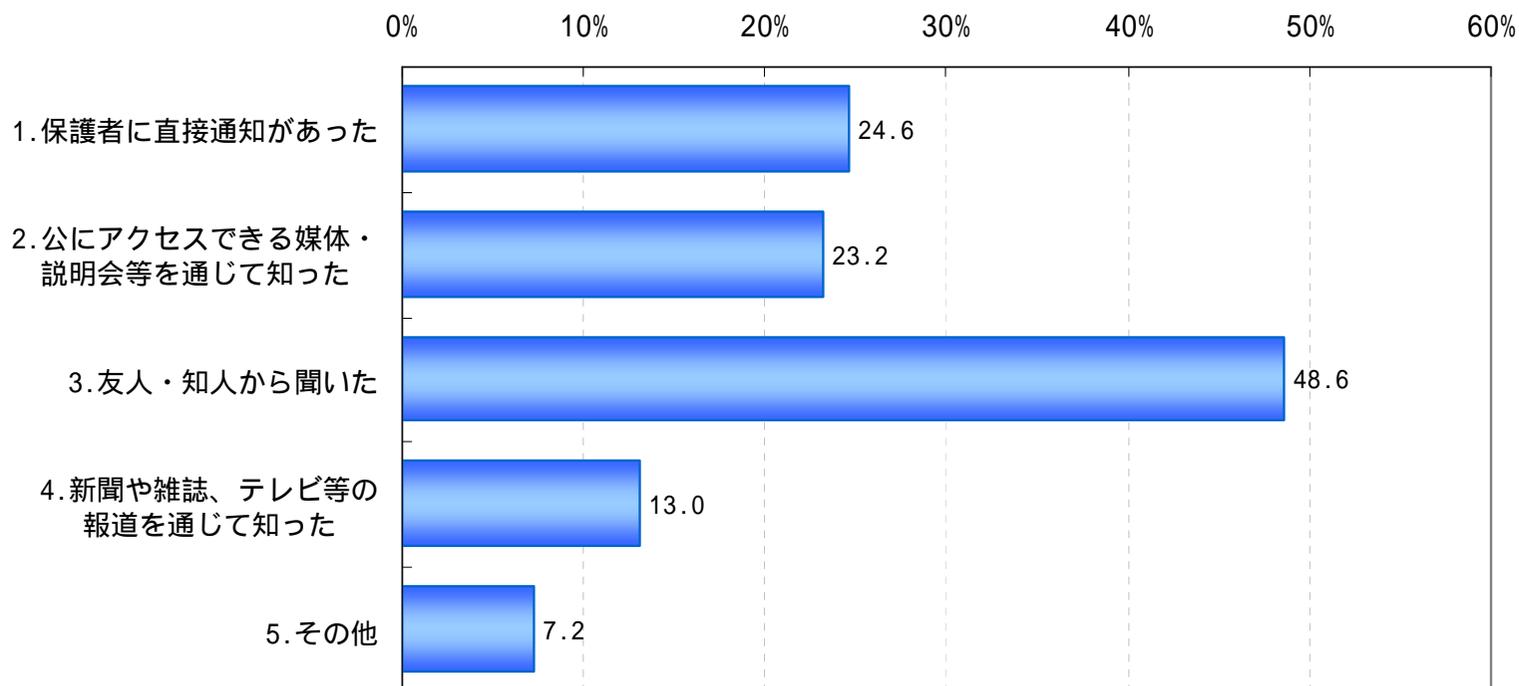
就学校指定の変更の理由等について教育委員会が公表していることを知っている保護者は非常に少ない。



## 問24.1 就学校変更の手続きについて

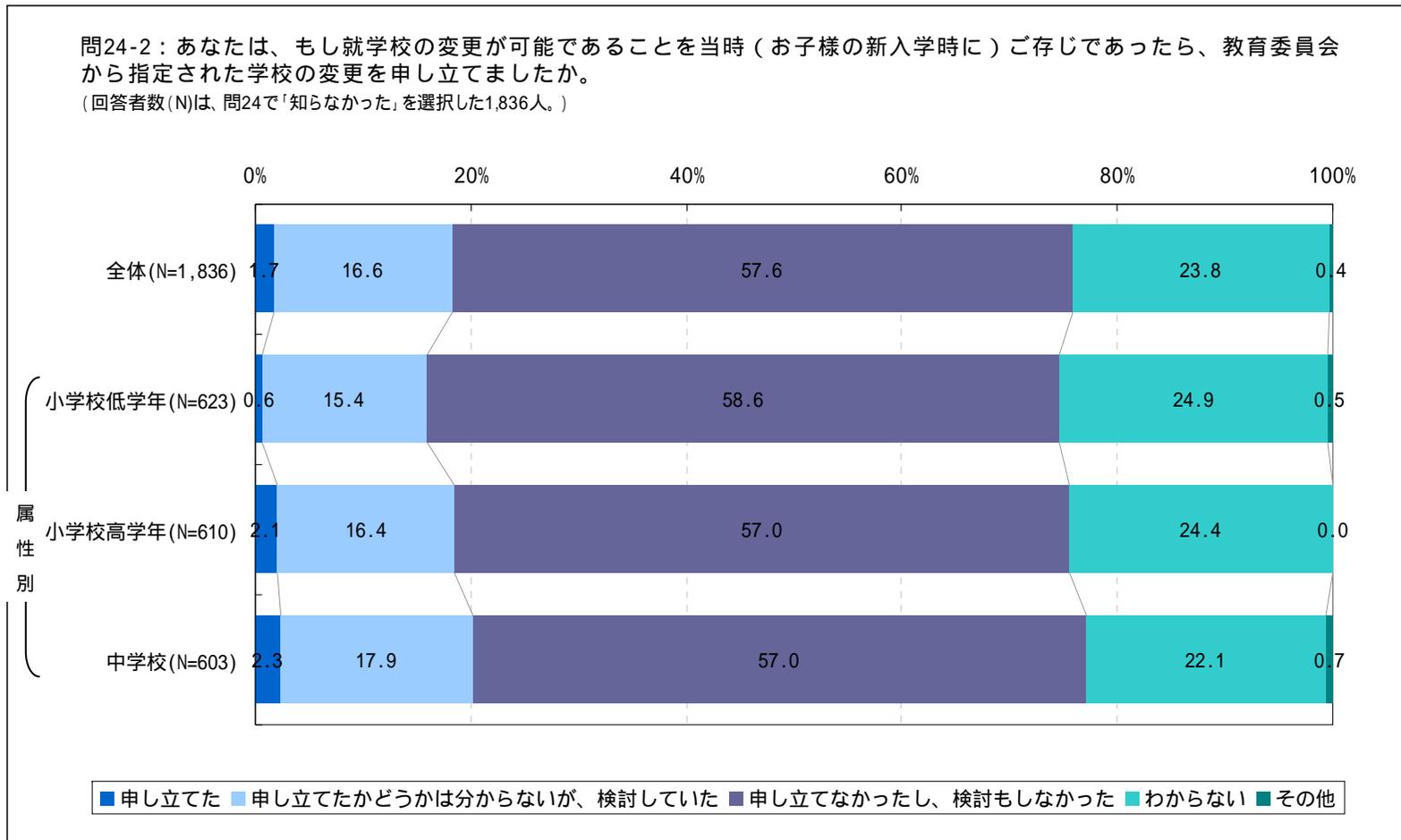
就学校変更についてどのようにして知ることになったかについては、友人・知人から聞いたが50%弱で最も多い。教育行政側からの広報活動による直接通知、説明会などは25%程度に留まっている。

問24-1：あなたは、就学校変更の申立の理由や手続きについて、どのようにしてお知りになりましたか。  
(回答者数(N)は、問24で「知っていた」を選択した138人。)



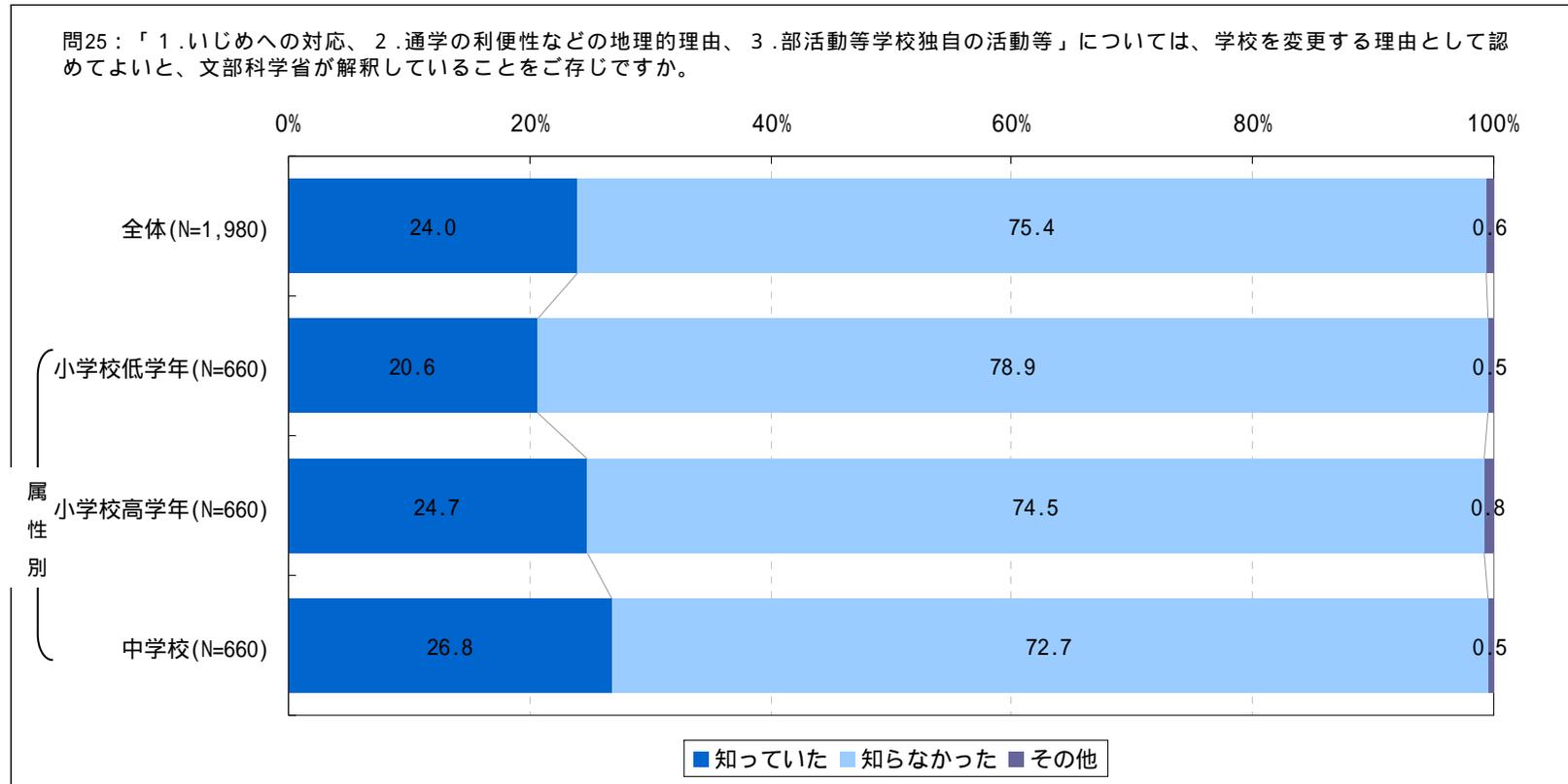
## 問24.2 就学校変更の申立について

就学校変更については、半数以上の保護者がもし認識があったとしてもその検討をしないであろう旨、回答している。一方で20%弱の保護者は「申立をしていた」あるいは「検討していた」と回答している。



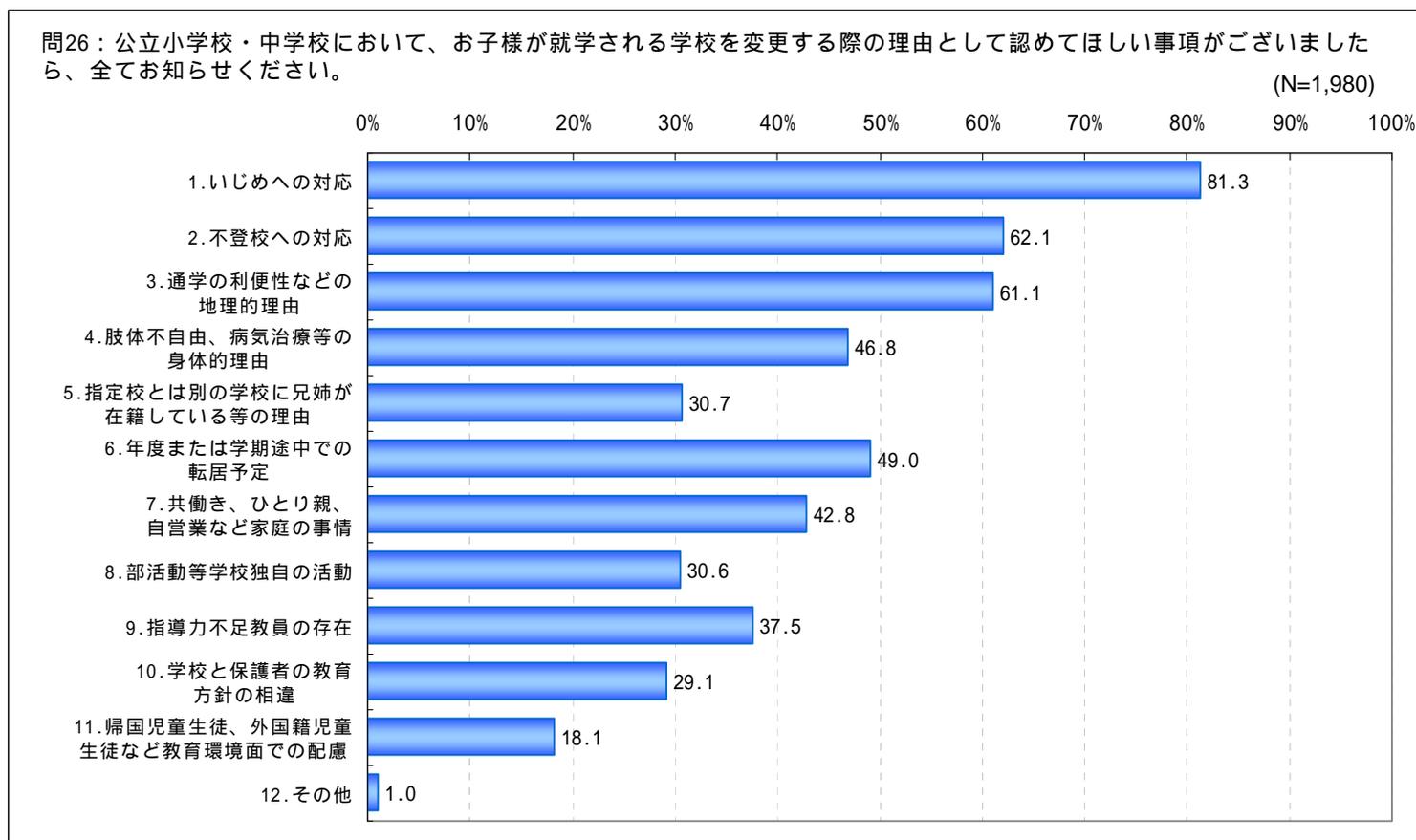
## 問25 . 就学校変更の理由について

いじめ、地理的理由、学校独自の活動などが、就学校変更の理由として認めてよいと文部科学省が解釈していることの保護者への認知度は、25%程度に留まっている。



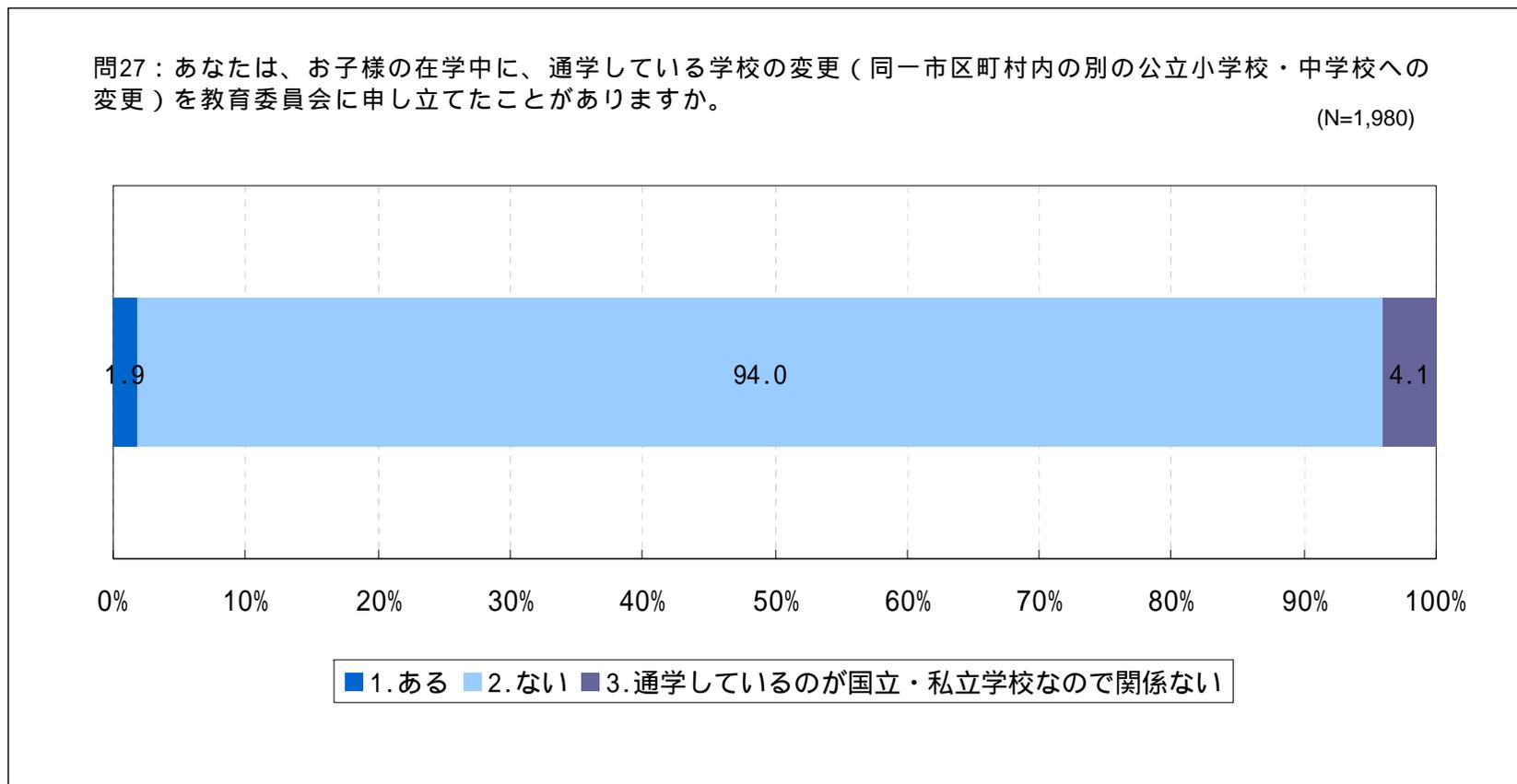
## 問26. 就学校変更を認めてほしい理由について

就学校変更の理由として認めてほしい事項については、いじめへの対応が80%を超えて最も多い。次に不登校への対応、地理的利便性が続いている。また自由回答記述では、学力向上の取り組みの熱心さなどで選択したい趣旨の回答が得られた。



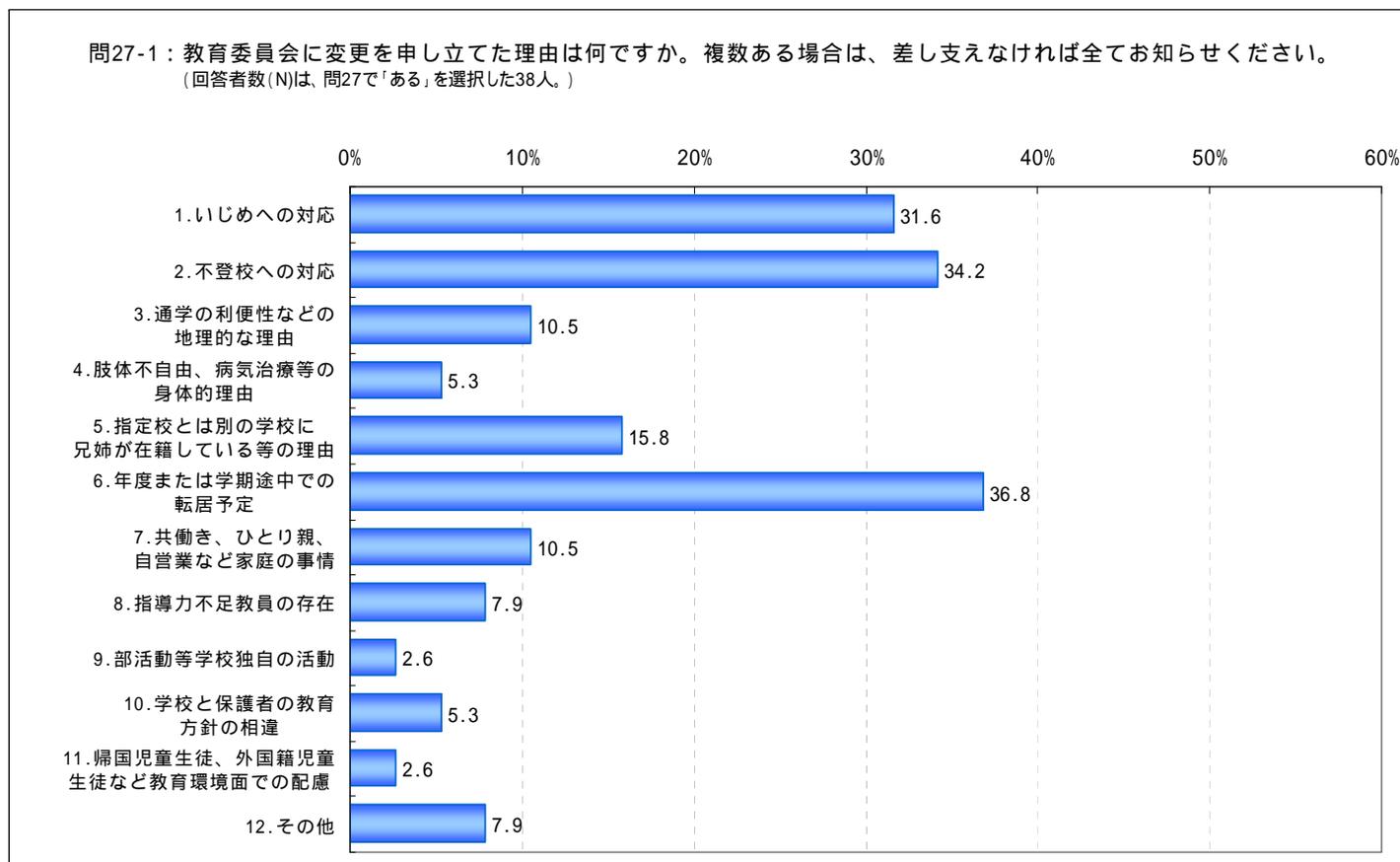
## 問27. 在学中の就学校変更について

在学中の就学校変更の申立については、2%程度と少ない。



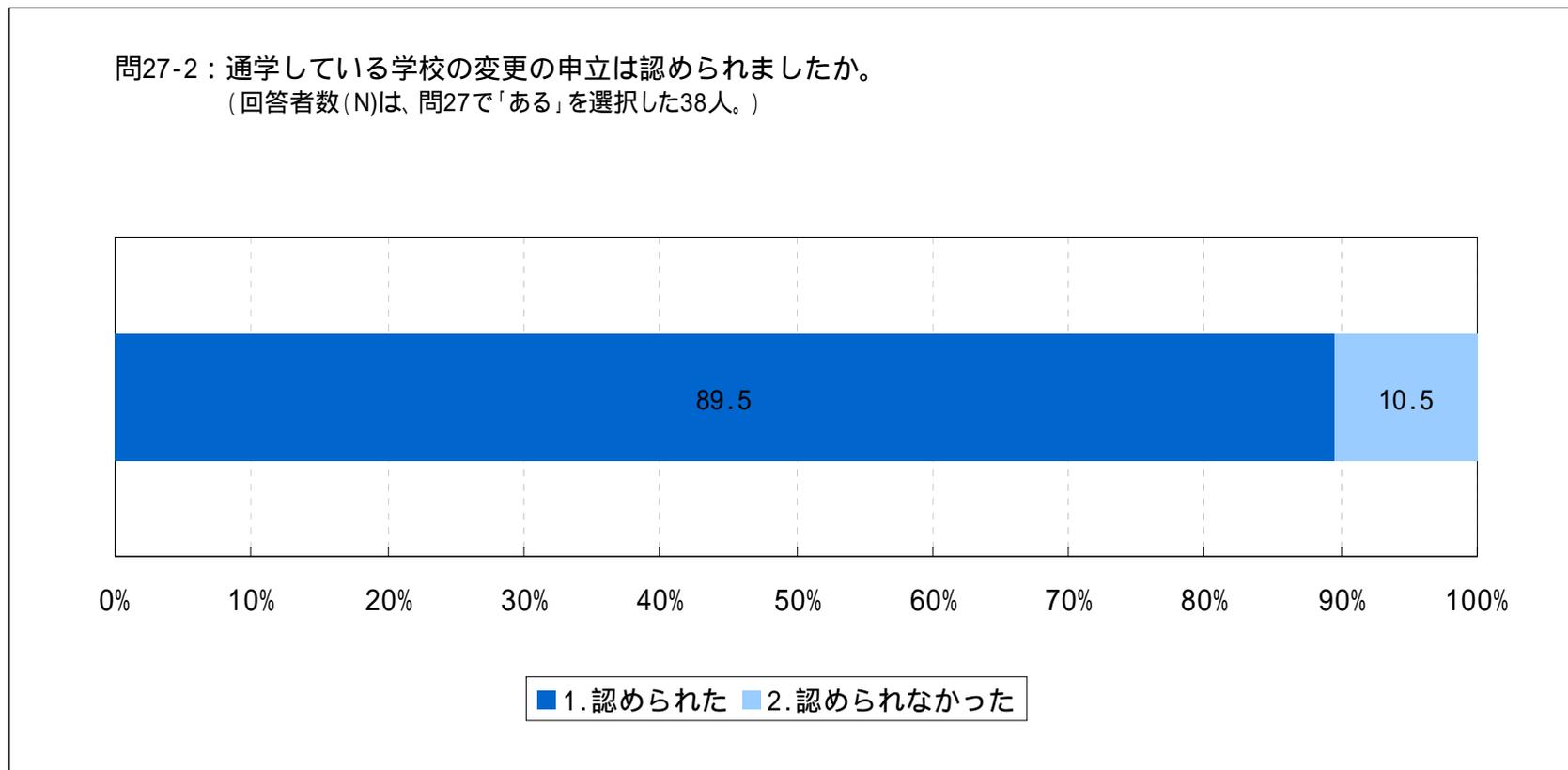
## 問27.1 在学中の就学校変更の理由について

在学中の就学校変更の申立を行った38人の保護者にその理由を尋ねたところ、年度または学期途中での転居が40%弱で最も多い。次にいじめと不登校といった理由が続く。



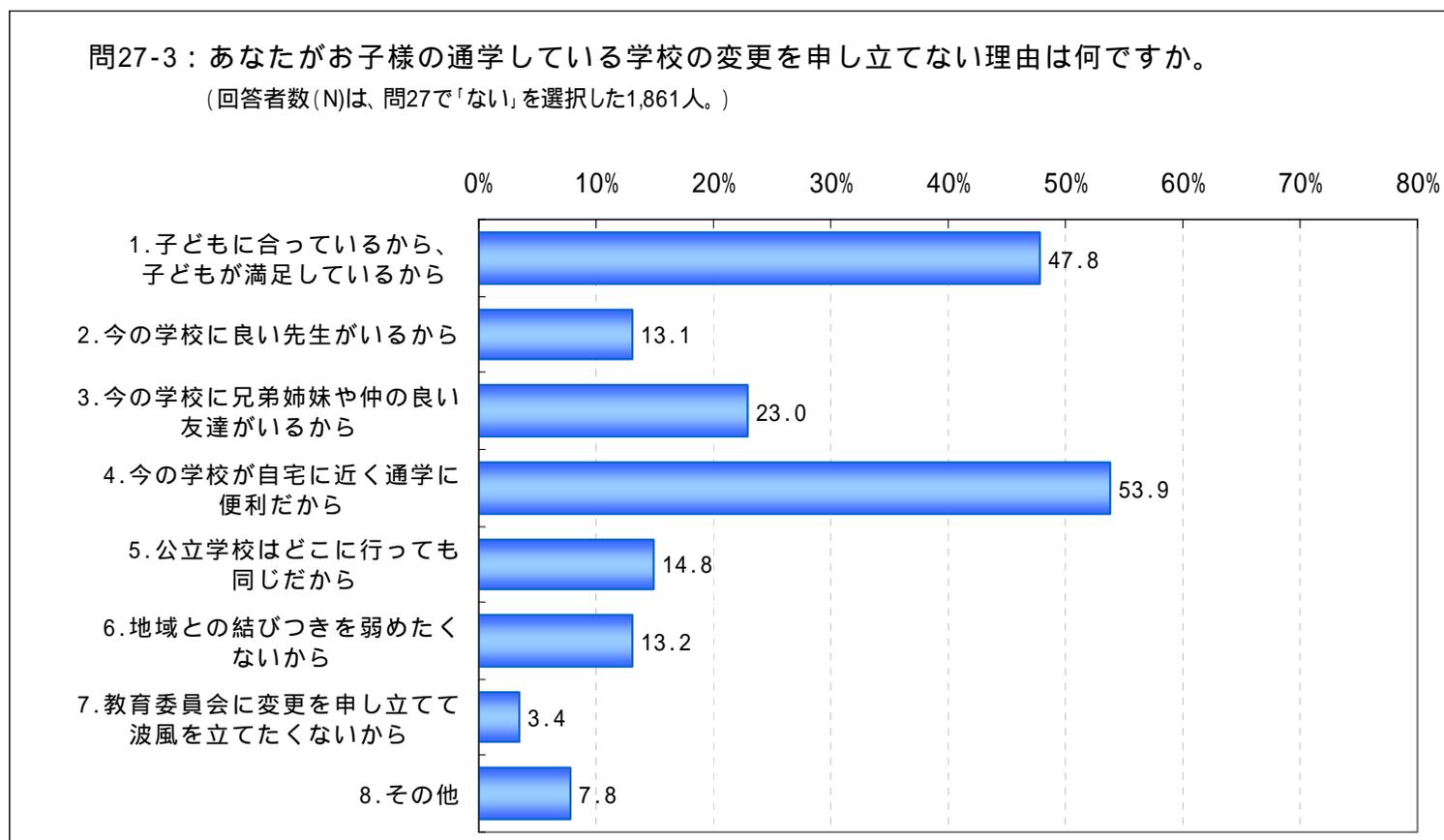
## 問27.2 在学中の就学校変更の申立の結果について

問27で就学校の変更を申し立てたと回答した38人の保護者のうち、約90%が申立が認められたと回答している。



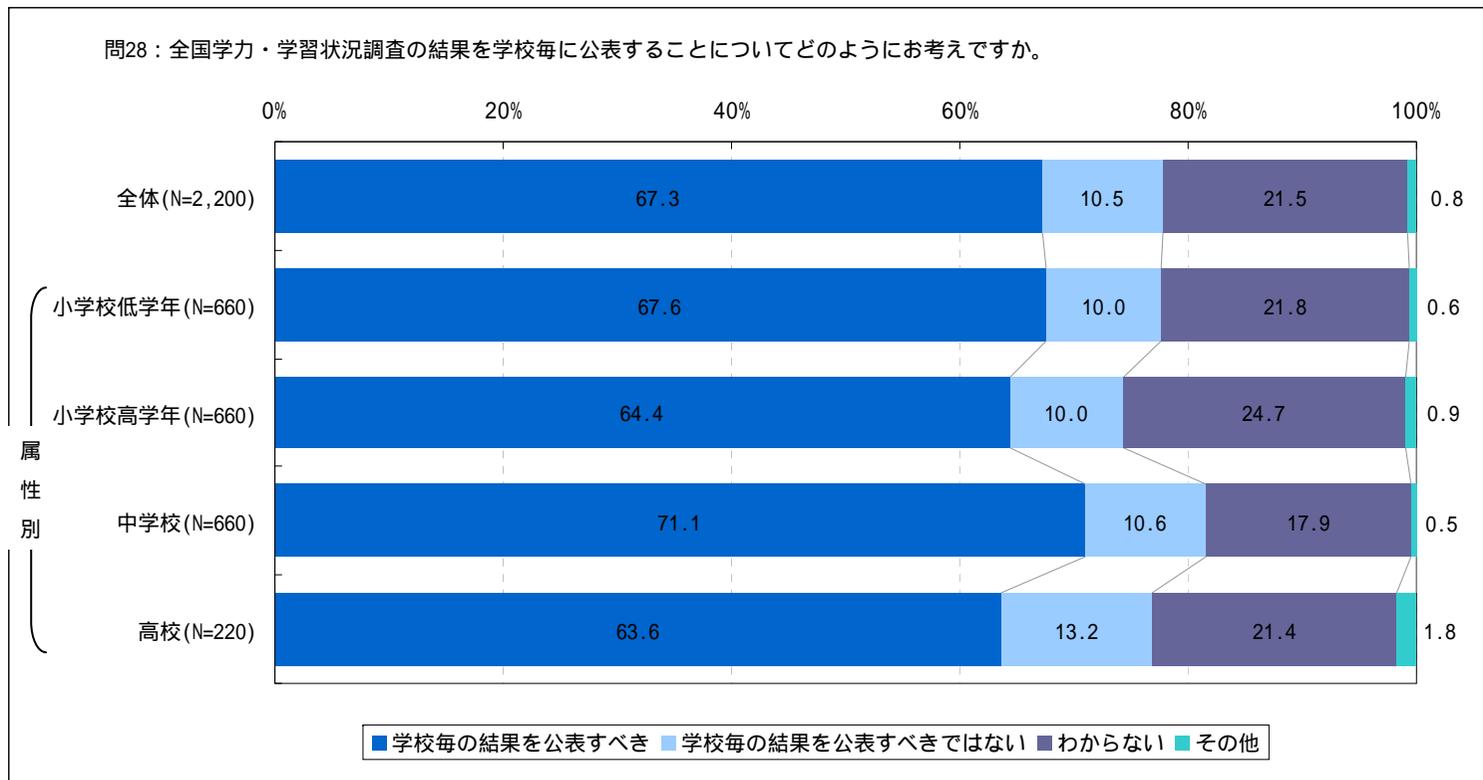
## 問27.3 在学中の就学校変更を申し立てない理由について

通学する学校の変更を申し立てない理由については、地理的利便性と子どもの満足度が50%程度と比較的多い。また自由回答記述では、知らなかった、とする回答も10名以上あり、制度の周知が必要である。



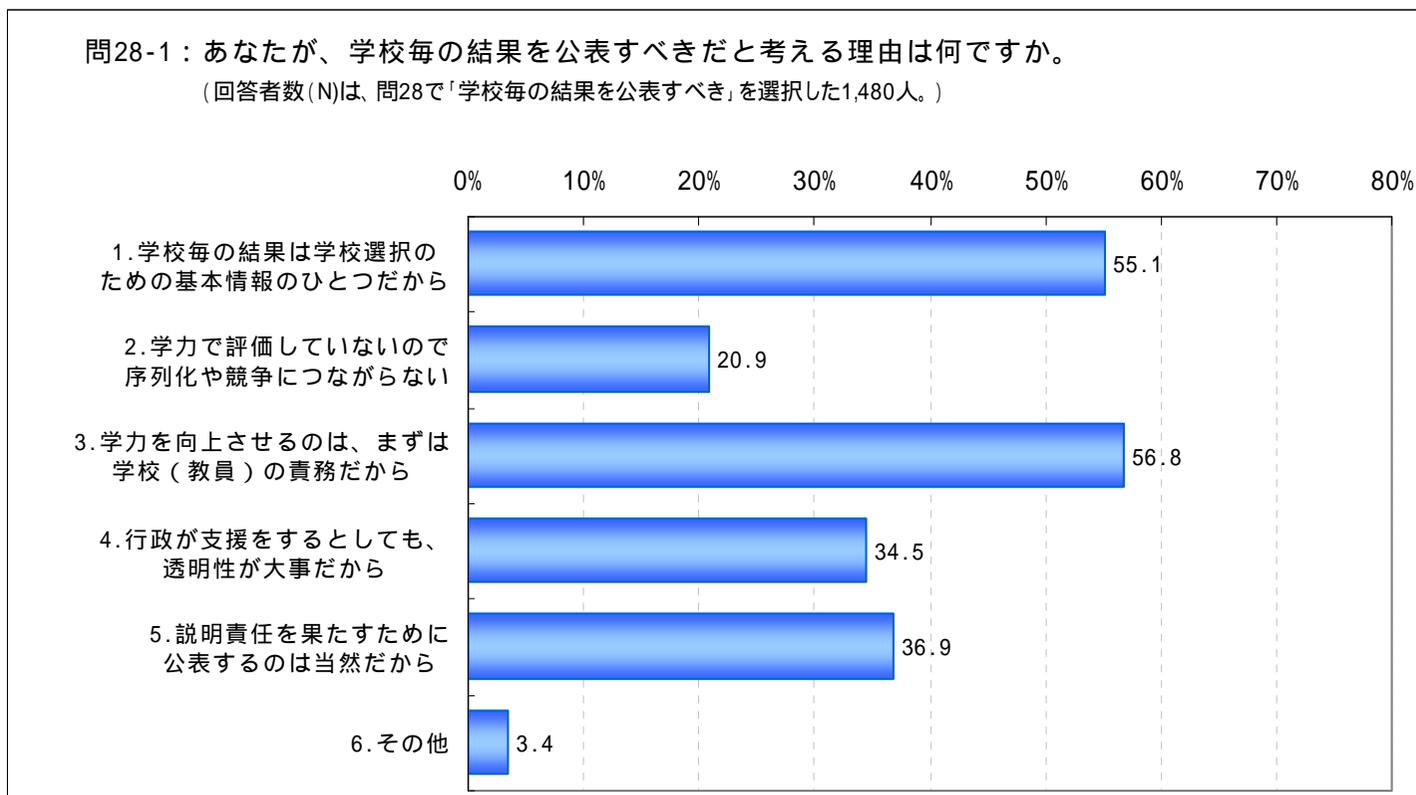
## 問28. 全国学力・学習状況調査の結果の公表について

全国学力調査の結果について、70%弱の保護者は公表すべきであると考えている。公表すべきでないとする保護者は10%程度に留まっている。また、自由回答記述では、結果のみではなく教育内容について公表してほしいという趣旨の意見もあった。



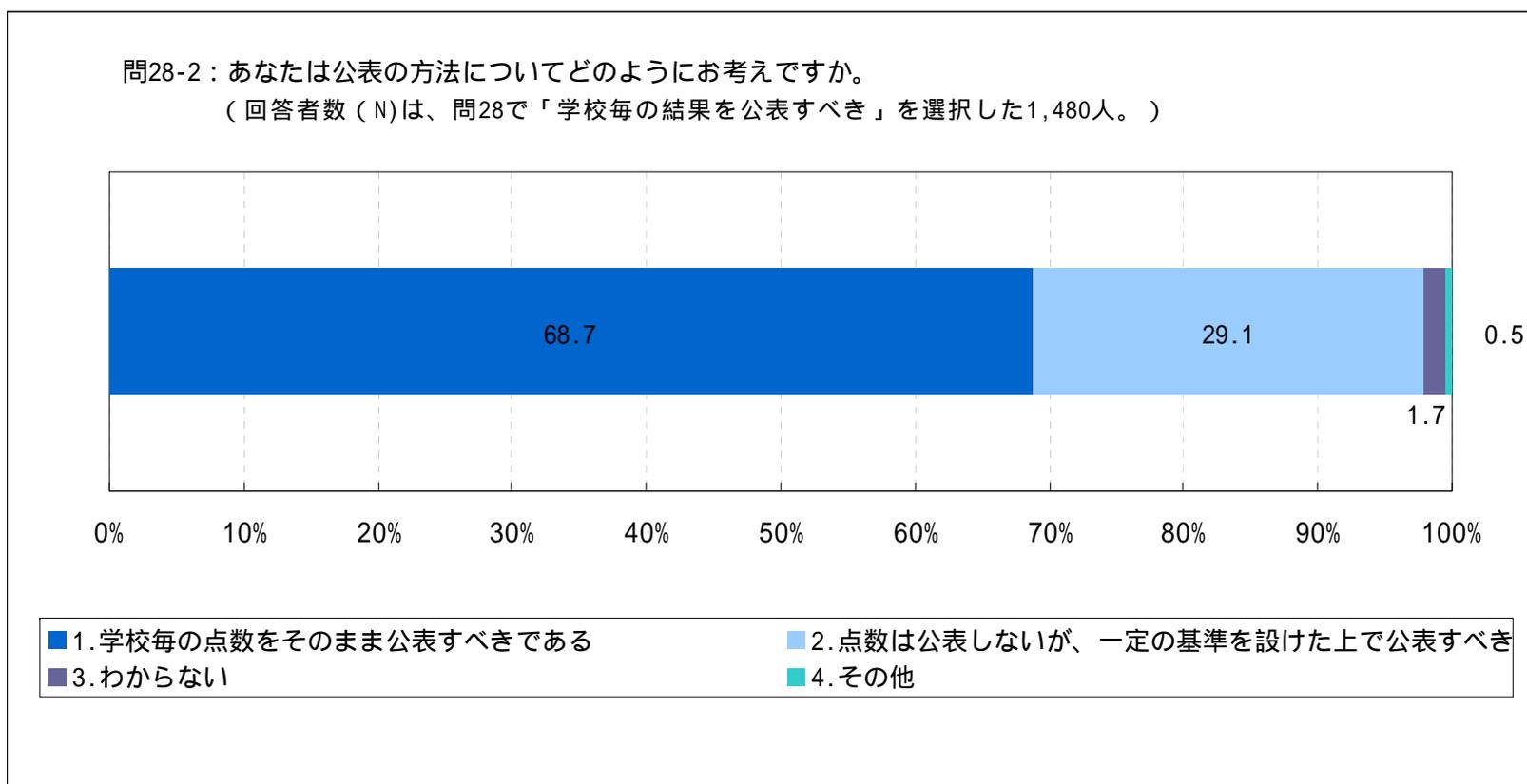
## 問28.1 全国学力・学習状況調査の結果の公表の理由について

学校毎の結果を公表すべきと考える理由については、学力の向上が学校の責務であること、学校毎の結果が学校選択のための基本情報であること、が50%を超えている。また自由回答記述では、公表は当たり前で公表してはならない理由が分からない、とする意見も複数見られた。



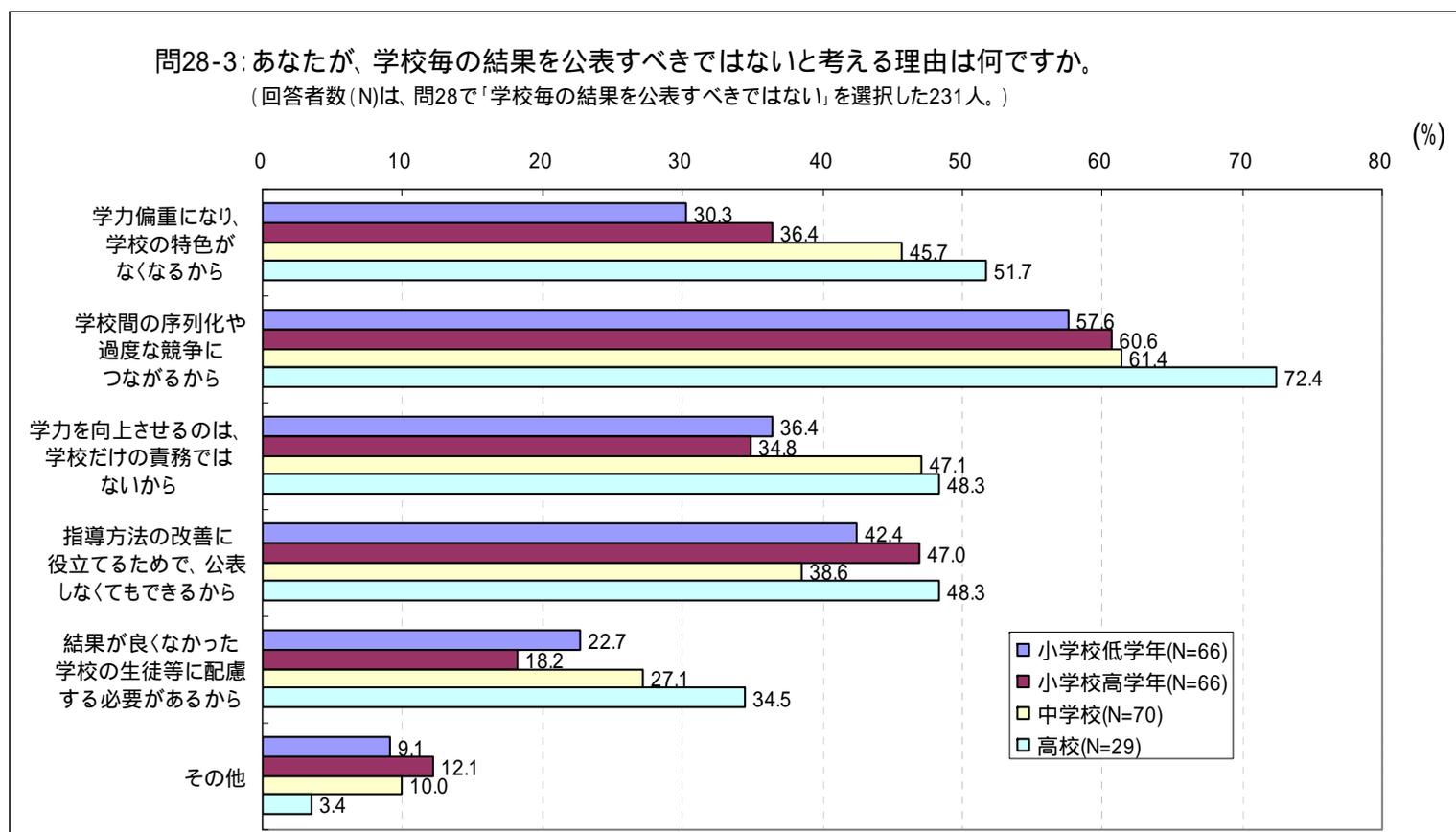
## 問28.2 全国学力・学習状況調査の結果の公表の方法について

問28で「公表すべきである」と回答した保護者の約70%が、学校ごとの点数をそのまま公表すべきと考えている。また自由回答記述では、単なる序列化の点数ではなく、科目別平均点、さらに教科科目内での指導内容カテゴリーといった教育成果の分析として公表してほしいという意見も得られた。



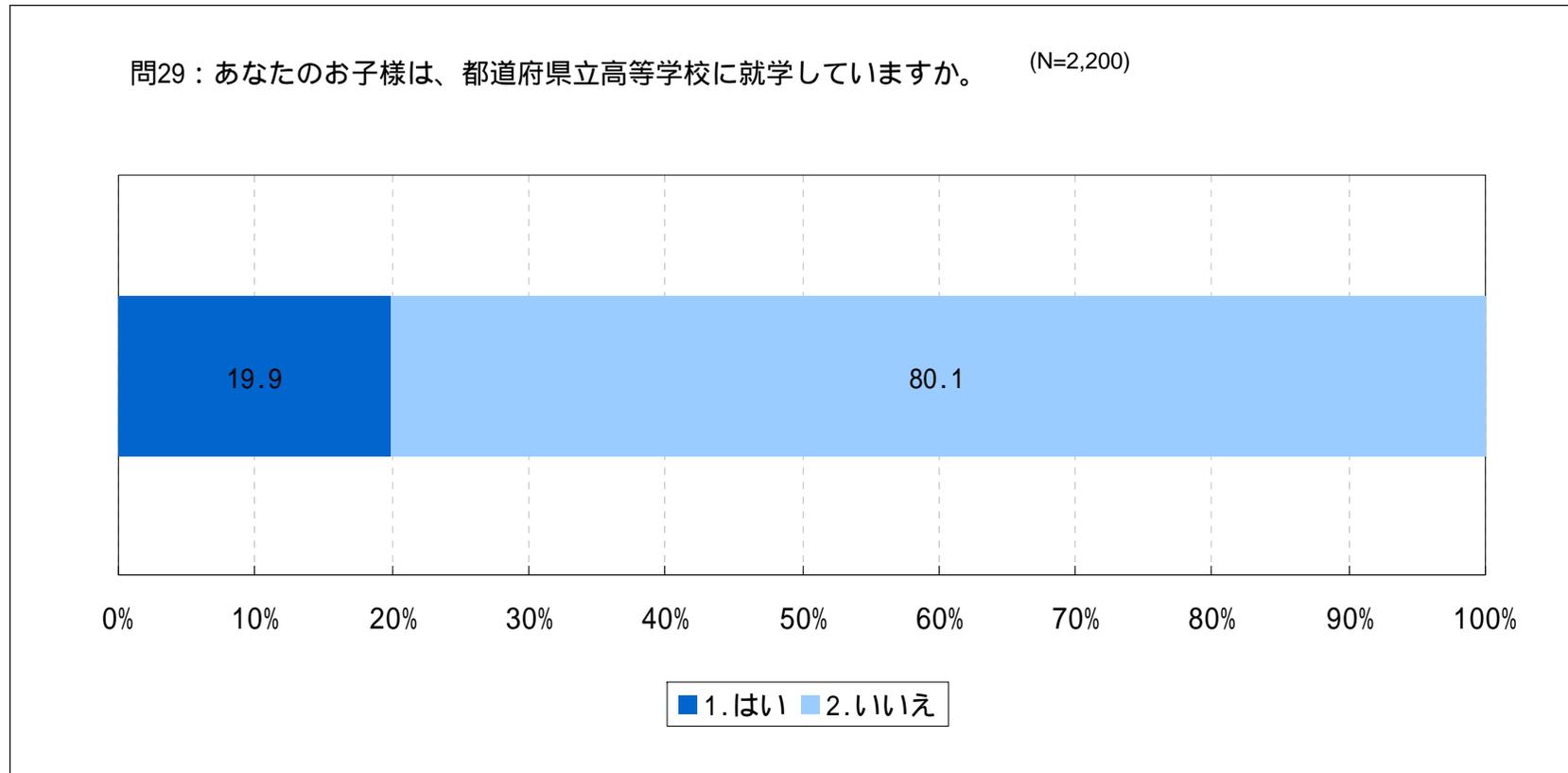
## 問28.3 全国学力・学習状況調査の結果を公表すべきでない理由について

問28で全国学力試験の結果を「公表すべきでない」と回答した保護者の半数以上は、学校間の序列化や過度な競争につながることを良くないと考えている。また自由回答記述では、塾に通えない子どもや学力が低く荒れた学校への支援になるとは考えられないという趣旨の回答が得られた。



## 問29. 都道府県立高校就学状況について

全回答者の20%程度が、都道府県立高等学校に就学する子どもの保護者である。



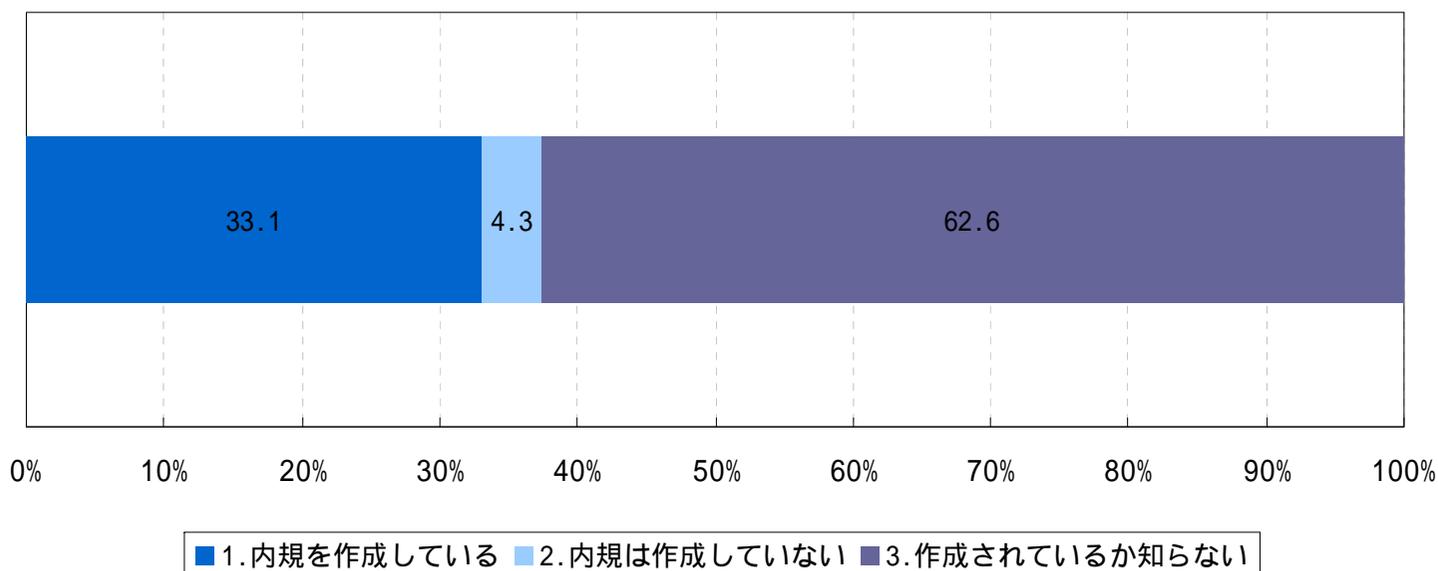
注：本調査では、回答者(保護者)の属性分類について、複数の子どもを持つ場合には年齢が小さい子どもを基準としたが、問29およびその付問では、高校生の保護者全員に対して回答を依頼したため、2ページに記載した『高等学校の属性に入る回答者数220人』を超える数となっている。

## 問29.1 公立高校での懲戒措置について

都道府県立高等学校に就学する子どもを持つ保護者の60%程度は、生徒の懲戒的な措置を定める内規があるかについては知らないが、30%程度の保護者は内規の存在を認識している。

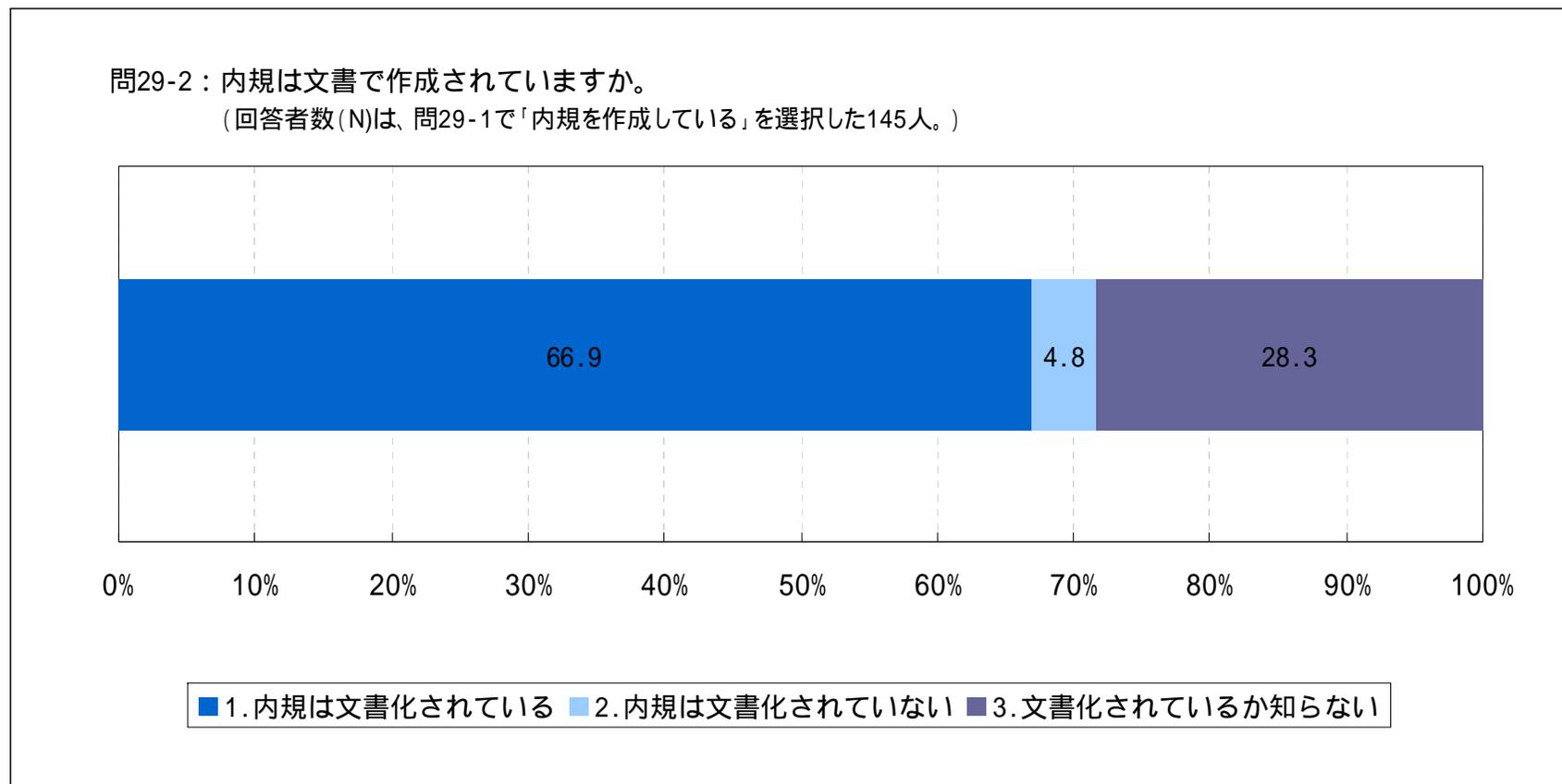
問29-1：あなたのお子様が進学する都道府県立高等学校では、自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、その他懲戒的な措置を定める内規を作成していますか。

(回答者数(N)は、問29で「はい」を選択した438人。)



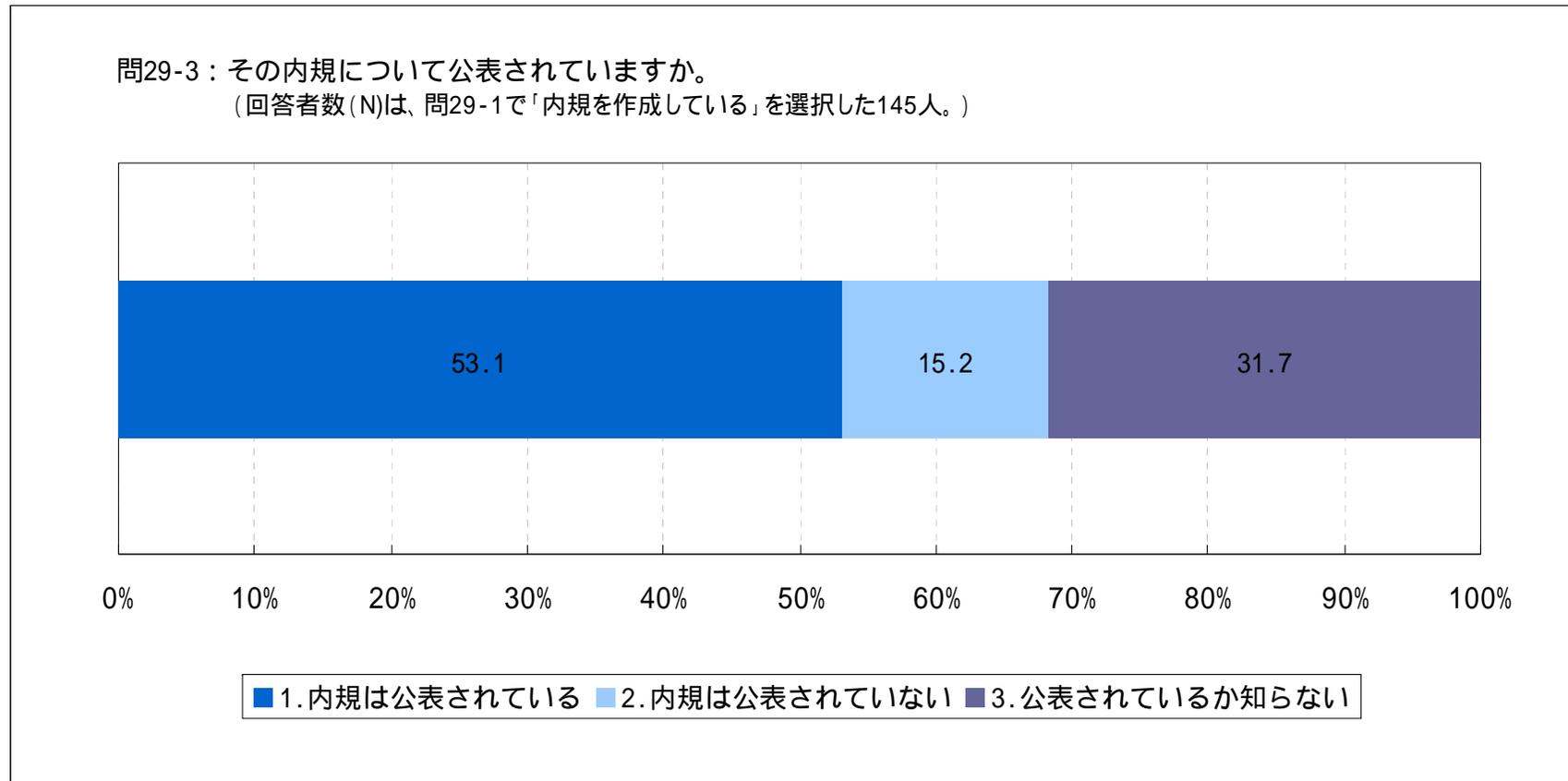
## 問29.2 公立高校の懲戒措置の内規について

問29.1で内規の存在を認識している保護者の約3分の2は、文書で作成された内規の存在について認識している。



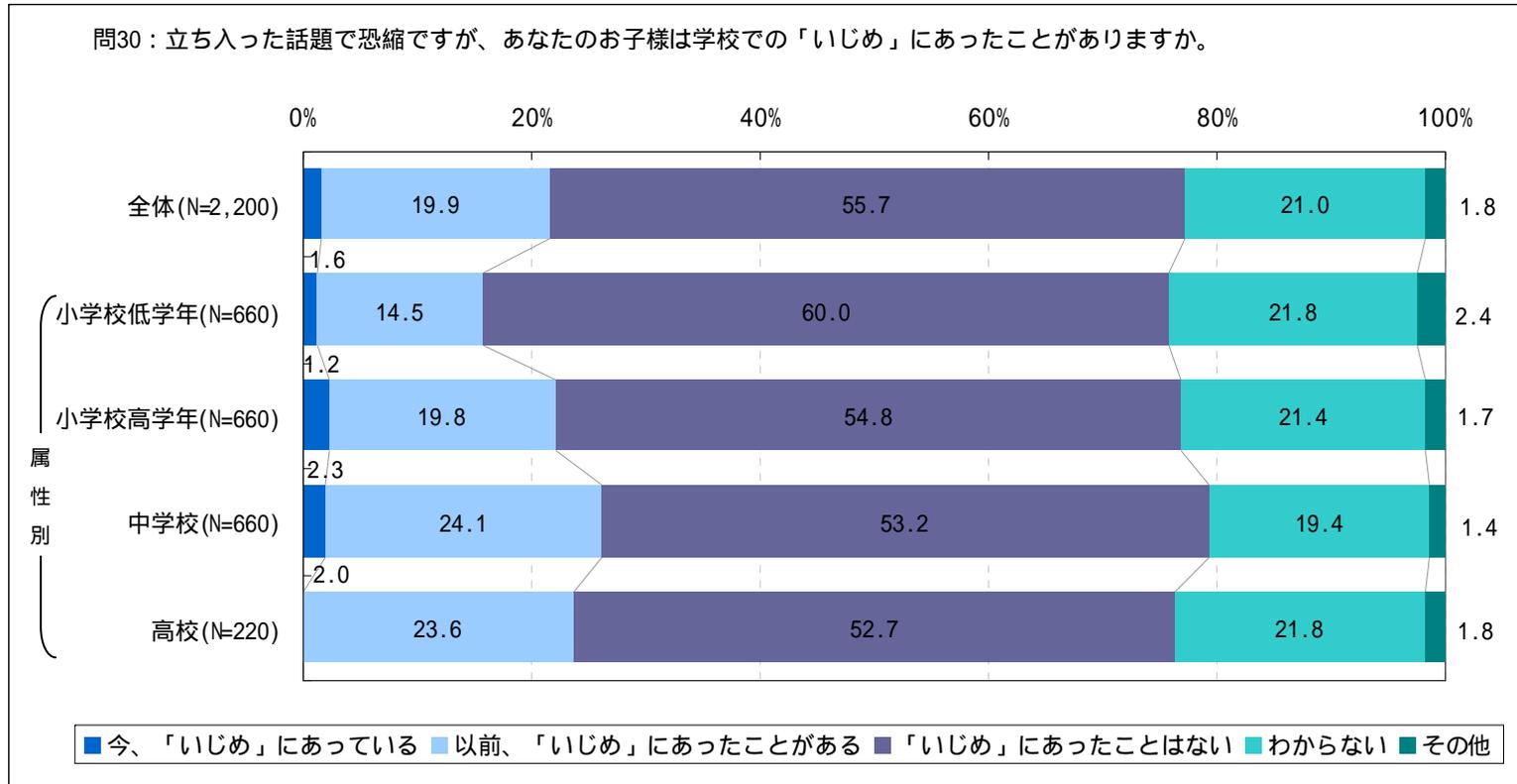
## 問29.3 公立高校の懲戒措置の内規の公表について

都道府県立高等学校の生徒懲戒を定める内規について、保護者の50%以上が内規が公表されていると回答している。



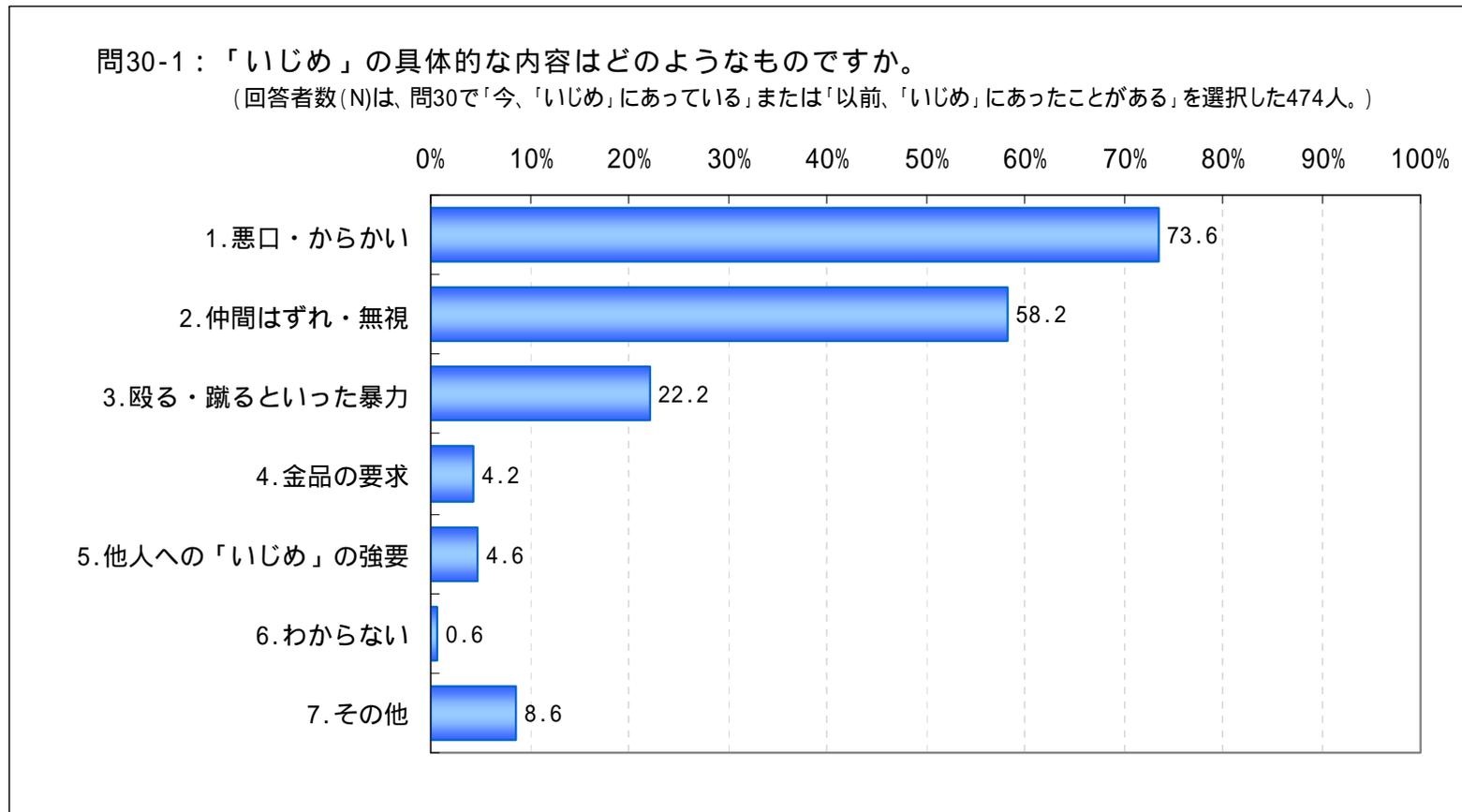
# 問30. 子どものいじめについて

50%以上の保護者は、子どもがいじめにあったことはないとしている一方で、20%程度の保護者が、過去あるいは現在子どもがいじめにあったことがあるとしている。



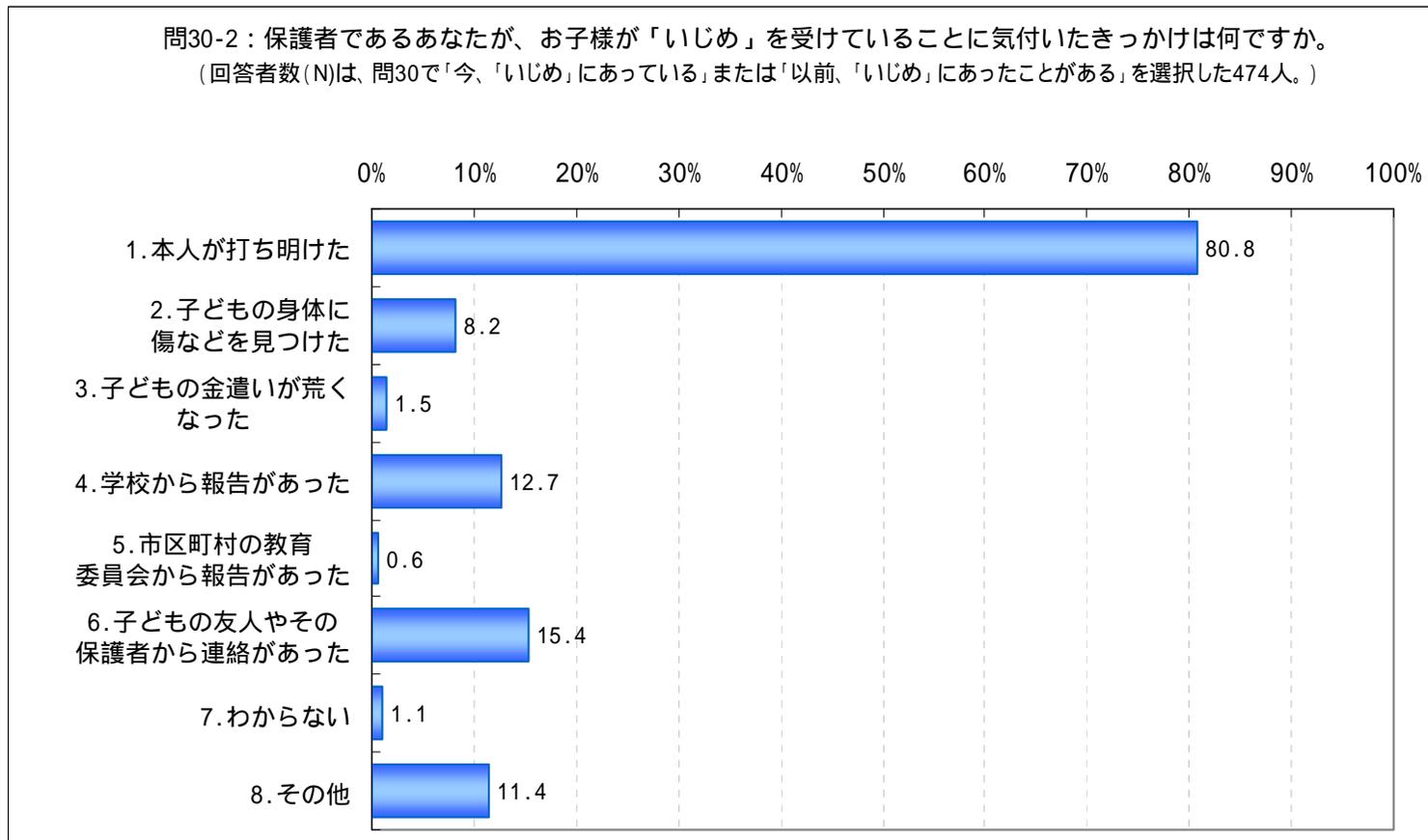
# 問30.1 いじめの種類について

保護者が認識するいじめの種類は、「悪口・からかい」が70%以上と最も多い。次に「仲間はずれ・無視」が続く。暴力も20%程度と少なくない。また自由記述回答では、教員からの嫌がらせについての記述が数件あげられている。



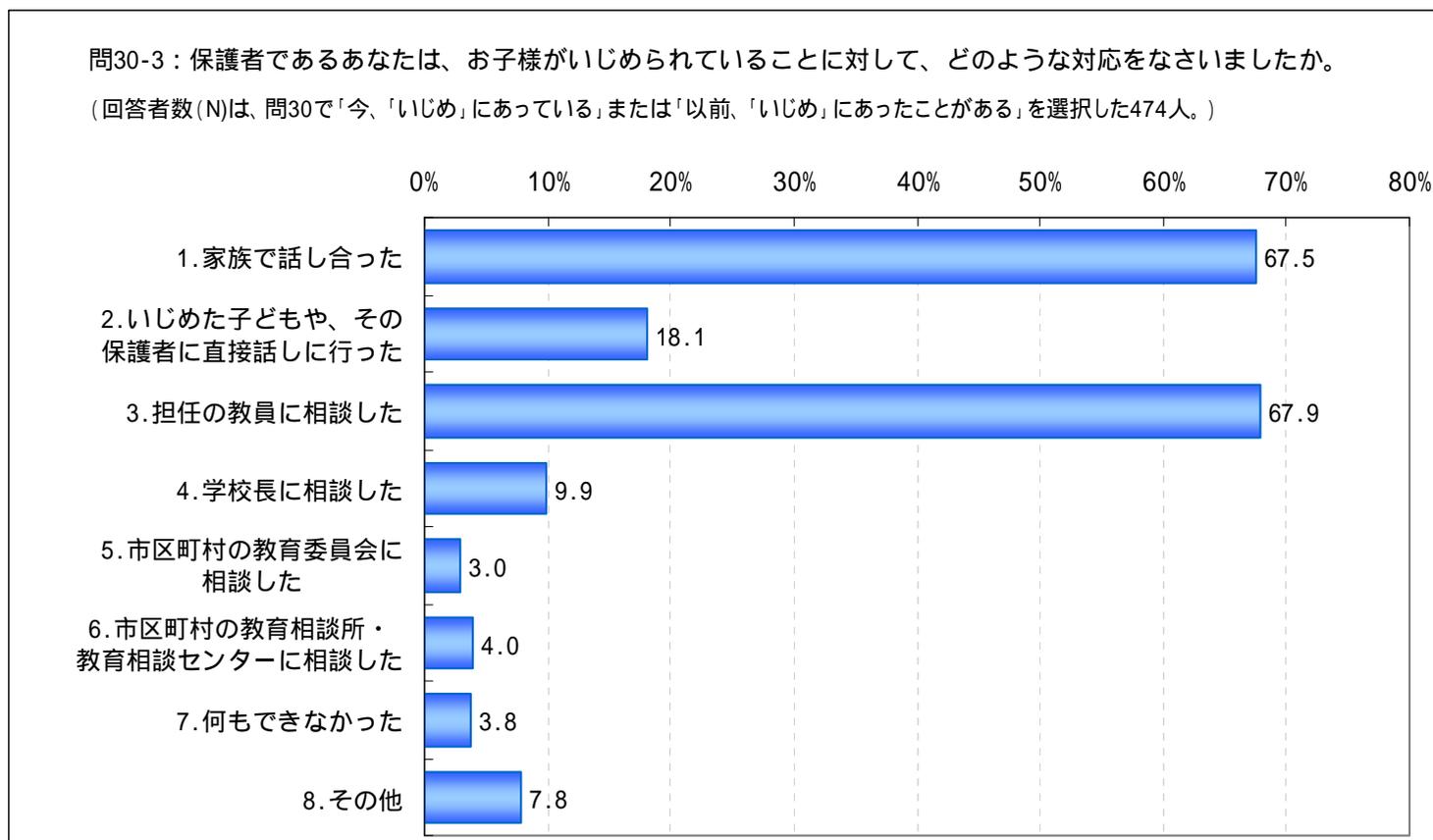
## 問30.2 いじめの認識のきっかけについて

保護者がいじめを認識するきっかけは、「本人が打ち明けた」のが80%程度と圧倒的に高い。また自由記述回答では、そのほとんどが保護者側の子どもへの働きかけや観察がいじめの認識のきっかけであり、担任教諭や学校側のいじめ発見と対応に関する記述は非常に少ない。



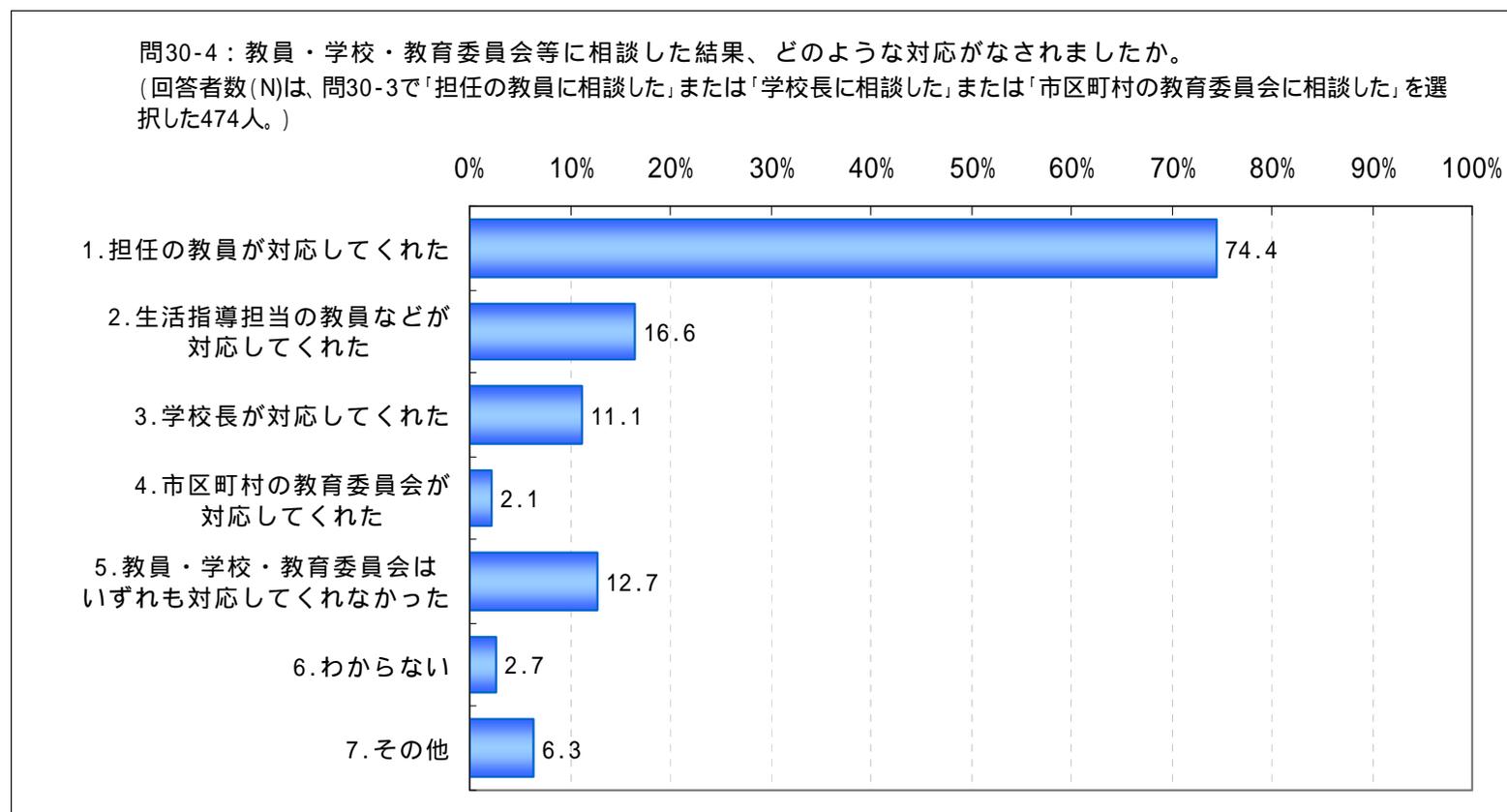
## 問30.3 いじめへの保護者の対応について

いじめに対する対応は、70%弱の保護者が家族での話し合いと担任教諭への相談と回答している。自由記述回答では、転校による対応も数件あげられているものの引越しや私学への転校もあり、いじめを理由とした就学校変更の申立が望ましかった事例もあると推察される。



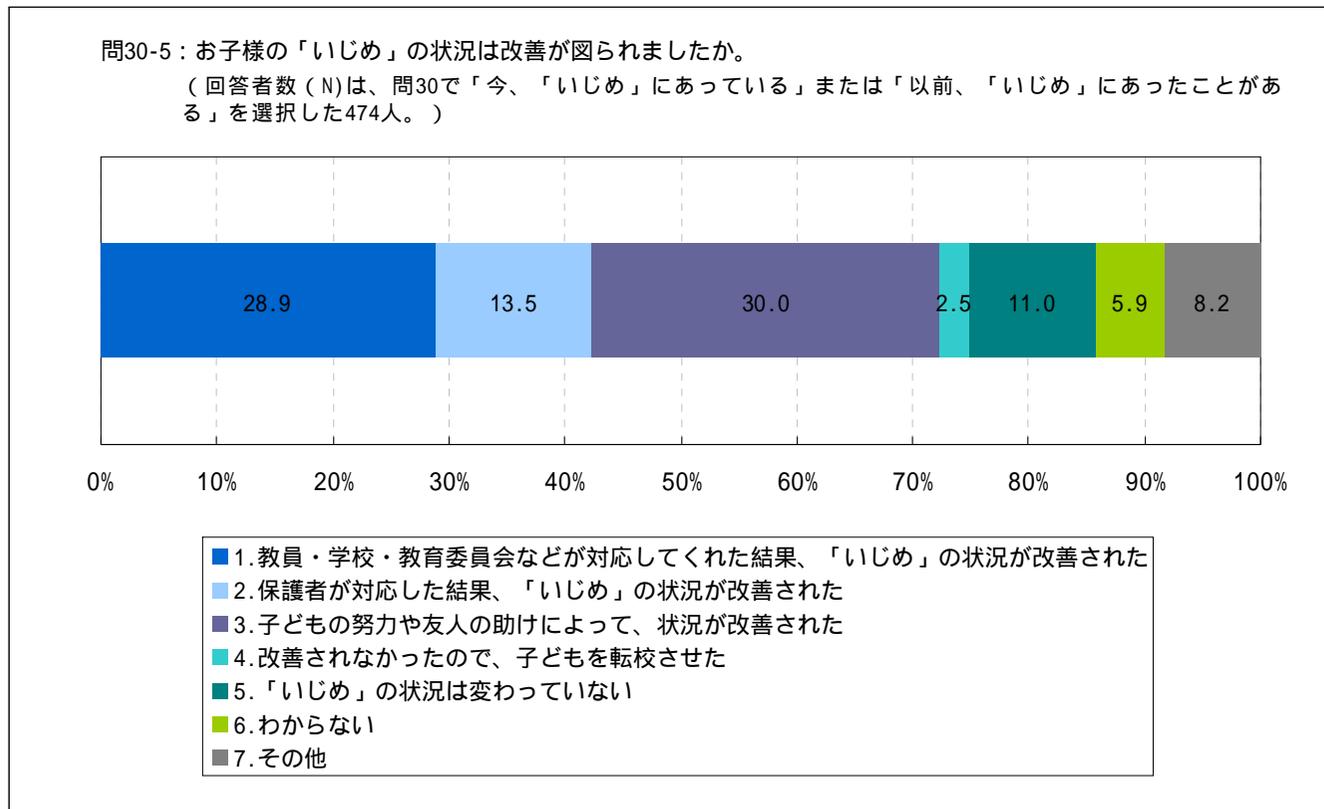
## 問30.4 いじめへの学校等の対応について

子どものいじめについて学校関係者に対する相談の結果、担任教諭が対応してくれたという回答が最も多い。学校関係者は対応してくれなかったという回答も13%にのぼっている。



## 問30.5 いじめの改善状況について

いじめの状況が改善された理由としては、「子どもの努力や友人の助け」「教員・学校・教育委員会などの対応」が多い。自由回答記述では、卒業や進級の際のクラス替えでいじめに収拾がついたという回答も複数見られた。



## 問30.6 いじめの予防策について

いじめ予防策として保護者が効果的と考えるのは、いじめる子どもに指導を行うことと考える保護者が60%程度と最も多く、次に日頃のいじめについての啓発活動が続く。ほぼ全ての回答選択肢に対して30%以上の回答がなされていることも特徴的である。自由回答記述では、子どもに対する対応の提案が多いが、いじめる側の保護者への対応についての提案もなされている。またいじめはなくならないという悲観的な見解、また少なからず感情的になっていると見受けられる意見も記述されており、いじめ問題の対応の難しさを改めて感じさせられる。

